

し府尹・郡守・島司の徴收事務は稅務署長に移管した。徴收の方法は略内地に同じく、府邑面をして徴收せしむる稅目は第三種所得稅・地稅・營業稅・乙種資本利子稅・個人の普通利得に對する臨時所得稅とし、其の他の國稅は總て稅務署長に於て納稅義務者から直接徴收する。但し府邑面をして徴收せしめる國稅に於ても納稅義務者より直接納付せしめるを便利とするときは直接稅務署に於て徴收し得る。

## 二、關稅

**イ、輸入稅** 大正九年八月二十八日帝國共通の關稅制度が布かれ内地其の他の帝國領土と共に一關稅區域を形成し、朝鮮に輸入する物品に對しては内地其の他の帝國領土に輸入する場合に於て賦課する關稅と同率の關稅を賦課せられるものであるが、其の産業、民度其の他の事情に鑑み國境關稅制度及一部特例稅率並免稅特例を存置した處、後者は産業の進展其の他の事由に因て稅率に付ては存置の理由が消失したので、速に内鮮關稅統一の實現を期する爲、木材及鹽に付過渡的措置を講じ、昭和四年三月三十日限り之を撤廢し、右兩品に對する過渡期稅率も同七年三月末を以て全く消滅した。其の後鮮滿關係の緊密化に伴ひ國境地方の實情に即應せしむる爲昭和十二年免稅特例の内容を擴充し、同時に北鮮三港の保稅地域に於ける特殊作業を認め又アルコール原料の免稅をも加へた。越へて昭和十三年には鮮滿陸接國境地域に於ける經濟開發の促進を圖る爲、國境河川に跨る橋梁・水力發電設備等に要する特定物品に對し免稅特例を設け、又同十四年は旱害對策及食糧對策の一項目として、粟・高粱

及小豆に對し同年九月一日より向ふ一年間之が輸入稅を免除することとした。昭和十六年度中に於ける輸入稅收入額は七百二十四萬四百二十八圓である。

**ロ、移入稅** 移入稅は統一關稅制度採用と共に内鮮間相互に之を撤廢し、且船舶貨物の自由交通を認めることを根本の方策とし、内地に於ては新制度の施行と共に移入稅の撤廢を斷行したが、朝鮮に於ては大正九年度の財政計畫に當つて、經費の膨脹を來し、朝鮮歲入中の主要財源である移入稅を撤廢することが出来ない事情に際會した爲内地側と同時に之を實行することが出來ず、其の後も屢延期せざるを得なかつたが、同十二年度より酒精、酒精含有飲料及織物を除く一切の物品に對して移入稅を撤廢し、更に昭和二年度より織物中綿織物の稅率の三分一を減じて之を從價五分としたが、最近財界の好轉に伴ふ一般歲入の自然増加及昭和九年度より實施の稅制整理に依る増收、産業界好況等に依り昭和十二年度以降十五年度迄の四箇年間に於て過渡的に從來の稅率を大體三分の一宛二回に互り低減し昭和十六年度以降之を全廢せられた。

尙内鮮間出入船舶貨物に對する取締に付ては成るべく之を緩和し大正十二年移入稅の一部撤廢と同時に船舶に對しては從來其の出入を開港に制限したるを全然自由にして開港不開港を問はず其の出入を許し、貨物に對しては移入稅、消費稅及出港稅に關係なき貨物は沿岸何れの地でも出入し得ることとし、移入稅、消費稅及出港稅に關係ある貨物に對しても從來の開港の外、南鮮地方を主として内地と直接交通の衝に當る港を指定し、之に稅關出張所を設置して貨物通關の事務に當らしめ、以て鮮内

重要諸港の自由交通に支障なからしめたのであるが更に昭和十六年移入税撤廢の機會に於て内鮮間經濟交通の一層の圓滑を圖る爲消費税關係物品の移入手續を簡捷ならしむる事とし左の物品の移入に付てのみを従來通特定の港を經由せしめ課税することとし其の他の貨物の移入は總て自由ならしめるとしたのである。

(一) 砂糖、糖蜜、糖水

(二) 揮發油

(三) 朝鮮に於て消費税を課する物品にして移出地に於て消費税を課せざるもの

(四) 移出地に於て朝鮮に於けるよりも低率の消費税を課するもの

(五) 朝鮮移入に際し移出地の消費税の戻免税を受くるもの

三、噸税

噸税は外國貿易の爲、外國に往來する船舶が開港に入港した場合に之を課し、従來關税と同様併合當時の宣言に基いて、外國又は内地、臺灣、樺太から朝鮮開港に入港する船舶に對しては舊率に據つて課税したが、大正九年八月二十九日以後は總て内地に於ける噸税法の例に依ることと改めると同時に朝鮮と内地、臺灣又は樺太との間に通航する船舶に對しては噸税を課さないことにした。昭和十六年度中に於ける噸税収入額は五萬二千六百十圓である。

四、出港税

出港税は内地、臺灣・樺太又は南洋群島に於て内國税を課する物品及朝鮮に於て輸入税の特例を設けた物品に對し、朝鮮と内地、臺灣・樺太又は南洋群島との間に於ける内國税及關税の相違を調節する爲、大正九年八月二十九日以後新に之を設定したものであつて、當該貨物を内地、臺灣・樺太又は南洋群島に移出する場合に之を賦課するものである。

昭和十六年度中に於ける出港税収入額は四十四萬三千七百二十一圓である。

# 一〇 金融

## 通貨

現に朝鮮に流通する通貨は内地各種鑄幣及朝鮮銀行券である。舊韓國貨幣は大正七年四月貨幣法が朝鮮に施行せられるやうになり、大正九年末限その通用を停止し、其の後五年間政府に於て通貨を以て之と引換へたのである。

朝鮮銀行券は朝鮮銀行法に依つて發行する銀行券で、其の發行制度は正貨準備による發行と保證による發行とに區分せられてゐたが、近時急激な發展を遂げつゝある朝鮮經濟の狀勢に鑑み昭和十六年三月法律第十五號を以て臨時に朝鮮銀行券の正貨準備發行と保證發行との區分を停止すると共に、その發行限度は大藏大臣之を定むることとし、昭和十六年度中は六億三千萬圓と決定せられたが昭和十七年度は七億五千萬圓に決定せられた。

朝鮮銀行券は大正六年十二月一日以降關東州及南滿洲鐵道附屬地に於ても強制通用力を賦與せられ、通貨制度不安な滿洲に信用ある日本通貨を供給して其の産業の開發に寄與して來たのであるが、滿洲興業銀行の設立を契機とし、昭和十二年一月一日朝鮮銀行は在滿支店（關東州を除く）を同銀行に引繼いだので朝鮮銀行券の滿洲國內に於ける發行は茲に廢止せられることになつた。又滿洲に於ける補助貨の

缺乏を補ふ爲朝鮮銀行に於ては滿洲各店限り、大正五年六月十二日以降五拾錢・貳拾錢及拾錢の小額仕拂手形を發行し、其の發行高百六十九萬圓に及んだ。其の後補助貨の流通普及と共に昭和三年三月十五日以降之が發行を廢止し、滿洲事變勃發以來軍用資金として再び之を發行するに至つたが、在滿支店の撤廢に伴ひ漸次引上げられ一時は五十六萬餘圓に減少した。次で支那事變の勃發により軍用通貨として北支方面に於て之を發行するに及び再び増加し昭和十三年六月末には三百四十七萬五千圓を算したが、同年九月以來聯銀券が軍用通貨として流通するに及び漸次回收され昭和十七年六月末には九十一萬餘圓に減少した。昭和十三年六月一日から臨時通貨法を朝鮮にも施行せられることとなり、臨時補助貨幣が流通市場に登場をみるこゝになつた。

### 朝鮮銀行券以外の通貨流通見込高

年 別	金 貨	補助貨及 小額紙幣 千円	日本銀行券	合 計 千円
昭和十一年末	—	九、六三四	—	九、六三四
同 十二年末	—	一〇、五一二	—	一〇、五一二
同 十三年末	—	一一、三二八	—	一一、三二八
同 十四年末	—	一九、〇三五	—	一九、〇三五
同 十五年末	—	二三、五二一	—	二三、五二一
同 十六年六月末	—	二四、六七四	—	二四、六七四
同 十七年六月末	—	二八、九三七	—	二八、九三七
金 融	—	—	一四九	一四九

金融機關

現在朝鮮に於ける金融機關は中央金融機關として朝鮮銀行があり、不動産金融機關として朝鮮殖産銀行及東洋拓殖株式會社があり、貯蓄銀行業務を営む朝鮮貯蓄銀行があり、商業金融機關として普通銀行の朝鮮に本店を有するものが三、内地に本店を有するものが三ある。尙信託業務を営む朝鮮信託株式會社があり、その他地方農民及中小商工業者等の庶民金融機關として朝鮮無盡株式會社並に各地に金融組合等がある。

イ、朝鮮銀行 本府施政直後明治四十四年三月朝鮮銀行法が公布せられ従來韓國の中央銀行であつた韓國銀行を改めて朝鮮銀行と稱した。現在同行の資本金は四千萬圓で、中央銀行として國庫金の出納、國債事務等の取扱、銀行券を發行する外、左の業務を營んでゐる。

- (一) 爲替手形其の他商業手形の割引
- (二) 平常取引する諸會社、銀行又は商人の爲手形金の取立
- (三) 爲替及荷爲替
- (四) 確實なる擔保ある貸付
- (五) 諸預り金及當座貸越勘定
- (六) 金銀貨、貴金屬及諸證券の保護預り
- (七) 地金銀の賣買及貨幣の交換
- (八) 擔保附社債信託業務
- (九) 尙政府の認可を受くるときは公共團體に對する無擔保貸付及他銀行の業務代理を爲すことが出來、營業の都合に依つては國債證券、地方債證券其の他確實な有價證券を買入れることが出来るのである。

同銀行は本店を京城に置き、朝鮮内樞要の地に支店出張所十四を設け、尙爲替の調節及貿易助長の爲、東京・大阪・神戸・下關・名古屋・大連・旅順・青島・上海・濟南・天津・北京・石門・太原・徐

州・紐育に支店又は出張所を有する外北中支各地に派出所及派遣員事務所を置いてゐる。

朝鮮銀行業務概況

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政下金	借入金	預金	貸出金	銀行券發行高
昭和六年末	總括 40,000	35,000	15,750	75,066	1,519,955	1,611,833	1,110,433	741,066
昭和十六年末	總括 40,000	—	—	—	—	3,552,850	5,310,133	621,066
昭和十七年六月末	總括 40,000	40,000	16,350	75,777	1,131,011	1,926,844	1,047,696	667,714
鮮内	—	—	—	—	—	2,79,693	448,219	553,234

朝鮮殖産銀行 大正七年十月の設立に係り、其の資本金は六千萬圓で本店を京城に置き、鮮内樞要の地に支店六十、出張所一、派出所六を置くの外、尙東京及大阪に支店を設け、左の業務を營んでゐる。

- (一) 五十年以内の年賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り不動産又は不動産上の權利を擔保とする貸付
- (二) 五年以内の定期償還の方法に依り漁業權を擔保とする貸付
- (三) 法令の規定に依り設定した財團を擔保とする第一號の方法に依る貸付
- (四) 農業者・林業者・漁業者又は工業者五人以上連帶して債務を負ふ者に對する五年以内の割賦償還又は定期償還の方法に依る無擔保貸付
- (五) 公共團體に對する第一號の方法に依る無擔保貸付
- (六) 金融組合・漁業組合其の他營利を目的とせざる産業に關する法人に對する第一號の方法に依る無擔保貸付
- (六ノ二) 前號に掲ぐるものを除くの外營利を目的とせざる朝鮮總督の指定したる法人に對する第一號の方法に依る。

る無擔保貸付(七)朝鮮の産物又は朝鮮の産業上必要な貨物を質とする貸付(八)國債證券又は朝鮮總督の認可した有價證券を質とする貸付(九)爲替及荷爲替(十)公共團體の債券・朝鮮金融債券・朝鮮住宅債券又は朝鮮に於て殖産事業を営むことを目的とする會社の社債券の應募又は引受(十一)政府保證債券資金に依る朝鮮總督の認可したる株式の應募又は引受及十五年以内の割賦償還又は五年以内の定期償還の方法に依り船舶又は製造中の船舶を擔當とする貸付(十二)擔保附社債に關する信託事業(十三)國債證券・公共團體の債券・朝鮮金融債券・朝鮮住宅債券・社債券若しは株券の募集・其の拂込金の受入又は其の元利金若しは配當金の支拂の取扱(十四)預り金又は保護預りを爲し朝鮮總督の認可を受け他の銀行又は東洋殖産株式會社若しは日本産金振興株式會社の業務を代理し公共團體の爲に其の金銭出納の取扱を爲すの外朝鮮總督の指定に基いて普通銀行の業務に屬する貸付及當座貸越並諸手形割引の業務をも營んでゐる。

尙同行は其の營業資金を得る爲拂込資本金額の十五倍を限り(割賦償還貸付金總高定期償還貸付金總高並朝鮮殖産銀行令第十六條第十號の規定に依り應募し又は引受けた債券及社債券現在高を超過することは出来ない。但し政府保證債券を發行する場合は此の限りではない)債券を發行することが出来る。

### 朝鮮殖産銀行業務概況

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	發行高	預金	貸出金	政下府
昭和十六年末	50,000	100,000	9,133	347,557	5,579	32,359	1,459
昭和十七年七月末	50,000	53,500	24,991	645,933	40,693	1,015,535	1,459
備考	預金及貸出金には朝鮮に關係のない分を、貸出金中には引受債券を含まぬ。						

八、朝鮮貯蓄銀行 昭和四年七月一日の設立に係り、其の資本金は五百萬圓で本店を京城に、釜山に支店を置き、更に其の營業所所在地外の朝鮮殖産銀行の鮮内各營業所を其の代理店としてゐる。

### 朝鮮貯蓄銀行業務概況

年次	公稱資本金	拂込資本金	積立金	預金及積金	貸付金	所有價證券	預け金
昭和十六年末	50,000	1,330	40	36,244	5,651	3,115	1,264
昭和十七年六月末	50,000	3,750	2,660	164,805	53,135	111,010	9,100

二、普通銀行 朝鮮に於ける普通銀行は明治十一年第一銀行の釜山支店設置を以て嚆矢とし、其の後經濟の發達に伴ひ、漸次設立の増加を見、且つ内鮮人間の經濟關係が密接となるに隨つて内鮮人の合同經營に係るものが出現するに至つたので、適用法規の統一を圖る爲、大正元年十月銀行令を公布し、爾來大正九年四月及同十二年十一月の二回に互つて改正を行ひ來つたが、時勢の進展は更に銀行令及同施行規則の根本的改正を必要としたので、昭和三年十二月之等の改正を行ひ、翌四年一月から施行した。昭和十七年六月末現在の普通銀行は朝鮮に本店を有するものが三、其の支店出張所が百二十三、内地に本店を有する銀行の支店が六である。

普通銀行業務概況 (昭和十七年六月末現在)

銀行名	公稱資本金	拂込資本金	積立金	政府貸下金	預金	貸出金
朝鮮商業銀行	九、九五五	四、九七五	三、四二五	一、六〇〇	二、三五〇	一、五五〇
漢城銀行	五、二五〇	三、三〇六	一、六〇〇	—	二、七〇〇	一、八八〇
東一銀行	四、〇〇〇	二、七五五	一、六九七	—	七、五七四	六、五九七
第一銀行支店	—	—	—	—	六、八〇九	四、一三三
安田銀行支店	—	—	—	—	六、六四三	四、八八二
三和銀行支店	—	—	—	—	三、〇四七	四、二五一
合 計	一九、一七五	一〇、九六六	六、七四九	一、六〇〇	六、五三〇	四、八〇五
昭和六年末	二六、四三五	一四、七三二	三、五三三	—	一〇、六九〇	一〇、五七五
昭和十六年末	二二、一七五	一三、八三三	七、二八二	—	五、五七四	四、八〇七

本、信託會社 昭和六年朝鮮信託業令の公布施行に依り當時現存してゐた所謂信託會社二十九社中朝鮮土地・共濟(京城)・群山(山)・南朝鮮・釜山(釜山)の五社は同令に依り營業の免許を受けたが、昭和七年十二月朝鮮信託(京城)の設立を見るに及び、上記五社の買収を完了し全鮮唯一の信託會社となつた。現在同社の支店は群山・釜山・木浦・平壤・大邱・咸興・清津の七箇店である。

朝鮮信託株式會社業務概況

年 別	資本金	拂込資本金	積立金	各種信託受託高
昭和七年九月末 五社	五、〇三七	一、六七三	二、五〇〇	八、八〇三

昭和十六年末 一〇、〇〇〇 一、五〇〇 一、四三七 一六、五四九  
 昭和十七年六月末 一〇、〇〇〇 一、五〇〇 一、六〇〇 一七、六七六

無盡會社業務概況

無盡會社 朝鮮の無盡業は大正十一年四月朝鮮無盡業令制定以來特に進展したが、時勢の進運並に朝鮮の實情に鑑み昭和六年六月準據法令の全般的改正を行ひ、更に昭和十一年五月合併の簡易化を圖る爲準據法の改正を行つて、益々庶民金融機關としての發展を期待せられるに至つた。其の合併は着着進行中である。

年 別	會社數	資本金	拂込資本金	積立金	無盡組數	加入口數	給付金契約高
昭和六年九月末	三	三、九四〇、〇〇〇	一、〇五、七〇〇	一、一五、八六六	一、〇〇〇	五、六八四	七、三九、〇〇〇
昭和十七年六月末	二	二、八四九、五〇〇	五、九七、〇〇〇	一、六四、一八九	三、五三四	一、六八八	三、四、九四三、〇〇〇

ト、手形交換所 明治四十三年七月京城に、次で明治四十四年一月仁川に、同年四月釜山に、大正七年一月平壤に、同九年十一月元山に、同十年七月大邱に、同十二年十二月木浦に、同十三年一月群山に、昭和四年七月鎮南浦に、同十三年九月清津に、同十五年七月咸興に之を設立し、以上全鮮に於ける手形交換所は十一箇所にして其の昭和十六年中の交換枚數三、五三五、七〇二枚交換金高五、一八四、七七七千圓である。

チ、金融組合 明治四十年地方金融組合規則を發布して以來、毎年各地に數十の組合が設立され、農民

の經濟を緩和し、産業を助長したこと少くなかつたが、時勢の進運に従つて、大正三年に至り準據法に改正を加へ新に地方金融組合令を公布して、組合員の權利義務を明にし、業務の範圍を擴張した。次で同七年六月更に其の一部を改正して、地方金融組合令を金融組合令に改め、從來農民に限つた組合員の資格を擴張して商工業者その他にも及ぼし、殊に都會地には主として中小商工業者を組合員とする都市組合の設立をも認めしたが、更に昭和四年四月組合の組織及業務の内容に互つて準據法を改正し、其の運用に依つて庶民金融機關としての機能を遺憾なく發揮するに至つた。今組合の組織・事業の概要を摘記すれば左の通である。

- 一 組合員は組合区域内に住所を有する者に限り其設立の趣旨に鑑み主として中流階級以下の者を加入させる。
- 二 組合員の責任は有限責任で出資一口以上（一口の金額十圓以上五十圓以下）を負擔させ、之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 組合に組合長一人、理事一人、監事二人以上及評議員五人以上を置く、但し必要ある場合は朝鮮總督の認可を受け一人又は數人の副理事を置くことが出来る。而して組合長・監事及評議員は組合員中から選任させ、理事及副理事は朝鮮總督が任免する。
- 四 組合の資金は出資金・預り金・借入金及各種積立金から成り（村落組合に在つては外に政府の下付した基本金を有する）左に掲げる業務を行ふ。
  - (イ) 組合員に對して其の經濟の發達に必要な資金を貸付すること
  - (ロ) 組合員の爲に預金又は定期積金を受入れること
  - (ハ) 朝鮮總督の認可を受け組合員の爲に貨物を倉庫に保管し又は之に對して倉荷證券を發行すること
  - (ニ) 組合員でない者から貯蓄銀行令に定められた預金及定期積金を受入れること及無盡會社からの預り金を有すること
  - (ホ) 他の金融組合若は銀行の業務を代理し又は銀行の業務の媒介をすること
  - (ヘ) 供託又は地方金融の調節に關して朝鮮總督の命令した業務を爲すこと。

尙都市組合は右(イ)號の資金の爲、手形の割引を爲すことを認められる。

金融組合業務概況 (昭和十七年六月末現在)

組合別	組合數	支所數	組合員數	拂込済出資金	積立金	借入金	預け金	預り金	貸出金
村落組合	六五八	三三二	三、二五〇、五九一	一五、五九九	三五、四四三	一〇三、二九五	三六、四三三	四九、一八九	三四六、六四四
都市組合	六四	三	二七、八五〇	二、七五九	八、八五五	一〇、〇八六	二九、一〇三	一八、六三六	八九、四三三
計	七二二	三三五	三、五二八、四四一	一八、三五八	四四、三〇七	一一三、三三一	六五、五三六	六七、八二七	四三六、〇六七
昭和六年末	六六三	一四三	七六、三三三	九、二七九	一三、五五五	五八、五三四	四五、六五五	八八、七七五	一三三、八四三

り、朝鮮金融組合聯合會 金融組合は創設以來庶民金融機關として半島金融界に重要な地位を占め、逐年發展したが、組合相互間に於ける資金の過不足を調節すべき機關を缺き、且其の監督指導を擧げて官廳だけに委すは組合の積極的活動を促進する上に遺憾とする點が少くなかつたので、大正七年六月の金融組合令改正に當り、組合の資金調節並に其の業務指導に任ずる金融組合聯合會を各道に設立し、更に昭和八年八月朝鮮金融組合聯合會令を制定し、上述各道金融組合聯合會を合併して新に朝鮮金融組合聯合會を創設した。其の組織事業の概要は左の通である。

- 一 朝鮮金融組合聯合會は會員に對して資金を供給し、業務上の指導を爲し、其の他會員共同の利益の増進を圖

- ることを目的とする非営利有限責任の法人で、其の本部を京城府に、支部を各道廳所在地に置く。
- 二 朝鮮金融組合聯合會は金融組合及朝鮮總督の指定した産業に關する法人を以て會員と爲し、會員に對しては出資一口以上（一口の金額五百圓）を負擔させる。之に對しては年七分以下を配當する。
- 三 朝鮮金融組合聯合會には會長一人、理事十三人以上及監事二人以上を置く。會長及理事は朝鮮總督が任命し、監事は總會に於て會員の代表者中から選任する。
- 四 朝鮮金融組合聯合會の資金は出資金・預り金・政府貸下金・借入金及諸積立金から成り、左に掲げる業務を行ふ。
  - (一)會員に必要な資金を貸付すること
  - (二)會員に對して手形の割引を爲すこと
  - (三)會員の爲に爲替業務を爲すこと
  - (四)會員からの預り金をすること
  - (五)會員に對して業務上の指導をすること
  - (六)會員相互の聯絡及業務上の便宜を圖ること
  - (七)會員の教養其の他會員の共同の利益を増進する爲に必要な業務を爲すこと。

朝鮮金融組合聯合會業務概況 (昭和十七年六月末現在)

支部數	會員數	拂込濟	諸積立金	政下金	借入金	金融債券	預け金	預り金	貸出金
一三	七四四	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		五、四七七	二、八三四	三、四四五	二九、八二四	四、〇八二	一三、八四九	三三、八四七	二六、四七一

又、殖産契 昭和七年時局匡救對策として鮮内に自力更生運動勃興し、其の進展に伴ひ金融組合への中小産業組合員の増容及組合員の經濟指導が益々必要となつたので、昭和十年殖産契令を公布施行した其の組織事業の概要は左の通である。

- 一 殖産契は部落其の他に之に準ずる地區内に居住する者を以て組織し、隣保共助の精神に基き契員の經濟の發達を圖る爲共同の事業を爲すを以て目的とする非営利法人で、必然的に金融組合員又は産業組合員となる。
  - 二 契には主事、副主事及監事各一人を置き、前二者は名譽職にして契員中より選任し、後者は契の屬する金融組合又は産業組合の理事を以て之に充つ。
  - 三 契の事業は契員の爲生産品の販賣、必需品の購買、共同利用設備の設置、産業の指導獎勵及共濟事業等を行ふ。殖産契は道知事之を監督し、道知事は契の事業又は財産の狀況に依り契に對し事業の制限を命じ其の他必要なる命令を爲すことを得。
  - 四 契員の責任としては殖産契が其の財産を以て債務を完済すること能はざる場合、契の屬する金融組合又は産業組合に對し契が負擔する債務に付連帶責任を負擔し又加入前契が負擔したる債務及脱退前契が負擔したる債務には脱退後二年間は右と同様の責任を負ふ。
- 昭和十六年六月末現在に於ける金融組合所屬下の殖産契は三萬九千三百九十四である。



# 一一 貿易

## 概況

昭和十四年中の朝鮮總貿易額は二十三億九千五百萬圓にして、前年に較べ二割四分の増加であり、昭和十年の貿易に比すれば約二倍の進展振である。之は全く朝鮮内産業界の非常なる躍進を物語るものである。

今之が内容を觀察すれば對内地關係に於て移出は七億三千六百萬圓、輸移出總額の七割三分、移入は十二億二千九百萬圓で、輸移入總額の八割八分を占め、差引四億九千二百萬圓の入超にして之を以てするも朝鮮の産業及貿易が如何に内地經濟に依存すること大なるかを察することが出来る。而して其の移出主要品は米、礦産物、肥料、水産物、生糸、大豆、移入は織物、機械類、鐵材、食料品等である。

次に對外關係にありては輸出二億六千九百萬圓、輸入一億五千九百萬圓で、差引出超一億一千萬圓を算し更に之を對滿、關、支の所謂圓ブロック内貿易と第三國貿易に區別して觀察するに、圓ブロック内輸出貿易は二億六千百萬圓で輸出總額の九割七分、輸入は九千八百萬圓で輸入總額の六割二分を占め、之が輸出主要品は米、水産物、人絹織物、木材、輸入は粟、大豆、石炭、肥料等である。

次に第三國貿易は輸出八百萬圓、輸入六千萬圓で差引入超五千二百萬圓、其の主要品は輸出は水産製

品、綿織物、瑛瑯鐵器、電球等にして大部分は南洋、亞米利加等に仕向られ、輸入は礦油、生護謨、棉花、機械類等である。以上が其の現状であるが朝鮮貿易は地理的資源的諸條件より考察して量的にも將又質的にも輝しき將來性を有するものと謂ふことが出来る。

## 國別貿易

朝鮮貿易は前項に述べし通、地理的關係より所謂圓ブロック内諸國が大部分を占め、對第三國貿易は直接航路なきと從來對外取引慣習上水産製品、生絲等は内地を仲繼とするため、實質的には相當量に達せるも統計に計上されず不振を示して居るが、將來産業界の躍進的進展と對外航路開設せば相當活況を呈するであらう。今之が主要國別貿易額を對内地貿易額と併せて表示すれば次の通である。

年 別	一、輸 出											
	内地	關東州	滿洲國	中華	英領	蘭領	泰國	獨逸	北米	阿弗利	其他	合 計
昭和十二年	五七、四四五	三〇、六六六	七二、五七七	四、八四三	七四〇、一〇三	三〇〇、二六二	一、四七四	六、九三三	三、三六三	六、四五三	六、四五三	一、八六四
同 十三年	七〇、五五九	一八、七七三	一三、〇〇三	三、一五五	四元	四七七	一〇一、〇六二	一、三八〇	一、四八一	一、四三二	八七九、六〇六	
同 十四年	七六、八八二	三、九五三	二〇五、四九九	三、五五五	四五五	六四四	三〇六	三、六四五	九五	一、八六四	一、〇〇六、七九三	

## 二、輸 移 入

貿易

年別	内地	關東州	滿洲國	中華民國	英領印度	蘭領印度	比律賓	英吉利	獨逸	北米	合衆國	其他	合計
昭和十二年	七五、四三	六、九三八	六三、三七	一〇、六七	二五、八五	一、八七	五、四七	一、九七	二、三二	九、二六	八、六三	五、五三	
同十三年	九二、三五	一〇、一七	八、〇五〇	一三、二七	一〇、六八	四、三六	二、三五	一、〇七	一、八八	一七、七五	一六、〇五	一、〇五	九、三八
同十四年	一、三九、四七	八、八一	八〇、四九	一〇、三四	八、八五	三、五二	三、四三	七〇	三、九九	三三、五三	一六、一七	一、八八	四八

港別貿易

現在朝鮮に於ける開港は仁川、釜山、新義州、羅津、元山、鎮南浦、群山、木浦、清津、雄基、咸津、海州、龍岩浦、多獅島の十四港にして此の外特に移入税及内國稅關係物品積卸の爲麗水外九港を指定し之等港灣並に京城、平壤、大邱及陸接國境主要地には夫々稅關官署を設け、輸移出入貨物の取扱等所謂貿易に關する事務を執行せしめて居る。尙各港の貿易上の特質を概述すれば、釜山港は内地朝鮮の關門に當れる爲對内地貿易に於て第一位を占め、仁川は對内地貿易に於て釜山に亞ぎ、尙中華民國、關東州其他諸外國との貿易殷盛を極め、新義州は對滿洲國貿易が旺盛であり、羅津は北滿特産品大豆の搬出港として其の名がある。其他鎮南浦、清津、木浦、元山、群山等何れも活況を呈して居る。

輸移出入重要品

朝鮮貿易品を概述するに、元來朝鮮は農業を主とし、工業は轉近飛躍的發展を辿るに至りたる爲輸移

出品は農産物を大宗とし、鑛産物及水産物之に亞ぎ就中米、鑛産物、水産物の朝鮮貿易に占むる割合は極めて大にして其他、肥料、生糸、大豆、魚油、石炭、棉花、木材等が其の主なるものである。

輸移入品は概ね工業製品多く、即ち機械類、織物類、鐵材、石炭、木材、礦油、紙類、粟等其の主要なるもので、特に轉近各種企業の勃興に伴ひ之等事業用品及原料品の輸移入増進の趨勢にある。

貿易船舶

近時朝鮮産業界の躍進的發展に伴ひ貿易船舶の出入頻繁となつたが其の大部分は日本船舶である。然るに北鮮三港の設備充實と北滿地方交通機關の整備と相俟つて滿洲國特産大豆の出廻り促進され、加ふるに朝鮮に於ける水産物加工業の發達等の爲之等物資積取り外國船舶の出入逐年増加の傾向にあつたが偶々歐洲戰亂勃發により一時中絶の已むなき状態に至つた。しかし戰亂平靜の曉には相當殷盛を招來するものと推斷せらる。最近に於ける入港船舶は次の如くである。

年別	外國貿易船			汽船			帆船			計
	隻	噸	計	隻	噸	計	隻	噸	計	
昭和十三年	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三	一、四三三
同十四年	一、六〇七	一、六〇七	一、六〇七	一、六〇七	一、六〇七	一、六〇七	一、六〇七	一、六〇七	一、六〇七	一、六〇七

内地間貿易船

年 別	隻			計	噸			計
	汽 船	帆 船	計		汽 船	帆 船	計	
昭和十三年	一、六四〇	一、八九	一、七三九	一三、三三〇	三、六二七	二、四七四	一、六二七	
同 十四年	一〇、六五〇	一、三八九	一二、〇三九	一〇、九九七	四七六	二、四七四	一、六二七	

備考 噸數の計が内容と一致せざるは千噸未満切捨たるに依る。

在外貿易促進施設

海外經濟狀況調査並朝鮮物産販路擴張幹旋の爲昭和十三年以降本府囑託を關東州(大連)滿洲國(奉天・新京・哈爾濱・牡丹江)中華民國(天津・北京・青島・上海)其他・盤谷・河内・西貢等に配置し、且つ其の經濟情報に依り本府海外經濟情報を每週一回發行して、之を鮮内の主なる商工業者及官公署に配付し、海外各地に於ける經濟事情を周知せしめ貿易の調整促進を期してゐる。

貿易經濟懇談會開催 對滿支貿易の促進並に鮮產品の改良を圖る爲昭和十三年及昭和十四年と同様昭和十五年度には滿洲國新京、奉天、錦州、牡丹江、佳木斯、哈爾濱、齊々哈爾、關東州大連、北支北京、天津、濟南、青島、蒙古、張家口等に於て、朝鮮物産見本市及宣傳即賣會を開催し、且彼我當業者

を商談せしめたるが昭和十七年度に於ては對華北・蒙疆・滿洲等との貿易の調整促進を圖り産業文化の提携に資する爲貿易經濟懇談會を開催し併せて朝鮮物産見本品を展示して多大の効果を擧げた。

## 一二專賣

### 煙草

煙草の專賣は大正十年七月朝鮮煙草專賣令を實施せしに始まる。しかし當時朝鮮の民度及慣習から完全な製造專賣を爲し得ない事情があつたので、先づ煙草の製造を政府の事業とし、自家用煙草耕作の許可、民間荒刻煙草の製造及販賣の認許、全葉喫用煙草の賣渡等の例外を認め、漸を逐ふて制度の完璧を期することとした。かくて着々その準備を進め、昭和二年一月煙草專賣令を改正して全葉喫用の拂下は同月限り、自家用煙草の耕作及民間荒刻煙草の製造は同四年限り何れも廢止し、茲に始めて完全なる煙草專賣制度を見るに至つたのである。

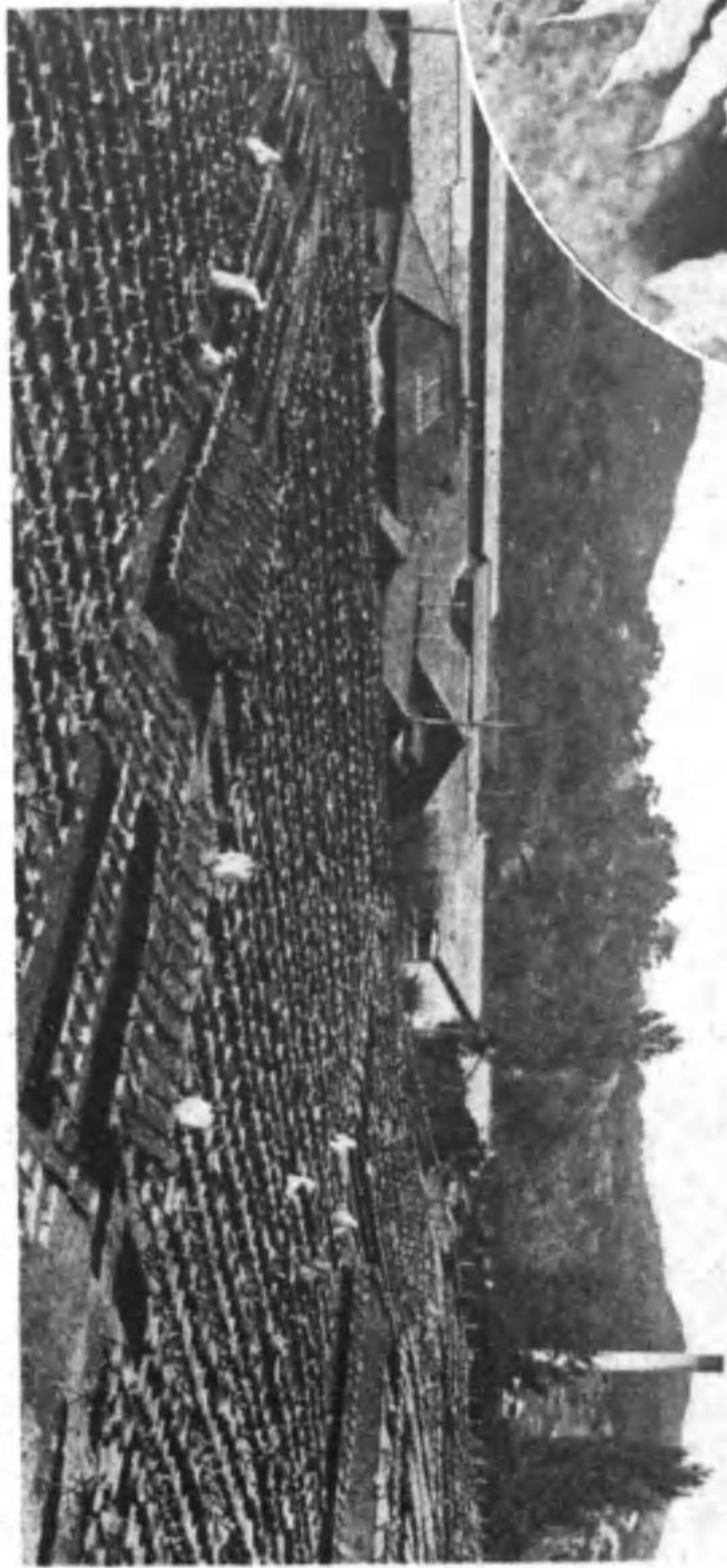
朝鮮に於て生産する原料葉煙草の種類は大別して朝鮮種・内地種・米國種の三種で、製造煙草の賣行増進に伴ひ漸次其の耕作面積を増加し來つた。而して昭和十六年度は指定耕作區域全道、一〇八郡、七三三箇面に亙り、耕作人員一三九、四八一人、面積二、一九三町歩を耕作し、收量二八、〇五二、五八一疔、賠償金二千六十四萬四千二百十九圓となつた。專賣實施以來政府は技術員の増置、耕作獎勵金又は罹災補償金の交付、專賣事業の補助機關たる煙草耕作組合に對する交付金の下附等大いに耕作の改善發達に努め原料の自給自足と輸出増進を期してゐる。



鹽ノ山



高麗人葉



紅葉の二天乾葉

煙草製造工場は京城・全州・大邱・平壤の各地方専賣局所在地に、印刷工場は京城に在る。従事工員は男女工員を通じ四千九百餘名を算し、賞與制度・保護救済・衛生及醫療・補習教育・修養及慰安獎勵等の諸施設完備せるがため、皆其の培に安んじて就業し逐年優良なる成績を示してゐる。

昭和十六年度製造の煙草は口付紙巻煙草敷島・朝日(以上二十本入)兩切紙巻煙草・カイダ・はと・かちどき・みどり(以上十本入)、興亞・かがやき・さくら(以上二十本入)、荒刻煙草・長壽煙(五十五瓦入)、同(百四十瓦入)の十種外に輸移出用として紙巻煙草、双猫牌・愛羊牌・防共・みどり・興亞・さくら・メープル等がある。

製造煙草の配給に付ては、昭和十六年度末現在に於ける販賣官署に地方専賣局四、出張所二十三がある。煙草の販賣は、昭和六年七月一日以降政府の直營となし、従來の煙草元賣協會社營業場所在地に販賣所を設置し、同所より煙草小賣人に製品の配給を爲さしめることとしたが、昭和十六年度末現在に於ける販賣所数は二百七十七箇所である。

昭和十六年度に於ける製造煙草賣渡高を示せば左の通りである。

年 度	鮮 内 品				輸 入 品				移 入 高				賣 渡 價 額	
	口 付	兩 切	荒 刻	葉 卷	紙 卷	刻	葉 卷	紙 卷	細 刻	紙 卷	紙 卷	細 刻		
昭和十六年度	一六五、九九九 <small>千本</small>	九、九〇、五〇六 <small>千本</small>	一四、九六七、九一九 <small>千本</small>	—	—	—	一八二 <small>千本</small>	—	—	四四、四八二 <small>千本</small>	—	—	一〇九、八二五、九三三 <small>千本</small>	一六七

### 人蔘

人蔘は殆んど全道に亘つて産出するが、古來高麗人蔘の名を博して居るのは京畿道開城附近で生産されるもので、政府は此の人蔘を原料として紅蔘を製造する。紅蔘は舊韓國政府時代よりの專賣で併合の際同國政府の制定に係る紅蔘專賣法を繼續して來たが、大正九年十月之を廢し新に紅蔘專賣令を公布して今日に及ぶものである。

人蔘は一般作物と異つて、播種後六年を経過しなければ收穫することが出来ない。其の製品には紅蔘と白蔘とあるが、紅蔘は水蔘（生人蔘）を蒸して日光及火熱に依り乾燥して製造し、白蔘は水蔘の表皮を掻きとり單に日光に乾して製造したものである。紅蔘は價高く、白蔘は安いが兩者共形態が整ひ其の大なるものが尙ばれるのである。尙紅蔘は専ら支那、印度、南洋方面に輸出せられ古來萬病の靈藥として愛用されて居る。白蔘は主として朝鮮及内地に於て消費される。昭和十六年度に於ける紅蔘の製造高及販賣金高を示せば左の通である。

年 度	水 收 納 高	製 造 高				販 賣 金		計
		紅 蔘	尾 蔘	紅 蔘	尾 蔘	副 蔘 物		
昭和十六年度	一五七、三三〇 斤	四一、八七〇 斤	一四、三三八 斤	三、〇三九、〇〇〇 円	二六、五五五 円	一三九、〇〇〇 円	二、〇六、五五五 円	

### 鹽

古來朝鮮に於て消費する鹽は専ら沿海各地で製造する煎熬鹽であつたが、明治四十年以來京畿道朱安に於て天日鹽の試験を兼ね鹽政の確立を企圖した。然るに其の試験は極めて良好なる結果を得たので、朝鮮に於ける鹽の自給自足を圖る目的を以て天日製鹽は之を官營とし、明治四十二年以來鹽田の築造に取りかゝり日韓併合後も之を踏襲して逐次擴張を圖り來つたのであるが現に實施中の既設鹽田の内部改良や集約製鹽等の生産鹽の品質改良及増産諸工作は昭和八年以降に樹立せる擴張計畫鹽田の竣成及びび之が熟田化と相俟つて遠からず自給自足の域に到達する豫定である。

爾て朝鮮に於ける鹽の消費量は官鹽の供給量を遙かに超過し之に民營の在來煎熬鹽の生産を見込むも尙相當の不足を來す爲之を輸入に俟たねばならぬ状態である。是に於て政府は昭和五年三月鹽の輸入管理に關する制令を公布して鹽の輸入は總て政府の命令又は許可を要することとなし、輸入鹽の管理と官營鹽田の生産鹽と併せて其の統制下に置くこととした。

以上は食糧用鹽の一般であるが、轉近朝鮮に於ける資源の開發に伴ふ諸工業の勃興並に進出は朝鮮に於ても曹達工業と關聯し、工業用原料鹽の急速な需要を喚起し、昭和十年度以降工業用鹽として北支、關東州方面から年々相當の需要鹽を輸入しつつあり、將來は尙飛躍的增加を示すものと豫測せらるゝので、政府は食糧用鹽同様工業鹽に付て速かなる自給自足達成の方針にて對處してゐる。尙昭和十七年

八月一日より鹽專賣令施行せられ鹽の製造・販賣・輸移出入は總て政府の許可又は指定を要することとなつた。

## 阿片

往昔朝鮮にも阿片煙吸飲の弊風が流入し其の害毒が尠くなかつたので、政府は法規を設け之が取締を嚴にしたが因襲久しく容易に根絶せず、殊に阿片製造を目的に罌粟の密栽培を企てる者があるので、阿片製造の許可を受けた者の外は罌粟の栽培を嚴禁し、尙之が栽培區域を限定し、製造した阿片は政府に收納して特定の製業者に拂下ぐる等取締を嚴にしたので、現今阿片煙の吸飲は其の跡を斷つに至つた。其の後に代つて「モルヒネ」の注射服用をなす者が出來した。政府は「モルヒネ」類の不正受授を禁止し、「モルヒネ」中毒者の防止に努めたが往々不正の受授行はれ、或は不當の價格で販賣する等其の害毒が尠くなかつた。そこで之が中毒者を根絶する爲「モルヒネ」類の製造販賣を政府の事業とし、尙中毒者を登録公認して救療をなすと共に「モルヒネ」類供給の爲、昭和四年九月專賣局官制を改正して京城地方專賣局内に「モルヒネ」製造工場を新設し、同五年三月から事業を開始し其の後モルヒネ中毒者治療計畫は順調に進捗し今や殆んど其の跡を絶つに至つた。尙昭和十七年五月二十日より阿片事務一切を專賣局より厚生局へ移管したりしが同年十一月一日より同事務を警務局衛生課に於て管掌することとなつた。

## 一三 交通、通信

### 鐵道

**總説** 朝鮮の鐵道は統治上重要な使命を有し、殊に民度の向上、産業開發に密接な關係を有してゐる。また半島を縦走する幹線は滿洲國の鐵道と連絡し、日滿交通の要路となり、尙シベリヤを経由して歐洲に達する國際交通の捷路を爲すもので、其の軌幅は一部の支線を除き一米四三五耗（廣軌）である。

朝鮮に創めて鐵道が布設されたのは、明治三十二年京城・仁川間の一部で、爾後國有鐵道の普及と相俟つて私設鐵道の保護助長に努めた結果、運輸交通の状態は往年に比し著しく其の面目を改め、沿線を中心とする産業の勃興は農工產品等往年に數倍する産額を示し、其の他經濟教育等各機關の發達に少からず貢獻してゐる。

**國有鐵道** 明治三十二年九月京仁間一部の開通を創始とし、同三十八年京釜線、同三十九年京義線竣功し、共に半島を縦貫して南滿洲に直通する大幹線となり、爾後湖南、京元、咸鏡、圖們、滿浦等の幹線を敷設した。湖南線は京釜線大田に起り木浦及群山港に達し、京元線は京釜線龍山に起り元山に達するもので孰れも大正三年竣功し、咸鏡線は元山より國境會寧に至るもので昭和三年九月全通、圖們線は會寧より雄基に至るもので同八年完成、滿浦線は順川より滿浦橋中心に至るもので、同十四年に完成し右兩線は孰れも滿洲國の鐵道と連絡して滿洲及奧地に達する新交通路を展開し、平元線は同十六年四月

全通し半島北部を横断し平壤・元山間の最捷路を完成し又半島中央部を縦断する京慶線は本年四月一日全通した。尙支線には京仁線、慶全南部線、鎮海線、川内里線、北青線、鐵山線、遮湖線、會寧炭礦線、平南線、平壤炭礦線、兼二浦線、博川線、惠山線、龍山線等がある。

其の他昭和三年度以降既定計畫に基き買収した裡里・全州間、松汀里・潭陽間、大邱・鶴山間及慶州・蔚山間、會寧・潼關鎮間、馬山・晋州間、新安州・泉洞間、光州・麗水港間及金泉・慶北安東間等あり、現在（昭和十七年九月一日）建設中に屬するものは東海線、慶全線及國境地方の林産品を開發すべき白茂線等で、孰れも既に其の一部を開業し、昭和十七年九月一日現在國有線の延長四千五百二十五杆七分である。

國有鐵道の業務は大正六年七月より一時南滿洲鐵道株式會社に委託し、同十四年四月一日より總督府の直接經營に移した。而して昭和八年に至り京圖線の全通に伴ひ同年十月一日より威鏡線輸城以北の鐵道を同社に委託經營せしめてゐたが、同十五年七月一日之を還元し、更に上三峰以北を同社に貸付營業せしめてゐる。

昭和十七年九月一日現在國有鐵道の區間別杆程及主要旅客列車は左の通りである。

線	區	間	杆程	主要旅客列車數
京釜線	大邱線	京	四五〇・五	一〇 往復
		慶	三八・四	
京仁線	北線	京	一一八・二	一八 同
		慶	三一・〇	
京釜線	大邱線	永	一〇	一八 同
		登	一〇	
京釜線	大邱線	仁	一〇	一八 同
		川	一〇	

線	區	間	杆程	主要旅客列車數
京義線	兼二浦線	京	一三・一	一〇 同
		龍	二三・三	
京義線	平壤炭礦線	平	五五・二	一〇 同
		博	九・三	
京義線	新義州江岸線	新	一・八	四 同
		湖	二六・一	
湖南線	湖南本線	湖	二四・七	四 同
		南	二四・七	
京元線	威鏡線	元	二二・三・七	七 同
		威	六六・九	
京元線	川内里線	川	四・四	三 同
		威	四・四	
威鏡線	北青線	北	九・四	三 同
		鐵	三・〇	
威鏡線	遮湖線	遮	四・九	三 同
		湖	一五・七	
威鏡線	康德線	康	二・四	二 同
		德	二・八	
威鏡線	清津炭礦線	清	一一・七	二 同
		津	一一・七	



交通、通信

慶全線	慶全南線	慶全西線	光州線	羅州線	東海南線	東海中線	東海北線	慶元線	平浦線	滿浦線	滿浦本線	龍川線	龍門炭礦線	龍山線	白惠線
三津	昌原	昌原	昌原	昌原	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山	釜山
浪津	津浦	津浦	津浦	津浦	津浦	津浦	津浦	津浦	津浦	津浦	津浦	津浦	津浦	津浦	津浦
晉州	鎮海	鎮海	鎮海	鎮海	鎮海	鎮海	鎮海	鎮海	鎮海	鎮海	鎮海	鎮海	鎮海	鎮海	鎮海
一〇・一	二〇・六	一三・四	二一・五	一九・八	一一・三	三八・四	一九・二	三二・七	二二・六	二九・九	二九・五	七・四	七・一	一四・七	一三・八
五	同	四	同	二	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

備考 列車數は直通主要列車のみを掲げ、他は省略。

開釜連絡船概況 下關・釜山間、海上二百四十軒の連絡船は鐵道省の經營であつて、現在金剛丸・興安丸・景福丸・昌慶丸・德壽丸の五艘を交替運航し、晝夜二回兩地發船所要時間最短は七時間三十分で

ある。其他尙新羅丸は貨物運送の爲運航してゐるが、旅客輻輳の場合は不定期便に當てることになつてゐる。

私設鐵道及軌道 一般運輸を目的とする私設鐵道に對しては朝鮮私設鐵道補助法に依り補助金が交付されてゐる。昭和十七年九月一日現在に於ける私設鐵道及軌道の總延長は、開業線一千八百七十二軒八分である。

昭和十七年九月一日現在の各私設鐵道及軌道の區間別軒程は左の通である。

經營者及主なる事務所在地	線名	區	間	軒程
朝鮮鐵道株式會社(京城)	忠北線	忠北	院院	九四・〇
	忠北線	忠北	院院	八一・八
	沙里院線	沙里院	院院	五九・一
	三城線	三城	院院	八一・五
	海州線	海州	院院	四〇・三
	花山線	花山	院院	二一
	新院線	新院	院院	五六
	東海線	東海	院院	七四
	東浦線	東浦	院院	〇七
	東浦線	東浦	院院	三七・五
	東浦線	東浦	院院	一七五

交通、通信

交通、通信

朝鮮京南鐵道株式會社(天安)	天安	安	長湖院	六九八
小計	天安	安	長項棧橋	二四二
京城電氣株式會社(京城)	鐵	原	內金剛	二六六
新興鐵道株式會社(興南)	咸	興	泗水	七五六
小計	西	上	老赴戰湖畔	七四六
京奉鐵道株式會社(京城)	小計	興	西里	二二三
西鮮中央鐵道株式會社(平壤)	小計	東	春川	一八五
小計	勝	里	平南江東	一七二〇
平北鐵道株式會社(京城)	小計	井	北倉	九三五
小計	九	川	北倉	三八一
富	定	州	鴨綠江中心	三六一
富	州	豐	水豐湖岸	四二
小計	豐	水	豐湖岸	七八六
小計	豐	水	豐湖岸	二二六
小計	豐	水	豐湖岸	二五
小計	豐	水	豐湖岸	四一
小計	豐	水	豐湖岸	二八二

交通、通信

軌道開業線

三陟鐵道株式會社(京城)	墨	湖	道	四一四
北鮮拓殖鐵道株式會社(京城)	古	山	茂山	六〇四
端豐鐵道株式會社(下岐川)	端	川	洪君	八〇三
多獅島鐵道株式會社(新義州)	新	州	多獅島港	三九五
小計	楊	市	南	一八五
朝鮮京東鐵道株式會社(水原)	水	原	仁川	五八〇
小計	水	原	仁川	七三四
朝鮮平安鐵道株式會社(鎮南浦)	鎮	浦	龍岡溫泉	一二五四
南滿洲鐵道株式會社(大連)	南	上	三	三四七
小計	南	上	三	一五二
朝鮮人造石油株式會社(永安)	阿	吾	地	一八〇〇
東滿洲鐵道株式會社(琿春)	訓	戎	圖們江中心	一五九
私設鐵道開業線合計	訓	戎	圖們江中心	一九八五
合計	訓	戎	圖們江中心	一七八〇二

交通、通信

一七八

經營者及主なる事務所所在地	區	間	程
京城電氣株式會社(京城)	京城府内	及郊外	三七六
朝鮮合同電氣株式會社(釜山)	釜山府内		二二六
西鮮合同電氣株式會社(平壤)	平壤府内	及郊外	二二九
京城軌道株式會社(京城)	東大門	露島及廣莊	一四四
	鶴橋	咸平邑内	六一
軌道開業線合計			九二六

自動車交通

朝鮮に於ける自動車交通事業は韓近急速な發達を遂げ、其の概況を擧ぐれば旅客自動車運輸事業者百二、路線延長二萬五千七百六十杆一分、旅客自動車運送事業者に在りては觀光旅客自動車運送事業者三、路線延長九十四杆九分、團體旅客自動車運送事業者三、事業區間の延長四百九十四杆、普通旅客自動車運送事業者(事業區域を定むるもの)百十九である。尙貨物自動車運送事業者に在りては區間貨物自動車運送事業者八十七、事業區間の延長二萬三千六百四十一杆〇分、區域貨物自動車運送事業者(事業區域を定むるもの)百二十三を示して居る。又旅客自動車運輸事業又は旅客自動車運送事業に非ずして自動車に依り旅客を運送する事業即ち特定旅客自動車運送業にして(路線を定むるもの)一七路線延長百七十二杆一分、(事業區域を定むるもの)一一である。尙各道に於ける自動車交通事業の狀況は左の如くである。

自動車交通事業 (昭和十七年六月三十日現在)

道名	旅客自動車運送事業				貨物自動車運送事業				特定旅客自動車運送業		
	事業者	路線杆程	觀光旅客自動車運送事業者	團體旅客自動車運送事業者	普通旅客自動車運送事業者	區間貨物自動車運送事業者	區域貨物自動車運送事業者	事業者	路線杆程	事業者	路線杆程
京畿道	一四	二、四七四・五	一	二六八	二	三、四四〇	一三	一一、六四・五	三五	一	一一〇
忠清北道	五	一、二七・六			四	三、一六・九	三				
忠清南道	八	一、五二七・一			八	二、一三・五	二八				
全羅北道	一〇	一、七〇八・四			二	二、一四・五・四	一				
全羅南道	一四	二、一四・三			二	一〇、二、五〇八・八	二				
慶尙北道	五	二、三、四八・九	二	六六・二	八	九、一、九五・五	二				
慶尙南道	七	二、四四・三			一七	三、一、九二七・四	一一				
黃海道	九	二、〇八七・八			一七	一〇、一、七三三・一	二四				
平安南道	一一	二、一四・三			三	二、二、〇一六・六	一				七四・六
平安北道	六	二、七五・二			五	九、二、九四九・四	一				
江原道	六	二、四九・一			六	八、三、六二五・一	九				

一七九

交通、通信

一八〇

咸鏡南道	六二、六四七・八	一	一	一	八	八一、六四九・五	四	一	一
咸鏡北道	七、七〇・八	一	一	一	七	一〇、九〇三・五	八	八	七三・五
計	101,357,701・1	三	九四九	三	三七八・五	一九	八七三、六四一・〇	一二三	一七、一七二・一

道路

一、路線

本府は施政當初道路網を確定したが、此の道路網の延長は昭和十三年度に於て一等道路三十八線延長三千二百三十六杆、二等道路九十七線九千九百七十六杆、三等道路五百十六線一萬四千六百七十五杆のところ、同年十二月一日より朝鮮道路令の施行と共に従來の一・二・三等道路の名稱を廢して、國道・地方道・府道・邑面道と改めることとなり、大體從來の一・二等道路は國道に、三等道路は地方道に認定した。昭和十七年三月現在の道路網は國道百一路線延長一萬二千六百六十一杆、地方道六百六十路線延長一萬八千四百四十七杆となつてゐる。

二、道路修築

明治四十四年度から第一期事業として一・二等道路三十四線延長二千六百九十餘杆を改修し、更に大正六年度から第二期計畫を樹て國道二十六路線二千三百八杆の工事を施行中である。

右の外金山・鑛山・林業等の開發其他急施を要する道路改修を行ひつゝあるが、大體昭和十八年度迄に完成の豫定である。

滿洲の建國以來鮮滿間に於ける産業・經濟・治安・開拓民等諸般の交渉は漸く頻繁となり、其の交通連絡は極めて緊要となつたので、兩國政府の協議に基き鴨綠江及び豆滿江に國境連絡橋梁〇〇箇所を架設することとし、其の中六箇所は總督府に於て、昭和十年度以降七箇年繼續事業として着手し、同十八年度中には四箇所竣成することになつてゐる。

尙本府に於て直轄施行するものゝ外、毎年地方公共團體に對し補助を與へて道路の修築改築を行はせてゐるが、以上各種の事業に依り改修された道路の總延長は昭和十七年三月現在に於て國道一萬一千五百十三杆、地方道一萬四千五百十二杆に達した。

港 灣

朝鮮の港灣は大小二百數十を算へることが出来る。此の中開港は釜山・仁川・木浦・群山・鎮南浦・多獅島・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基・羅津・海州の十四港で、指定港に馬山・鎮海・統營・三千浦・麗水・濟州其他を合せ三十七港あり、右以外は地方港又は漁港等となつてゐる。系統的港灣の修築は、統監府時代に釜山・仁川・鎮南浦・平壤・元山・新義州・群山・木浦・清津・馬山の十一港に對し夫々應急施設に着手したのが其の濫觴である。其の後本府は前記各港の外、多獅島・麗水・

海州・墨湖・端川等を加へ擴張又は修築を實施して來た。昭和十六年八月現在工事中に屬する港湾は仁川・釜山・城津・清津・多獅島・馬山・海州・墨湖・端川・麗水・三千浦・元山の十二港である。

### 河 川

從來朝鮮に於ける河川は概ね天然の流水に委せたる結果、毎年洪水の氾濫に由つて數千萬圓の損害を蒙るのが常であつた。

本府は此の事情に鑑み大正四年から治水及水利計畫上重要な洛東江外十三河川の流域狀況・水害・水運・水利經濟關係等の調査に着手し、大正十四年この調査を基礎として改修計畫を樹て、先づ萬頃江・載寧江改修の工を起し、次いで大正十五年度に漢江・洛東江・龍興江・大同江、昭和十二年度に三橋川・東津江・榮山江・南江等に着手し、萬頃江・載寧江・大同江・洛東江は昭和十五年度末迄に竣功を遂げ、爾餘の河川も夫々豫定の通り竣功の見込である。

主要直轄河川の改修と並行して支派川及獨立した中小河川改修は、地方團體に六・七割の國庫補助を與へて之を行はしめてゐるが、今迄に窮民救濟事業・時局應急施設土木事業地方振興土木事業等の名に於て改修を了した河川は百十六に達した。

尙現に工事中である主な事業に、昭和十二年度着手の中小河川改修工事があるが、これは鮮内二百七十一河川を國庫補助により八箇年間に改修せんとするものである。

以上改修濟地域は洪水禍から免るゝと共に水運灌溉等に一段の發展を見つゝある。

### 海 事

- 一、船舶 沿岸各地に於ける海運事業の勃興に伴ひ汽船の新造又は購入を爲せるもの多く、朝鮮に船籍港を有する船舶は近來益々増加の傾向を示してゐる。
- 二、船員 最近朝鮮在籍船の増加及海運事業の發展に伴ひ年々其の數を増加し、就中朝鮮人職員に在りては著しく進歩の跡を示して居る。
- 三、命令航路 昭和十七年四月一日現在命令航路は左の通である。

航 路 別	線 數	隻 數
内地及外國航路	二一	一八
沿岸及河川航路	三	四

- 四、航路標識 事業は明治十六年日韓兩國間に締結せる日本人民貿易規則に基き帝國政府の交渉に應じ韓國政府が同三十六年仁川小月尾島に燈臺を建設したのを以て嚆矢とし、朝鮮總督府施政後は銳意標識の普及を圖り年々建設改良に努め整理増設を期した結果、昭和十六年度末現在に於ける夜標・晝標・霧信號・無線方位信號所等の數は其の海岸線十五哩に對し夜標一の割合に増加して居る。

### 航空

前世界大戦を契機とせる各國航空界の異常な進展に伴つて、近年我國に於ても航空事業の發達は頓に著しいものがあり、民間航空路のみでも現在約一萬五千の多きに達する情勢である。朝鮮に於ては昭和四年四月大日本航空株式會社が初めて東京・大連線の運航を開始し、昭和十年十月には朝鮮航空事業者が京城・裡里線(昭和十二年五月光州迄之を延長した)、昭和十二年六月には更に大日本航空株式會社が日滿兩首都を結ぶ東京・新京線及之と連絡して北支へ延びる京城・大連線を、昭和十三年十月には京城・清津線を開設し、昭和十二年十二月より乗入の滿洲航空株式會社の新京・清津線と連絡せしめ又昭和十四年十月より滿洲航空株式會社の新京・京城線の開設あり此處に東亞航空交通上の要衝として半島の使命は一層重加せらるゝに至つた。

航空路施設としては飛行場、夜間照明設備、地上標識、無線電信施設、航空氣象觀測所等の整備を爲すと共に一層航空路の擴充整備を圖り、以て交通運輸は勿論産業經濟の開發に寄與すべく計畫を進めて居る。

### 通信事業

通信機關は都郵を通じて一千三百を超え、主要地には電信及電話を開始して舊來の面目を一新した。

昭和十七年八月末現在の局所數は郵便局一千七十四、同分室四十七、同出張所十四、電信局十五、同分室十八、電話局一、同分局三、電信電話取扱所四、電信取扱所百六十九、同分室二、同出張所一、計一千三百四十八を配置し、郵便切手賣捌所四千九百九十二を算してゐる。

昭和十六年度に於ける諸般通信業務の取扱數は左の通りである。

	引	受	配	達
郵便物 <small>一</small> 通	常	四四二、九〇一、八六九	四七七、一九二、八二六	
郵便物 <small>一</small> 小	包	四、二七二、五二四	五、七九八、〇二三	
電報	發	一四、三〇二、七七三	一四、一七八、一〇八	二七、六七一、〇七五
電報	著			信
電報	信			中
電報	繼			信
電報	合			計
電話	年度末現在加入者數	市内通話度數	市外通話度數	合
電話	六二、六八二	三七三、〇三三、四一六	七、六七四、一九九	三八〇、七〇七、六一五

### 郵便爲替貯金

郵便爲替貯金に關しては、常に朝鮮人特殊の風俗習慣に留意して其の改良發達を圖つて居るが、本事業は地方に於ても重要な金融機關として一般に認められ、利用者は漸次増加の傾向にある。

郵便爲替貯金

年 度	内 國 爲 替		外 國 爲 替		合 計
	振 出	拂 渡	振 出	拂 渡	
大正十一年度	103,016,031	103,355,567	162,130	194,562	
昭和十五年度	282,741,333	282,140,703	2,297,553	65,231,749	
昭和十六年度	296,262,733	295,460,054	2,101,104	91,347,960	
年 度	口 數	金 額	口 數	金 額	口 數
大正十一年度	2,266,885	103,174,382	2,628,455	103,549,929	
昭和十五年度	6,699,803	285,078,566	7,655,894	347,363,492	
昭和十六年度	5,851,666	296,663,717	6,695,288	366,888,014	
年 度	預 入	新 規 人 員	度 數	金 額	全 拂 人 員
大正十一年度	3,235,766	56,634,236	321,614	96,797	47,469
昭和十五年度	18,912,511	286,883,404	3,432,722	258,308,247	446,167
昭和十六年度	17,015,462	294,200,964	1,077,098	3,432,722	762,233

郵便振替貯金に就ては、大正七年に府又は府の區域を包含する府公金受拂の爲に要する郵便振替貯金特別取扱を同九年には國債募集賣出及元利金支拂郵便振替貯金特別取扱を、又昭和十三年には郵便振替貯金に依る債券賣出及元利金支拂特別取扱を開始した。爾來之を利用する者漸次増加し、郵便振替貯金制度開始當時即ち明治四十三年には僅に二百七十九人の加入者を有するに過ぎなかつたが、昭和十七年三月末現在には既に五萬四千九百人の多數に上つて居る。其の取扱高を示せば左の通りである。

郵便振替貯金朝鮮内各郵便局所受拂高

年 度	拂 込		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	1,607,377	94,076,556	1,840,554	71,599,915
昭和十五年度	4,739,237	567,555,339	829,655	496,977,941
昭和十六年度	3,962,247	634,945,045	812,528	543,552,616
年 度	人 員	金 額	人 員	金 額
大正十一年度	1,590,470	19,875,093		11,250
昭和十五年度	6,827,309	141,377,258		20,700
昭和十六年度	7,525,850	176,905,604		23,511
年 度	年 度 末 現 在 高		年 度 末 現 在 高	
昭和十六年度	177,015,462	1,426,764	3,462,847	258,732,719
大正十一年度				762,233
年 度	一人平均額		一人平均額	
大正十一年度				11,250
昭和十五年度				20,700
昭和十六年度				23,511

郵便振替貯金朝鮮口座受拂高

年 度	受 入		拂 出	
	口 數	金 額	口 數	金 額
大正十一年度	一、三六七、〇四八	一六二、五七二、二六三	三六八、〇三三	一六二、八五一、五九九
昭和十五年度	五、〇五四、七六六	一、〇五三、六六五、五九五	一、四九四、八六三	一、〇五〇、八三三、三三三
昭和十六年度	五、〇八七、〇〇五	一、一八八、五五五、一〇〇	一、五四〇、六九六	一、一七五、三三三、二二七
年 度	人 員	金 額		
大正十一年度	一一、五四四	一、〇七六、五五六		
昭和十五年度	四九、三〇〇	一八、八二七、四九六		
昭和十六年度	五四、九二四	二四、九五七、三六一		

放送無線電話

朝鮮の放送無線電話は大正十五年十一月現在の社團法人朝鮮放送協會の前身たる京城放送局の設立を見翌昭和二年二月から放送を開始したのであるが、電力其の他施設の弱少と内鮮語混淆の單一放送とに禍されて其の普及涉々しからず斯くては重大なる放送事業の使命に反するのに鑑み昭和八年四月規模を擴大して内鮮語別の二重放送を放送を開始し、更に昭和十年九月には地方に進出して釜山に放送局を設

置し、爾來漸次増設して昭和十七年度末迄には全鮮十一局となり何れも二重放送施設を完成する豫定である。尙聴取者數も漸次増加して昭和十六年度末には二十七萬一千に達した。

朝鮮簡易生命保險

事業の創始 朝鮮に於て簡易生命保險事業は、第五十六回帝國議會に豫算案、特別會計法案及郵便物無料に關する法律案を提出して其の協賛を得、昭和四年七月一日より遞信局に於て其の實施準備に着手同年十月一日より之を實施したのである。

一、制度の概要 本事業は政府の獨占する非營利事業であつて又其の會計は朝鮮總督府會計より之を分離して特別會計と爲し、事業上の支出は其の收入を以て支辨することになつて居る。保險の内容は内地の夫れと略同様であつて、保險種類は終身保險、養老保險、小兒保險の三種で、加入年齢は終身保險と養老保險は十歳以上六十歳以下、小兒保險は三歳以上十歳未満となつて居る。保險金額の最高制限額は被保險者一人に付千圓で、保險料は原則として月掛で郵便局から集金に行くことになつて居る。事業の取扱機關は中央では遞信局が監理事務に當り、地方では全鮮に亙る千有餘の郵便局が申込の受付保險金拂渡等の事務に當つて居る。

二、事業の成績 昭和十七年七月末現在の事業成績は契約件數四百八十六萬四千件、保險金額九億四千百九十萬圓であるが、當初の計畫に比して遙に良好の成績を示して居る。殊に朝鮮人の加入率は全加



入件数の八割七分を占め漸次増加の趨勢を辿つて居る。

三、福祉施設 保険加入者の健康の保護増進を圖ると共に、一面事業の堅實なる發展を期する爲、京城外二十三箇所簡易保険診療所を設置して、專屬醫師に依り無料又は輕費を以て醫療奉仕をして居るが、尙診療所の設置なき地方の被保険者の爲に巡回診療を爲す外書面健康相談の取扱をも爲して居る。

昭和十六年度中に於ける取扱狀況は左の通である。

簡易保険診療所事務取扱狀況

- 一 診療所利用者數 四〇七、四〇一人
- 二 書面相談者數 一〇一人
- 三 巡回診療利用者數 一四、六二八人

四、積立金の運用 本事業の積立金は、保険契約者に貸付する場合の外に國債にて保有するか又は大藏省預金部に預入する。預金部に預入した積立金は之を朝鮮に於ける公共の利益の爲朝鮮内の公共團體、營利を目的としない法人若は組合又は特別の法令に依り設立された法人に對して融資することゝ爲つて居る。

最近に於ける積立金運用の狀況を示せば左の通である。

積立金運用狀況 昭和十七年八月末現在

積立金總額	一一一、六二八、五六五圓
内 譯	
公共貸付	四一、五八六、八七三圓
債券引受	三七、八一六、六〇〇圓
國債保有	一三、五二三、二七八圓
保險契約者貸付	一、九七九、七〇一圓
預金	一六、七二二、一一三圓

## 一四 神社、宗教

### 神社

本府は大正四年八月神社の創立及移轉合併等に關する規則を定め、次で昭和十一年八月神社規則の全面的改正を斷行し、此等の成規に遵由して神社を創立せるもの六十二に上り、地方著名の都市には概ね其の存置を見るに至つた。次に神祇を勸請して一般公衆の禮拜に供する小設備の神祠は國體觀念の普及深徹に伴ひ逐年増加し本年は既に八一七（昭和十七年八月末現在）に達してゐるが、之は何れも他日神社となるべき體性を有するものである。

官幣大社朝鮮神宮（京城府南山鎮座）は朝鮮の總鎮守として 天照大神・明治天皇の二柱を奉祀し、大正十四年十月十五日鎮座祭を執り行はせられ、爾來例祭を十月十七日と定め、勅使を差遣せらるゝことに御治定になつた。又昭和十一年八月一日京城神社（京城府倭城臺鎮座）並に龍頭山神社（釜山府辨天町鎮座）の兩社を國幣小社に列格仰出され、次で昭和十二年五月十五日大邱神社（大邱府達城町鎮座）並に平壤神社（平壤府慶上町鎮座）を、更に昭和十六年十月一日には光州神社（光州府龜岡町鎮座）及び江原神社（春川邑鳳儀町鎮座）をも國幣小社に列格仰出された。尙昭和十四年六月十五日には官幣大社扶餘神宮の御創立を仰出され目下御造營工事は全道奉贊事業として着々進行してゐる。

### 宗教

一、宗教の概況 佛教の傳來は遠く高句麗小獸林王二年であつて、爾來百濟・新羅を経て高麗朝の末に至る迄は大いに隆盛を極めたが、其の反面頗る餘弊も生じたので、李朝に至つては概ね排斥の方針を採り、逐年抑壓を加へた爲勢甚だ衰え、多くは荒廢に歸したのである。然るに李太王三十三年始めて信教の自由が許され、次いで明治四十四年九月寺刹令施行と共に宗教的活動を公認されたので、數百年來衰えて來た佛教は茲に漸く蘇生の運に向つたのである。爾來各寺刹は布教所を設置して、各本末寺聯合出資の下に財團法人朝鮮佛教中央教務院（昭和十七年五月十八日財團法人曹溪學院と改稱）を創立し漸次講學布教の發展を見るに至つた而して總本寺の設立は朝鮮佛教徒多年の要望であつたが昭和十六年四月寺刹令施行規則の一部を改正し總本寺太古寺の設立を容認せり。昭和十六年末現在總本寺一、本寺（本山）三十一、末寺一千二百九十四、布教所四百二、僧侶五千二百一十一、尼僧一千三十六、信徒十九萬六千餘人を數ふる狀況である。朝鮮佛教の宗旨稱號は種々併立して居たが、李朝に於てはその合派滅宗を圖り世宗六年遂に禪教二宗と爲し、多年兩者を併稱して居たが、前述の總本寺太古寺設立の認可に當り朝鮮佛教曹溪宗として公稱することを併せて認可せり。

内地佛教の朝鮮に於ける布教は夙に天正年間眞宗大谷派系に依つてなされたが後一時中絶し、明治十年再び同派の開教あり、同十四年には日蓮宗、同二十八年には眞宗本願寺派、同三十年には淨土宗

等の各宗相次いで渡來し、殊に併合後は信徒の結集、寺院・布教所等の設備年々増加するに至つた。昭和十五年末現在朝鮮布教に従事する宗派は眞宗・日蓮宗・淨土宗・眞言宗・曹洞宗・臨濟宗・黃檗宗・天台宗及華嚴宗に屬する九宗二十九派であつたが、内地に於ける宗教團體法の施行に伴ひ宗制を改正し又宗門の改革を斷行して大同團結を爲せるもの多く昭和十六年四月以降本府布教規則の定むる所に依り宗制を認可し九宗十七派となつた。其の寺院百三十六、布教所七百十二、布教者八百三十六人、信徒三十三萬九千五百餘人、内朝鮮人二萬七千八百餘人を數へる。

内地神道の朝鮮渡來は明治二十六年の天理教に始まる。昭和十六年末現在天理教・神理教・金光教・神習教・大社教・扶桑教・神道・黒住教・實行教・神道修成派・御嶽教の十一派あり、各派を通じて布教所三百二十五、布教者六百八十四人、信徒九萬三千百餘人、内朝鮮人一萬七千八百餘人である。

基督教は十八世紀の中葉、既に舊教天主教の傳播を見た。新教基督教の開教は李太王の二十一年米國北長老派の宣教師が入鮮したのを宣教の第一歩とし、次で翌年には更に同派の宣教師並に監理派の宣教師も渡來して、京城・平壤其の他に布教所を設け、學校・病院等の經營に着手したのである。爾來諸派宣教師の渡鮮する者尠からず、外國人の關係する教派は朝鮮耶穌教長老會・基督教朝鮮監理會・聖公會・第七日安息日耶穌再臨教・東洋宣教會・救世團・基督教會朝鮮宣教會・基督教五旬節教會及基督教の九派であるが支那で變動發達後國際狀勢の激變に因り宣教師は退去し、之等の教派は日本

的教義の確立に努めつゝ、又内地創設新教基督教は明治三十七年日本基督教會傳道局から牧師を派遣し釜山に教會を設立して傳道を開始したに始まり、日本メソヂスト教會・日本組合教會・きよめ教會・日本聖教會及基督教同信會等も渡來したが内地に於ける基督教各派は合同に依り昭和十六年十一月二十四日附文部大臣より日本基督教團の認可ありたるを以て之と同一系統に屬する日本基督教會、日本組合基督教會、日本メソヂスト教會、日本聖教會及きよめ教會の五派、合同し日本基督教團の傘下に入れり。又一方朝鮮人側には大正七年黃海道鳳山郡に朝鮮基督教會を、同十一年京城に朝鮮會衆基督教會を設立した外、尙他に神の教會・基督の教會・朝鮮耶穌教會・イエス教會・基督教朝鮮福音教會・聖主教團・日本一致基督教會・ナザレン教會・耶穌教福音教會及東亞基督教會がある。以上新舊各派を通じて昭和十六年末現在布教所五千六百四十、布教者四千四百七十二人、内外國宣教師百九十三人、信徒内地人一萬一千七百餘、朝鮮人四十四萬七千餘、外國人百餘、合計四十五萬九千三百餘人である。

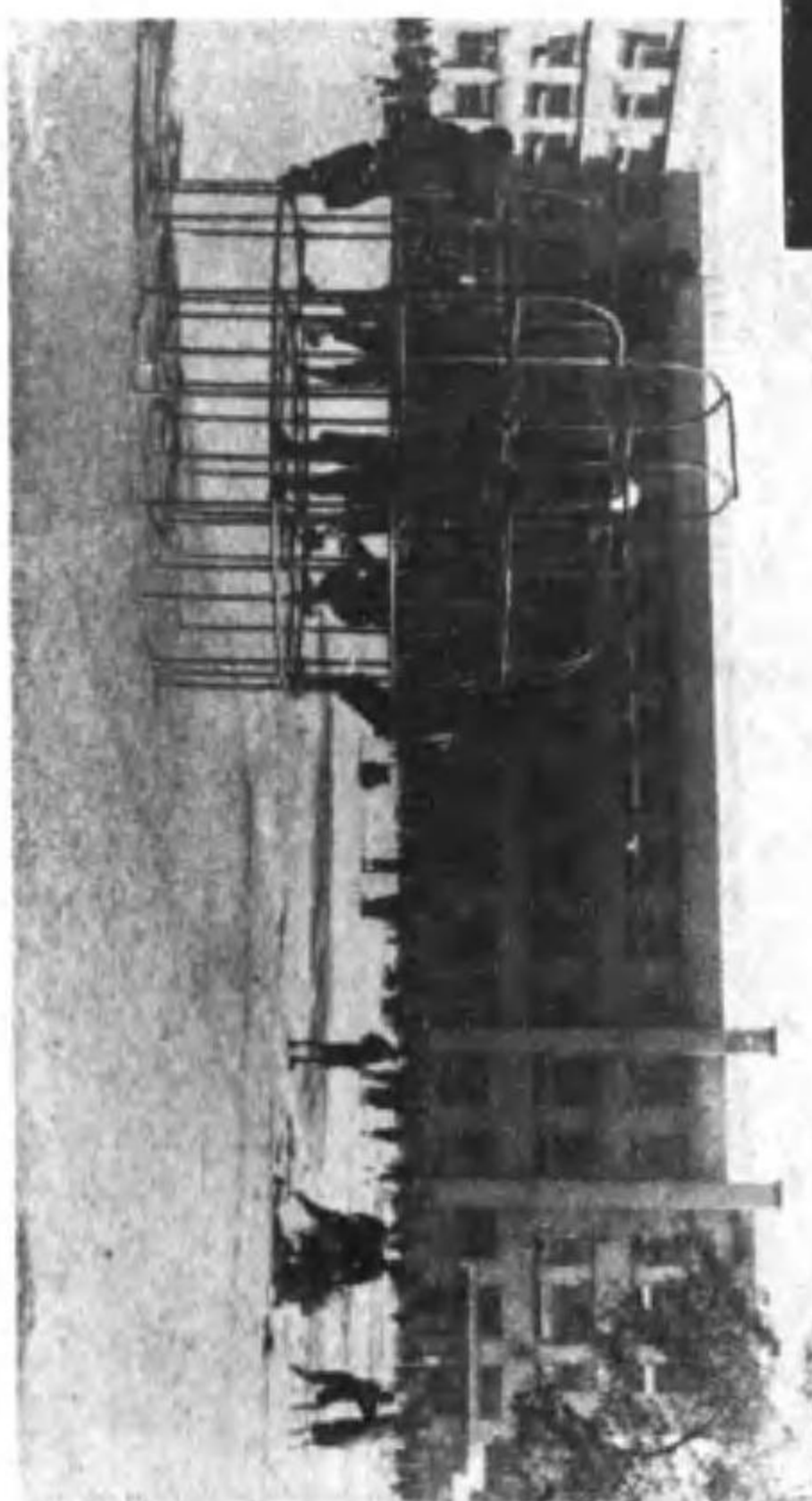
二、宗教團體の社會事業 宗教團體の社會的施設としては基督教が最も多く、佛教之に亞ぎ、神道も亦漸次之が開始を見るに至つた。内鮮佛教團體の經營する主なるものを擧ぐれば、専門程度の學校一、中學程度のもの六、初等程度のもの六、幼稚園六十、講習所及書堂二十箇所である。又隣保救濟の事業としては眞宗大谷派の向上會館、淨土宗の和光教團・共生園、京城・仁川・大田・光州・平壤及羅南に於ける内地佛教各宗聯合の京城佛教慈濟會・仁川佛教悲田院・大田佛教慈濟會・平壤佛教廣濟會

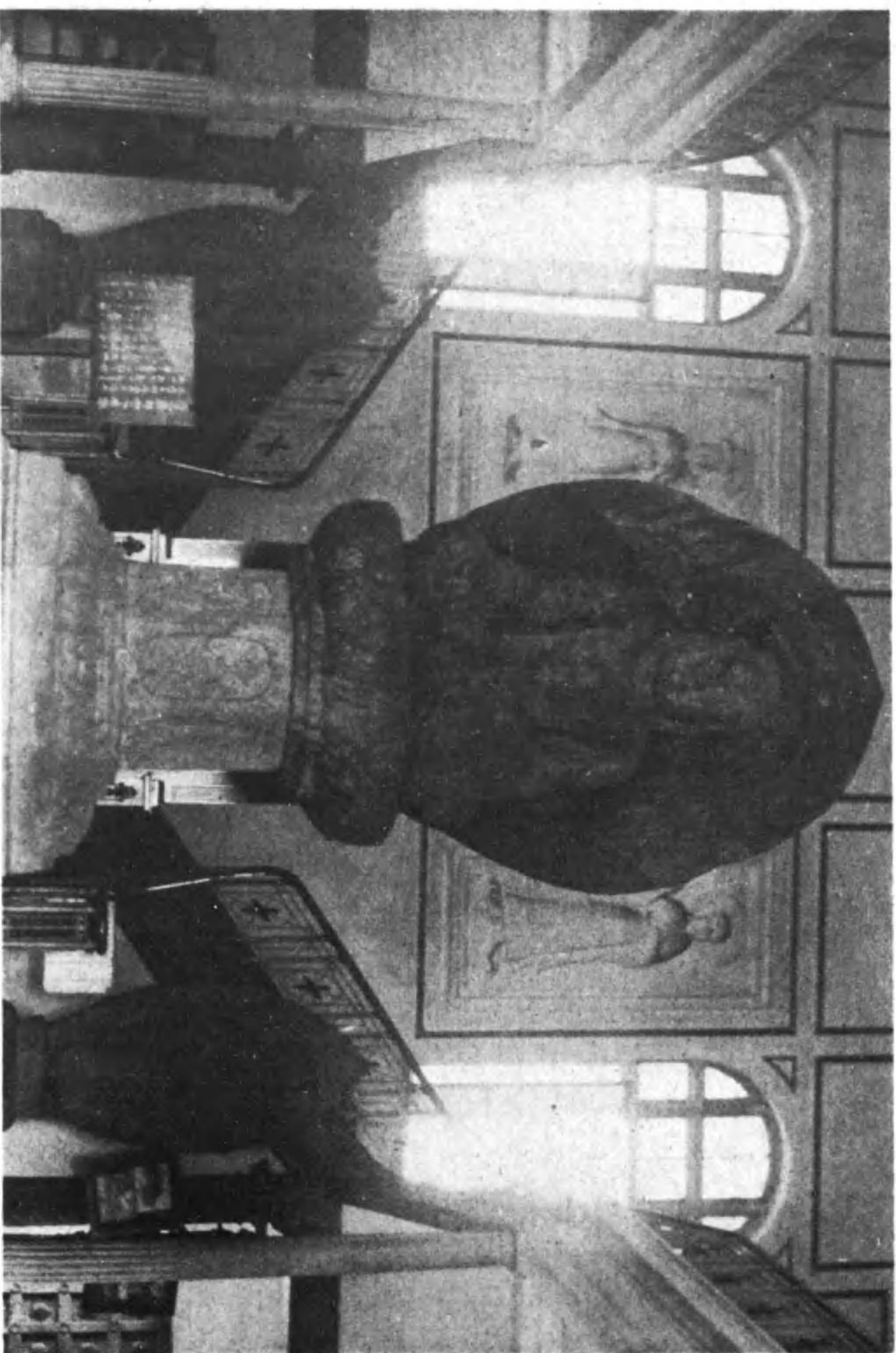
及羅南行旅病人救護所がある。基督教の事業は多く外國宣教師に依つて經營され新舊各派を通じ相當な數を示し居りたるも昭和十六年頃より國際情勢激變し敵性國の宣教師は殆んど歸國し之が爲其の經營は減少し現在は専門學校三、中學校三、高等女學校六、實業學校二、小學校二十四の外、専門、中等並に初等程度の男女各種學校百八、幼稚園百八十二、講習所及書堂百十五である。醫療事業には監理及長老聯合の旭醫專附屬病院（世富蘭僑病院）外十一箇所の病院並に大邱に於ける癩病院を經營し、有料患者を取扱ふと同時に貧困者に對しても施療を行つて居る。その他社會事業には孤兒院・養老院・救世團の厚生學院、惠泉院、清心療等がある。



宗教ノリ

國民學校





米知師業造石

## 十五 教育

朝鮮に於ける教育は従來内地人と朝鮮人とに付其の系統を異にしたが、時勢の進歩は此の差別を撤廢するの機運に到達し、大正十一年普通教育に付てのみ國語を常用する者(主として内地人)と國語を常用せざる者(主として朝鮮人)との二種に分ち、其の他の實業教育・専門教育・大學教育及師範教育に在りては總て内鮮人共學を原則とし、新に教育系統を立て之を統一すると共に普通教育に在りても、特別の事情ある場合は内鮮人相互に入學し得るの途を開いた。然るに半島の實情と時勢の進運は愈々著しきものあるに鑑み、昭和十三年普通教育に付ても、内鮮人に依る教育機關の區別を撤廢し、朝鮮に於ける教育は制度上内地に於ける教育に比較し殆んど何等の差等なきに至つた。

### 普通教育

現在に於ける普通教育は昭和十三年三月改正せる朝鮮教育令に據るもので、國語を常用する者と然らざる者とに付教育機關を區別することなく等しく國民學校令、中學校令及高等女學校令に依りて教育を施し、又内鮮人に依る課程上の差異もなく、國體明徴、内鮮一體、忍苦鍛鍊の朝鮮教育三大綱領に則り、眞に皇國臣民の本質に徹せしむべき教育を施してゐる。昭和十六年五月末現在に於ける普通教育機關及兒童生徒數は次の如くである。

尙昭和十六年三月小學校の制度國民學校の制度に改められたるに伴ひ朝鮮に於ても同制度を適用し小學校を國民學校と改めた。但し國民學校の課程は土地の情況に依つて修業年限を六年とすることが出来る。

學校別	學校數	職員數	兒童及生徒數		
			内地人	朝鮮人	外國人
官立國民學校	一三	一一一	六三三	四、六四〇	一
公立國民學校	三、四九七	三三、三九四	九四、三四四	一、五〇八、一九一	三三
道知事認定學校	一四五	九九	二〇	六三、五二六	一
公立國民學校附設簡易學校	一、六六八	一、七九〇	四	一四五、九六	一
公立中學校	四	一、〇〇四	一〇、二四〇	一三、五六	二
私立中學校	一六	三四一	三	九、三二五	一
公立高等女學校	五	八〇六	一三、三四四	七、四二一	一
私立高等女學校	一三	二六〇	九二	三、四四	一
計					

書堂 書堂は古來朝鮮に於ける少年子弟唯一の教育機關で、一洞又は個人或は教師自らの設立に係り、極めて不完全な教育を施したものであるが、其の數各道に亙つて頗る多く、遽に廢止し得ない事情にあるので、弊害なき限り之を存置し來つた。然し乍ら普通學校の普及に伴ひ、往々普通學科を其の教科に加ふるものあるに至り、大正七年書堂規則を發布し、更に昭和四年之が改正を行ひて、道知事の認可を受けしめ、以て其の監督及指導に努めつゝある。昭和十六年三月末書堂數三千五百四、教員數

四千九十七人、生徒數十五萬八千四百八十八人である。

幼稚園は昭和十六年五月末に於て公私立併せて園數三百四十九、園兒數二萬六千二百五十八人である。

### 實業教育及專門教育

近來普通教育の普及に伴つて實業及專門の教育亦勃興し、其の教育機關たる諸學校は大正十一年二月新教育令の公布と共に、實業教育・專門教育は内鮮人の共學を原則とし、實業學校は實業學校令及文部省令の當該規程に準據し、專門教育は專門學校令に依ることとした。従つて其の入學資格・修業年限・學科程度等全く内地に於ける專門學校と異なる所はない。

#### 實業及專門教育機關 (昭和十六年五月末現在)

種別	學校數	職員數	生徒數		
			内地人	朝鮮人	外國人
官立專門學校	七	四六(二七)	一、三三七	六二七	一、九四四
公立專門學校	二	六(元)	三六	三六	五八〇
私立專門學校	一〇	五〇一(一一)	六三	三、八〇六	三、四四六
公立工業學校	七	一四(一〇)	一、一〇五	一、〇四一	二、一四七
私立工業學校	一	一六(一〇)	二〇	二五	四二九
公立農業(農林・農畜)學校	四	六三(五四)	九六七	一〇、六五	一一、六二二
計					一九九

教育

私立農業學校	一	七	一	一九九	一九九
公立商業(商工)學校	二	四〇八(三)	四、三三	五、二七	九、四九九
私立商業學校	二〇	一、三(九)	四九	四、四九	四、九七六
公立水産學校	四	九三(三)	一元	五二	七二
公立職業學校	二	三三(三)	七九	三、六三	四、四八〇
私立職業學校	四	五(八)	五、四	九一	一、五五
公立實業補習學校	六	三七(二)	一	三、七一	三、七一
私立實業補習學校	六	六(一)	一	三三	三三
備考 實業・専門教育に於ける職員數中括弧内のものは兼務者を示し内書なり。					

二〇〇

大學教育及豫備教育

大正十一年二月朝鮮教育令に始めて朝鮮に於ける大學教育に關する要綱を定め、大學教育及其の豫備教育は内地の大學令に依り、同令中文部大臣の職務は朝鮮總督之を行ふこととなり、京城に綜合制の官立大學を設置し、差當り法文學部及醫學部を置き同十五年度より開設し、其の豫備教育としては修業年限二年の豫科を附置し、同十三年度より開設し、昭和九年度よりは其の修業年限を三年とした。大學の組織内容は共に内地に於ける帝國大學と同様であつて、内鮮人共學であるが、設立の使命に鑑み、法文學部に於ては朝鮮の法律・制度・經濟・言語・文學・思想・信仰・風俗習慣・美術・歴史等に關する研究を、又醫學部に於ては朝鮮特殊の疾病・藥物等の研究を其の特色とする。尙近時朝鮮に於け

る産業經濟の急激なる躍進、特に國策に對應する諸工業の勃興に伴ひ昭和十六年度より新に理工學部を設置した。

昭和十六年五月末大學職員七〇四(三七)人、學生七一六人、豫科職員八五(二九)人、生徒六一四人である(職員數中括弧内は兼務者(内書)を示す)

師範教育

師範教育は内鮮人共學を本體とする。而して本教育は從來朝鮮の實狀に鑑み、内地に比し少しく入學資格を低下し、修業年限を延長する等特種の施設を爲し、又他の教育機關に於ては公共團體及私人の設立經營を認むるも、師範學校は官立の外道費の經營に限りて之が設立を認めたと、昭和四年四月師範學校は當分官立とするの方針を定め、各道地方費師範學校は何れも同六年三月限廢止した。昭和十六年五月末に於ける校數十一(内二校は女子師範)職員三百四十五人、生徒七千四百八十四人を算する。

在内地朝鮮學生

内地に於て勉學する朝鮮學生は一萬八千九百五十一名(昭和十六年十月一日現在)であつて、之を地方別にすれば、東京在學者一萬二千九名、地方在學者六千九百四十二名で、之等學生生徒中最も多數を占むるは、上級學校入學の爲準備教育を受くる者及私立大學專門部其他に於て法政經濟等を修學する

者である。之等在内地朝鮮人學生生徒の保護監督に關しては昭和十六年二月新に成れる朝鮮獎學會が之に當り、又其の卒業後に於ける就職に關しては積極的に斡旋の衝に當りつゝあり。

### 朝鮮美術展覽會

朝鮮美術展覽會は大正十一年六月之が第一回を京城に於て開催したが、爾來年と共に隆盛に向ひ、第二十回の二十周年記念展覽會の後を受けて第二十一回の展覽會は昭和十七年六月本府美術館に於て開催、出品總數一千二百八十二點に達し、入選せるもの東洋畫七十六點、西洋畫二百十六點、工藝品八十三點、彫塑十點を出し、會期中觀覽者總數六萬二十人に及んだ。回を重ねるに従ひ、朝鮮美術の發展を促進し、社會文化の發達に裨補する所が少くない。

### 陸軍兵志願者訓練所

本制度は昭和十三年二月發布せられ同年四月より施行せられた陸軍特別志願兵令に依るものであるが、朝鮮現在の風俗・習慣・民度を以てしては直ちに兵として採用するを得ない事情にあるので、本府は官立の陸軍兵志願者訓練所を新設し、本所を修了した者が兵としての採用資格を與へらるゝこととした。同所の訓練期間は概ね六箇月で毎年六月・十二月の二期に入所せしむることになつてゐる。

入所生は昭和十三年度四百名、昭和十四年度には六百名、昭和十五年度よりは三千名を募集したが志

願熱の熾烈に應ずる爲昭和十七年度は四千五百名を採用した。應募者は常に多く昭和十五年度の如き八萬四千四百有餘名に達し昭和十六年に於ては十四萬數千名を算し昭和十七年度に於ては二十五萬名を突破した。本所は嚴格なる規律の下に學力や技術よりも寧ろ精神道場として半島青年志願者の育成に當つてゐる。昭和十三年前期を修了し現役歩兵となつた最初の志願兵の中約半數は北支に従軍し、一般兵に伍して何等遜色なき武勳を立てて居り、其中既に二柱の護國の英靈を出し、尙、十五名の負傷者を出して尊き血潮を捧げる等、忠誠な皇國臣民たるの實を示し、在郷入隊者もそれぞれ皇國臣民として軍務に精勵し半島の愛國熱は日々に昇揚を現してゐる。

### 社會 教化

#### 一、地方改良

各道に於ける部落又は國民總力部落聯盟中地方教化、部落の振興に貢獻し其の成績優良にして他の模範たるに足るものに對し助成金を交付し部落改良の實行及之が有機的活動の中心施設たる集會所の設置、儀禮準則の實行に必要な用具の設備をなさしむる外國旗尊重、警防觀念の普及勤勞精神の高揚及集團的訓練の鍊成に寄與する爲國旗掲揚臺、警鐘、勤勞用具を完備せしむると共に地方關係指導機關を通じ之等の活用に對し周到綿密なる注意を拂ひ以て地方改良、民心の作興に資して居る。

#### 二、郷校財産



地方に於ける文廟の祭祀及經學を講明する爲に、主として地方儒林よりの鳩財及政府より特に下附に依り構成せられた郷校財産の収入は文廟の祭祀及管理費を除きては主として儒教の振興と社會教化事業の施設に使用し、府尹・郡守・島司をして之を管理せしめ、儒林をして進んで儒道の本義を闡明して社會教化に努力するの氣分を養ひ、以て民風の作興に資せんことを期してゐる。

三、社 會 教 化

イ 國民精神の作興 國民精神の作興は半島に於ける社會教化上の根本基礎を爲すもので、毎年十一月十日を中心に國民精神作興週間を定め講演・講習・印刷物・映畫・運動競技等諸般の施設に依り之に努めて居る。

ロ 大詔奉戴日の制定實施 神社神祠の參拜、國旗掲揚等の行事を強化普及することは皇國精神の涵養、内鮮一體の具現に資する所尠くないから、從來各學校に於て實施中の愛國日の内容を充實して一般民衆に及ぼすこととし、昭和十四年九月より毎月一日を興亞奉公日として實行し來りたるところ昭和十七年よりは毎月八日を大詔奉戴日とし大東亞戰爭必勝祈願と併せて皇國精神の涵養に努めてゐる。

ハ 「皇國臣民ノ誓詞」の普及 國家意識の昂揚、國體觀念の明徴に資するため「皇國臣民ノ誓詞」を制定し、學校の兒童・生徒・學生を始め官公署・銀行・會社・工場・商店・其の他の諸團體に於ける各種會合の際之を齊唱せしめて居る。

ニ 國語普及 一般民衆に對し可成急速的に國語の普及を圖る爲昭和十三年度より教科書として國語教本を編纂配付すると共に經費の補助を爲し國民學校（元公立普通學校）を中心に國語講習會を開催せしめ實施初年たる昭和十三年度の實績は講習會開催數三千餘箇所、教本の配付數三十萬にして實施計畫の約三倍に達したるが爾來民衆の自覺と各種教化團體の活動に依り年々増加の一途を辿る好成績を示して居る。

而して昭和十六年度に於て青年團改組せらるゝに伴ひ今後は青年隊中心に國語講習會を開催せしめ青年層の實踐的推進力に俟つて急速に所期の目的達成を期せんとして居る次第である。

ホ 儀禮準則の制定 冠婚葬祭の儀禮は動もすれば徒に形式の末節に拘泥し、生活改善上遺憾の點尠からざるに鑑み、最も弊害の甚しき婚葬祭の三禮につき之が準則を制定し、昭和九年之を一般に發表して朝鮮の風習改善方針を指示すると共に之が趣旨の普及實行の徹底に努めて居る。

ヘ 勤勞報國運動 勤勞を通じて忍苦鍛鍊、犠牲奉公の精神を涵養すると共に共同一致的集團訓練を施し以て國民總訓練に資するため、昭和十三年七月七日支那事變記念日を起點として、本運動を起したのであるが、今や官公署は勿論青年團其の他の各種團體、部落等に勤勞奉仕隊の組織せられざるものなきに至つた。又昭和十四年度より興亞青年勤勞報國隊を滿洲に派遣し滿洲建設に寄與すると共に、之を通じて日滿一如、興亞の大精神を體得せしめて居るが、其の歸還後は國民總力朝鮮聯盟推進隊員として活躍して居る。

ト 婦人教養事業 家庭教育、生活改善より延いて一般社會教化上、婦人の力に俟つもの大なるに拘らず、朝鮮に於ける中年以上の婦人は概して此の方面に關心を有せず、勤勞の美風を缺き、殊に屋外勞働を嫌忌する風があるので、模範部落其他中心人物ある地域より先づ大日本婦人會各支部或は分會、其他各種婦人團等を通じ夜學（國語講習其他皇國女性としての婦德涵養に必要な課目）野外勞働の獎勵等を行ひ以て可及的之等教養上の施設を助成することとし、毎年補助金を交付して着實績を收めて居る。

チ 社會教化功績者の表彰 永年社會教化事業に盡し其の功績顯著にして他の模範とするに足る者を各道より一人宛推薦せしめ表彰狀並に表彰金を授與して斯道の獎勵を行ひ、其の業績は之を官報新聞等に掲載して一般に周知せしめ、以て社會教化振興の一助として居る。

四、中堅青年訓練所

本所は半島の將來を擔ひ興亞維新の一翼を成すべき半島青年の皇國臣民化が優秀なる中堅指導者を得るに在るに鑑み内鮮關係の由緒深き扶餘に設置したもので、青年團の指導者國民總力朝鮮聯盟の指導者たるべき者其他教化指導者の養成を目的として昭和十四年八月之を開設した。其の收容人員は一箇年約五百人を十期に分ち入所せしめて居たが昭和十六年四月の道場完成したると他面青年團の改組に伴ひ指導者錬成の急務なるに鑑み一期一箇月一〇〇名宛收容し年に一、〇〇〇名宛養成してゐる。

五、青年訓練所

朝鮮に於ける青年訓練所は昭和十四年度迄に公立百二十六個所、私立十三個所の設立を見たが、之が普及増設を圖るは目下の急務たるを認め、全鮮に於ける六年制國民學校所在地には悉く一個所の公立青年訓練所を設立することとし、昭和十五、十六、二個年計畫を以て一千七百四十八個所の増設を爲すと共に爾後六年制國民學校の増加に伴ひ逐次増設することとした。又會社・商店・工場其他多數の青年を使用するものに對しても努めて私立訓練所の設立を奨励し、既に九十九個所の設立を見た。

六、青少年團體

青年層の指導は半島の特殊事情に照し重要事項であるから、昭和七年九月各道知事に對し、青年指導の根本方針を指示し以て内容堅實なるものを一層善導誘掖し社會奉仕、地方改良等の方面に活動せしめ、以て他團體をして徐々に之に倣はしむる方針を樹て、兼ねて不良團體の淘汰を期した。處が僅か數年の間に急速且堅實なる發達を爲し、青年團數約四千、團員數十七萬に達し、團員各自の修養鍛錬は勿論郷黨の開發農山漁村振興等の推進力と爲り、殊に支那事變發生以來の活動は物心兩方面に互る動員に貢獻する所極めて大なるものがあつた。そこで之を全面的に統制指導して、一層青年運動の擴充強化を圖ることとし昭和十三年九月朝鮮聯合青年團を結成せしむると共に爾後之に對し毎年國庫より補助金を交付し半島青年團體の堅實なる進展を期して來たのである。尙少年に對しても社會的訓練並に内鮮一體の素地を培養せんがため小學校に少年團、健兒團等の組織を獎勵すると共に之が指導者の養成を圖るため昭和七年度より毎夏大日本少年團聯盟幹部を講師とする少年團指導者實修所を開設

して来たのである。然るに其の後の時局の急激なる進展に伴ひ國を舉げて高度國防國家體制確立に邁進することになったので、此の國家的要請の線に沿ひ青年團改組斷行の事となり、昭和十六年一月十六日政務總監官通牒を以て青年團の組織並指導要綱を明示し、之に基いて全鮮の各青年團をして新に青年部、女子部、少年部の三部を創設せしめて新發足を爲さしめたのであるが各方面に互り活潑なる活動を展開してゐる。

七、體 育

朝鮮に於ける體育運動に就ては從來朝鮮體育協會を中心として各道體育協會及各種體育運動團體を統制し、之が組織内容の充實並事業の振興を指導助長し來りたるが、之等の體育團體は同好者の任意的團體にしてその指導理念、組織運営等に於て高度國防國家を建設し國防力の増強に資すべき體育運動の本義に徹せざる憾ありたり。依つて體育運動をして國家の要請に即應し眞に有爲なる皇國臣民を鍊成せんがためには、國家が進んで之を管理し更に一段と強力なる指導統制を加ふるの要緊切なるものあるを以て、朝鮮に於ける運動團體を一元的に指導統制し、行政組織と表裏一體の關係に於てその活動の普遍的強化徹底を企圖せんがため二つの體育團體を生むに至つた。一は昭和十六年十一月本府の行政機構改革により新に厚生局の設立せらるゝや、昭和十七年二月十四日從來の朝鮮體育協會並地方體育團體を一應發展的に解消せしむると同時に、一般體育運動の指導統制を目指して設立せる朝鮮體育振興會が之である。政務總監を總裁に推戴し厚生局長會長に就任し隨て各道・府・郡島邑面に至る

までその下部組織を結成せるものである。他の一は前者が一般體育を目指してゐるに對して、全鮮の諸學校に於ける學校體育方面の指導統制の任務を分擔して設立せる朝鮮學校體育振興會である。後者は學務局長を會長とし全鮮の大學專門學校を一團とせる大學專門學校體育振興會と、各道に一つ一つの各道體育振興會との支會を有する。

(一) 朝鮮體育振興會の事業

各種體育運動大會の主催、國民鍊成を基調とせる強力なる精神訓練、基礎的體力の増強、國防技術の鍊磨、或は新體育理念の下に之等事業の推進力たるべき指導者の鍊成會、或は又各種の體育行事等を行ひその普遍徹底を圖る。設立以來現在までに行はれしものを示せば次の如し。

イ 第十七回朝鮮神宮奉贊體育大會

朝鮮神宮奉贊體育大會は朝鮮に於ける最高の體育運動行事にして大正十四年以來毎年開催し今日の隆盛を見つゝあるが、昭和十七年度は九月二十四日より四日間に至り朝鮮體育振興會として主催せしめたるが、本年は大會種目に新に行軍を加へ、又、國防競技、公開演技等は參加者の範圍を擴大し國防技術の鍊磨、皇國臣民の鍊成上多大の成果を收めた、而して參加人員は二萬人に上つた。

ロ 體力章檢定の實施

普く青年をして自己體力の現状並に國民體育の本義に關する認識を深からしむと共に、體育運動

に對する關心と興味を喚起し、自ら進んで之を日常生活の中に折込ましめ、以て次代の中堅たるべき青年體力の増強を圖り國力の根基を培養する爲、體力章檢定を實施することとし、第一回體力章檢定を昭和十七年九月十日・十一日の期間内に於て中等學校以上の學校に在學する年齢數へ年十五歳より二十五歳迄の男子約六萬人に對し、實施中である。而して昭和十七年度朝鮮神宮奉贊體育大會に出場する者は體力章檢定合格者たることを要件とする等之が普及に邁進しつつある。

(二) 朝鮮學校體育振興會の事業

本會は下は國民學校より上は大學專門學校に至るまでの學校體育に關する一元的指導統制を行ふ團體にしてその事業とするところは前者と何等異るところがない。前者を一般體育に關する團體、後者を學校體育に關する團體と稱するも全く個々別々のものにあらず、兩者は密接不離の關係に於て一方は一般の側から一方は學校の側から共々に朝鮮體育の最高峯を目指して着々と進みつつある。

經 學 院

經學院は朝鮮總督監督の下に經學を講じ、風教徳化を扶くるを以て其の目的と爲し、曩に下賜せられた臨時恩賜金二十五萬圓を基金とし、其の利子を以て之が維持に充つるの外、毎年本府より約一萬餘圓を補助してゐる。本院には大提學・副提學・司成・直員等の職員を置いて院務を處理せしめ、又各道よ

り碩學高德の耆宿を擧げて講士と爲し、毎年春秋二回文廟に於て釋奠を嚴修し、尙大正十一年度より東西兩廡及啓聖祠の祭典を復活した。本院の事業は月次講演會を開き、或は職員を地方に派遣して臨時講演會を催し、毎年「經學院雜誌」を發刊して汎く之を頒布し、各道に於ける講士は時々道内各地を巡講する等、常に施政の方針に順應し、彙倫の扶持、人心の啓發に努めてゐるが昭和十四年の秋期釋奠祭を期して京城に開催されたる全鮮儒林大會の總意は時局發心として經學院を中心に朝鮮儒道聯合會を組織し國民總力運動の一組織體として臣道の實踐に邁進するの外皇道儒學を確立し皇道の宣揚に努むる爲之等の事業の達成するに必要な組織體として各道には道儒道聯合會、府郡島には府郡島儒道會を結成せしめ以て經學院の活動體と爲し所期の目的達成に向ひ着々其の成果を收めつつある状態なり。

明 倫 專 門 學 校

儒學に關する教授を爲し、併せて人格を陶冶する目的の下に、昭和五年經學院に明倫學院を併置せしが、本院は修業年限を三年とし、必要に應じて隨時講習會を開催し、一般に對して一層儒學の普及振興を期するにあり、生徒定員を九十名とし、儒林子弟及中等學校卒業者にして道知事の推薦せる者の中より銓衡入學せしめ、教科目は儒學及儒學史・國語・東洋哲學・漢文學及公民科等とし、講師として京城帝國大學教授其の他碩儒十餘名を囑託せるが、昭和十四年には名稱を明倫專門學院と改め、昭和十六年には學科目課程の大改正を爲し日本學並に法律經濟の如き社會人としての必須科目を加へ一層内容の充

實を期することとなりたるが、時運の推移は皇道儒學確立を要求すること切なるものあり昭和十七年四月一日より財團法人明倫專門學校經營主體となりて名實共に儒林の完全なる人材養成機關としての明倫專門學校が新に發足することとなりたり。

### 圖 書 館

總督府圖書館は大正十二年十一月官制の發布を見、同十四年四月之を開館した。爾來年を閱する事二十年、その間藏書及び閱覽者數急激に増加し、昭和十六年度末に於ては藏書數二十八萬一千九百四十七冊、同年度中の閱覽者數四十萬二千二百九十一人を算するに至つた。一方同館は朝鮮に於ける總中央圖書館として鮮内全圖書館の指導誘液に努め、此等各地の圖書館並に各種團體に對し巡回文庫を廻附、又館外圖書帶出制度を確立して僻遠の地に在つても尙同館利用の途を拓き、更らに附帶事業として國民教育上有益なる展覽會・講習會・講演會等を應時開催、以て民衆の教化に盡しつゝある。

### 古蹟調査及博物館

一、古蹟調査 本府は明治四十二年以來、韓國政府時代に着手したる古建築物並古蹟の調査を繼續し、大正四年一旦終結を告げたのであるが、古來の遺蹟及遺物は其の數極めて多く從來の調査は其の一斑に過ぎず、又遺蹟遺物の漸次散逸濼滅に歸する虞あり、仍て翌五年四月更に新計畫を樹て五箇年を期

して之が調査を行ふこととし、調査事項を先由遺蹟(貝塚・遺物包含層・遺物散布地・堅穴)古蹟(高麗以前墳墓の調査並遺物蒐集朝鮮中期以前)史蹟(都城・宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺に屬する主要なる墳墓の形状の調査)史蹟(刹・陶窯等の遺址・戰蹟其の他主要なる史實に關係ある遺蹟の調査並遺物の)古建築(歴史上又は工藝上參考となるべき宮殿・城門・樓臺)金石(其の他の遺物)佛像塔・燈碑・幢竿・石壺・鏡・祭器・樂器・繪畫・冊板・懸額・陶磁器・漆器其の他歴史)古文書(歴史其の他考古の資料となるべき古文書の調査並蒐集)等に分ちて調査し、同十年三月末を以て完結し、各年毎に報告書として公にした。又大正五年七月古蹟及遺物保存規則を制定し貝塚・石器・骨角器類を包有する土地及堅穴等の先史遺蹟・古蹟並都城宮殿・城柵・關門・交通路・驛院・烽燧・官府・祠宇・壇廟・寺刹・陶窯等の遺蹟並に其の他の史實に關係ある遺蹟・年代を経たる塔・碑・鐘・金石佛・幢竿・石燈等にして、考古の資料として保存の價値あるものは名稱・種類・形状・大小・所在地・所有者又は管理者の住所・氏名若は名稱・現狀・由來・傳説・管理・保存の方法等を臺帳に登録し、此等の古蹟又は遺物を發見したる者は三日内に届出でしめ臺帳に登録したる物件に關して現狀を變更し、移轉・修繕・處分等を爲す場合は總督の許可を受くることとし、同時に主要なる遺蹟及遺物に對し順次其の保存工事を施し來つた。斯くて遺蹟遺物の主要なものとは略々調査を遂げたが、既に判明せる遺蹟遺物の調査を要するもの多く、且つ調査の進行に伴ひ、新に發見せられるものも亦少くないので、調査の方法を一般・特別・臨時の三種に分ちて調査を繼續し、大正五年度より現在に至る迄各種の調査報告書及特別報告を發行しつゝある。尙朝鮮古來の

工藝美術と共に其文化發達の有様を紹介するが爲め、「朝鮮古蹟圖譜」十五冊及「朝鮮寶物古蹟圖録」二冊を刊行した。又古代の建造物中國有及寺刹の所有に屬するもの五百餘棟の多數あり、此等の中、歴史の證徴若は美術の模範となり、其の維持保存を圖る必要あるものに對しては破損の程度に應じて、順次保存工事を施行して居る。

二、**寶物古蹟名勝天然記念物の指定** 朝鮮に於ける寶物古蹟名勝天然記念物に就ては、之が保存維持を圖るため、昭和八年朝鮮寶物古蹟名勝天然記念物保存令を公布し、同時に、朝鮮總督府寶物古蹟名勝天然記念物保存會を設け、昭和九年五月第一回保存會總會を開催爾來昭和十六年十月第六回保存會總會迄該會に諮問して指定したものは、寶物四百三件、古蹟百四十四件及天然記念物百三十二件、古蹟及名勝四件、名勝及天然記念物二件に上る。

三、**博物館** 本府博物館中京城景福宮構内にあるものは大正四年の開設にかゝり、制度・風俗・文藝・宗教・美術・工藝其の他歴史の參考證徴となるべき資料を集め、一般の參考竝に觀覽に供して居る。又新羅の舊都たる慶尙北道慶州の博物館は大正十五年開館し、慶州金冠塚をはじめ慶州附近に於ける三國時代新羅の古墳墓内出土品及新羅一統時代の佛教藝術品を蒐集陳列し、百濟最後の舊都たる忠清南道扶餘の博物館分館は、昭和十四年開設し主として百濟時代の遺物を蒐集陳列の上一般の觀覽に供して居る。以上總督府博物館及分館の外に平壤には平壤府立博物館ありて専ら樂浪及高句麗時代の遺物を陳列し、又高麗の王都たりし京畿道開城にては昭和六年開城府立博物館を設立し高麗時代の遺

物を中心とせる陳列をなしつつあり、更に忠清南道公州には昭和十五年以來同地古蹟保勝會の公州博物館の開設ありて同地附近發見の各種遺物を展觀し三者夫々特色ある郷土博物館を形成してゐる。尙昭和十七年秋咸鏡北道清津府に北鮮科學博物館設立せられ、工業地帯として重要視せられる北鮮地方の科學教育に大なる貢獻が期待されてゐる。

## 一六 司 法

### 裁判並に檢察制度

民事及刑事の裁判及非訟事件に關する事務は朝鮮總督府裁判所に於て之を掌る。該裁判所は高等法院・覆審法院及地方法院に分ち、地方法院の事務の一部又は全部を取扱はしむる爲、地方法院支廳、又登記公證の事務を取扱はしむる爲、地方法院出張所を置く。現在高等法院は京城に一箇所、覆審法院は京城・平壤・大邱の三箇所、地方法院は京城・大田・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・全州の十一箇所各設置せられ尙各地方法院管内の主要地に地方法院支廳及地方法院出張所が置かれて居る。地方法院は民事及刑事に對する第一審裁判並に非訟事件に關する事務を取扱ひ、覆審法院は地方法院の裁判に對する控訴及抗告、高等法院は覆審法院の裁判に對する上告及抗告に付裁判を行ひ、且内地現行の裁判所構成法に定めたる大審院の特別權限に關する職務を執行する制度であつたが、其の後刑事訴訟法の改正に伴ひ、大正十一年十二月朝鮮總督府裁判所令を改正して高等法院の權限を擴張し、地方法院の裁判に對する上告及上告棄却の決定に對する抗告をも同院の判斷に屬せしむることゝし同十三年一月一日より實施した。

地方法院は判事單獨で裁判を行ふを原則とするが、訴訟物の價格千圓を超過する民事事件、人事に關する訴訟事件、刑法第七十四條及第七十六條の犯罪事件、死刑・無期又は短期一年以上の懲役若は禁錮に該る犯罪事件、但し刑法第二百三十六條、第二百三十八條、第二百三十九條の罪及其の未遂罪並に昭和五年法律第九號(盜犯等防止及處分)第二條、第三條の罪にして豫審を経ざるものを除きたる事件、短期一年に満たざる有期の懲役若は禁錮に該る犯罪にして豫審を経たるもの、並に此等の刑事事件の共犯事件にして本事件と同時に審判する場合、判事に對する忌避事件の裁判に付ては三人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲し、覆審法院は常に三人の判事、高等法院は常に五人の判事を以て組織したる部に於て合議裁判を爲すのである。

各裁判所に檢察局を並置して檢察事務を掌らしめて居る。

### 適用法規

適用法規は明治四十五年四月一日より施行の朝鮮民事令、朝鮮刑事令に於て民法・刑法其の他重要な内地法規に依るべき旨が定められた。民事に在りては、當初民法中能力・親族・相續に關する規定は之を朝鮮人に適用せずして慣習に依ることとし、不動産に關する物權の種類及效力は、民法に定めたる物權を除く外仍慣習に依ることとしたが、大正十年十一月民事令に改正を加へ、朝鮮人の能力及無能力の區別を明にし、且無能力者の保護を完全ならしむる爲、民法其の他の法律中能力・親權・後見・保佐

人及無能力者の爲にする親族會に關する規定を朝鮮人に適用することとし同十二月一日より之を實施した。尙親族相續に關する事項に付同十一年十二月民事令中に改正を加へ、能力及無能力者の保護機關に於けると同様、婚姻年齢・裁判上の離婚・認知・親權・後見・保佐人・親族會・相續の承認及財産の分離に關する規定を朝鮮人に適用することとし、分家・絶家再興・婚姻・協議上の離婚・縁組及協議上の離縁等身分上の法律行爲は之を府尹又は面長に届出るに因りて其の效力を發生することとし、同十二年七月一日より施行した。

右の如く朝鮮の親族相續に關しては一部分民法に依ることとし、原則としては在來の慣習に従つて來たのであるが、其の後諸般の事情に依り之に關する全般的成文化の必要を認めたので、其の先驅として昭和十四年十一月十日制令第十九號を以て朝鮮民事令を改正し氏、婿養子、異姓養子、裁判上の離縁の諸制度を創設し昭和十五年二月十一日より之を施行した。この氏制度は民法に謂ふ氏制度であつて、即ち朝鮮の家に其の稱號たる氏を新に設定せしめ、同時に半島人に内地人式の氏を稱ふる途を拓いたものであるが、併し之が爲に朝鮮在來の姓其のものは之を消滅させるものではない。本制度を新に施行した理由は、

一、家の觀念の確立したこと 即ち朝鮮に於ける大血族團體は漸次崩解し、現在に於ては父母を中心とする小團體に分派すると共に戸主により統率せらるゝに至り、法律上家の觀念が確立した。従つて之を表章する稱號を設ける要がある。

二、異姓養子制度の制度上不可避なること 即ち半島人多年の要望に應へて「異姓不養」の慣習を揚棄し、異姓と雖養子と爲し得る制度を制定したが、姓は血統を表はし不易のものであるから、養父死亡し戸主相續開始した場合、前戸主と新戸主との姓が異り恰も乗取られた形を呈し相續の觀念に一致しない。この弊を避くる爲には家に稱號を定め戸主及家族は家の氏を稱することにする外途がない。

三、半島人の要望ありたること 即ち従前に於ても半島人にして内地人式氏を稱へたき希望を有する者が尠くなかつたが、近年内鮮一體の高調化に伴ひ、皇國臣民たるの信念と矜持とを感得抱懷せる半島人が、法律上個人の稱呼を内地人と同一形式に據り形容共に皇國臣民化せんとする熱烈眞摯なる希望を有するに至り、この要望に應へる爲にも氏制度の實施が必要であつた。

四、氏制度の施行は一視同仁の御聖旨の發露であること 即ち朝鮮合併の皇謨は一視同仁の御聖旨に基くものと拜察すべきであつて、半島人の敍上の如き熱烈眞摯なる要望に應へて、半島人の爲に内地人式氏を稱へ得る途が拓かれたことは此の御聖旨の發露であり、形而上に於ける八紘一字の大精神の顯現である。

五、内鮮の交流上必要なること 即ち内鮮の通婚等は従前に於ても尠くなかつたが、内鮮一體の高調徹底に伴ひ、内鮮人間の婚姻、縁組が更に増加するであらうから、半島人に内地人式氏を稱へ得る途を拓いて内鮮の交流を一層圓滑ならしめ得る。



六、姓は個人識別の機能を達し得ないこと 即ち半島人は姓名を呼稱して個人識別の作用をも營んで來たのであるが、朝鮮の姓は總數四百九十餘にして而も現在唱へられて居るものは僅々二百五十餘に過ぎず、人口の増加、世態の複雑化、取引の頻繁化に伴ひ個人識別の機能が充分でなくなつて來たので、各家に氏を設け個人の適切なる辨別方法を講ずる必要がある。等である。

尙氏制度の施行に伴ひ用ふべき氏名を制限すると共に氏名の變更に關し規定する必要を認め、民事令の改正と同時に制令第二十號を以て御歴代御諱又は御名は之を氏又は名に用ふることを得ないこととし、且正當の事由ある場合には許可を受けて氏名の變更を爲し得る旨の規定を新設した。(氏制度の施行の結果に付ては戸籍事務の項を見よ。)

舊商法破産編及家賃分散法は民事令を以て之を朝鮮に施行したが、大正十一年四月破産法及和議法の公布を見るに至り、朝鮮に於ても上記同十一年十二月民事令改正の際之を加へて、翌十二年一月一日より施行した。又朝鮮に於ては最近著しく信託の權利關係發達せるに鑑み、朝鮮民事令中一部を改正して信託法を其の内容とし、昭和六年公布同年十二月一日より之を施行した。

爲替手形・約束手形及小切手に關しては、從來商法の規定に依つたのであるが、此等證券の國際的流通を圓滑確實ならしむる目的を以て、統一法制定條約の成立を見、我國内法としての手形法及小切手法は商法典中より各獨立して制定公布せらるゝに至つたので、朝鮮に於ても内鮮間は勿論國際通商上之に依るの適切なるを認め、昭和八年十二月朝鮮民事令中一部改正を行ひ右新法律に依ることとし、昭和九

年一月一日より之を實施した。

昭和十三年四月主として會社法の改正を目的とする商法中改正法律、有限會社法、商法中改正法律施行法が公布されるに至り、朝鮮に於ても之等の規定に依るを適當なりと認め、昭和十四年八月朝鮮民事令を改正し有限會社法及商法中改正法律施行法を同令中に加へ(商法中改正法律は朝鮮に當然效力を有することになつて居る)内地と同様何れも昭和十五年一月一日より之を施行した。

身元保證に付ては從來其の法律關係が著しく明確を缺き、且身元保證人は過重なる負擔を強要せらるる例が少くなかつた爲、内地に於て身元保證に關する法律の制定公布を見るに至つたので、朝鮮に於ても昭和十年八月朝鮮民事令中一部を改正して前記法律を其の内容と爲し同年八月二日より施行した。

民事訴訟手續に關しては朝鮮民事令を以て民事訴訟法・人事訴訟手續法等の規定に依ることとし、唯朝鮮の制度・交通・習慣・民度等内地と同じからざるものがある關係上若干の特例を設けたが、大正十五年四月民事訴訟法の改正公布せらるゝや、朝鮮民事令等も亦之に順應して改正せられ、昭和四年五月一日其の公布を見、改正民事訴訟法の實施期たる同年十月一日より施行した。

刑事に在ては明治四十五年四月刑事令施行の際當分の内、殺人罪・強盜罪に限り、朝鮮人に對し舊韓國刑法の效力を有せしむることとしたが、大正六年十二月本規定を削除した。其後同十一年五月刑事訴訟法の改正が行はれ、當然朝鮮にも適用せらるべきものであるが、朝鮮の實情に鑑み、刑事令の改正を行ひ、多少の特例を設けて新刑事訴訟法の施行と同時に同十三年一月一日より施行した。其の他朝鮮人

に對し古來行はれてをつた管刑制度は大正九年三月三十一日之を廢止して刑罰上の區別を撤去し、又昭和五年九月には盜犯等の防止及處分に關する法律、昭和八年一月には刑事補償法を各刑事令の内容として實施することに改めた。更に昭和十六年三月十日より朝鮮の重要特殊實情に鑑み、内地に先んじて、思想犯の豫防拘禁制度を實施したが、同年五月十五日改正治安維持法が施行されたので、同日以後右制度も内地同様治安維持法に依るものとなし、以て民衆人權擁護と治安の確保の完璧を期してゐる次第で、今日に於ては二三の制令等の外、内地と刑罰法規に關し其の實質を異にするものは甚だ少くなつた。

### 小作調停

近時朝鮮に於ける小作爭議は逐年増加し、之が解決を司法裁判に求むる場合は、往々にして當事者の意嚮に背馳し、事後感情の乖離を愈々甚しからしむるが如き結果を醸す虞があつて、昭和七年制令第五號を以て朝鮮小作調停令を制定し、同八年二月一日より之を施行したが、其の後の實情尙まだ朝鮮特殊事情に適合せざるものがあるので、昭和十一年制令第二號を以て同令を改正し、小作料其の他の小作關係につき爭議を生じたる場合の調停申立を、爭議の目的たる土地の所在地を管轄する地方法院又は同支廳に爲し得ることとし、又不當に調停に應じない者に對しては、調停に代はる裁判をも爲し得るの途を拓き同年三月二十日より之を施行した。かくて爭議は着々其の解決を見つゝまる。

### 人事調停

古來我が國は家を基礎とする家族制度の國であるから、一般家庭に關する紛議は東洋の美德たる倫常と謙讓とに依つて圓滿に之が解決を圖ること極めて望ましく、加ふるに今や東亞新秩序建設の非常時局に際會し、骨肉間の相剋を公正圓滿に解決して銃後に於ける家庭生活の安定強化を圖ることは焦眉の急務であり、就中萬一出征者を繞つて人事の患が惹起した場合之を爰除して後顧の憂を絶ち、遺族の争が生じた場合之を圓滿公正に解決し以て護國の英靈を安んずることは喫緊の要務である。仍て内地と呼應して昭和十四年制令第八號を以て朝鮮人事調停令を制定し同年八月十日より之を施行した。同令は家族親族間の紛争其の他に一般に家庭に關する事件に付、地方法院又は合議部ある地方法院支廳に調停の申立を爲すことを得るものとし、裁判所は直接に又は調停委員會に於て道義に本づき溫情を以て之が調停を行ひ、調停が成立したときは之に確定判決と同様な效力を附與するものであるから、實質的にも形式的にも適切妥當なる解決を齎すことが出来るのである。

### 借地借家調停

事變以來重工業の飛躍的勃興に伴ふ人口の都市集中化に因り都會地に於ける住宅難は逐年深刻の度を加へ爲に隨所に借地借家關係の紛争の頻發を見るに至つた。然るに之が訴訟に依る解決には尠からざる

費用と日時とを要するのみならず事後當事者間の感情の阻隔を激化するの虞があつて銃後國民生活の安定を圖る上に於て遺憾なしとせぬ、仍て斯る紛争を圓滿迅速に解決して民心の安定を圖るが爲め昭和十五年制令第四十六號を以て朝鮮借地借家調停令を制定し昭和十六年一月一日より之を京城、仁川、咸興、元山、清津、平壤、新義州、大邱、釜山の九都市に施行したが尙將來必要に應じて施行地區を擴張する豫定である。

### 登記事務

不動産の登記に付ては光武十年（明治三十九年）十二月舊韓國政府に於て土地建物證明規則を施行し始めて不動産に付證明の制度を拓いたのであるが本府施政後明治四十五年三月現行朝鮮不動産登記令を制定し原則として内地に於ける不動産登記法に依ることとした。然るに當時全鮮に亘つて土地調査事業が企畫せられ不動産登記は土地臺帳の整備を俟たなければ完全を期し難い事情にまつた爲姑く之が施行を留保し從來の證明制度を持続したが土地調査事業の進行に伴ひ大正三年五月土地臺帳の完成した各府其の他市街地に之を施行したのを始めとし各郡島の土地臺帳完成に伴ひ前後二十回に亘り逐次其の施行地域を指定擴張し且之が施行と共に前記證明事務を撤廢し大正七年七月を以て全鮮に施行を完了し茲に登記制度の確立を見たのである。

不動産以外の登記に付ては船舶登記、法人登記、商業登記を始め金融組合、産業組合、漁業組合、殖産契、工業組合、商業組合、慰給金庫、海運組合、自動車運送事業組合の各種組合登記、住宅營團登記、工場財團、鑛業財團、自動車交通事業財團の各財團抵當登記、夫婦財産契約登記等を取扱つてゐる。

### 戸籍事務

戸籍に關しては明治四十二年民籍法を發布して人民の申出を督勵し、且警察官をして戸口の實查を爲さしめ、爾來地方行政機關漸く備はり、府・面の事務亦次第に整頓するに至つたので、大正四年四月更に同法を改正し、戸籍に關する事務は府尹・面長の管掌とした。

然し本法は朝鮮人に限り適用するものであつて、朝鮮在住の内地人は一に戸籍法に依つて身分に關する届出を爲すものとせられ、又朝鮮人間の婚姻法は共通法第二條に依り民法及朝鮮の慣習に依據して行はるべきものであるけれども、從來内地朝鮮相互間戸籍の送付に關する手續規定を缺き、共通法の施行を留保された結果、完全有効に行はるゝことを得なかつたが、大正十年六月總督府令を以て之が手續を規定し、共通法第三條及戸籍法第四十二條ノ一の規定の施行と同時に同年七月一日より内鮮人婚姻に關する民籍手續は完全に行はるゝこととなつた。然し乍ら民籍法は漸く時勢の進運に適應せざるに至つたので同十一年十二月朝鮮戸籍令を公布し、同十二年七月一日より之を施行した。其の内容は、大體に於て内地の戸籍法に則り、戸籍の記載事項、届出事項等に付、親族、相續に關する朝鮮特殊の實體法規の關係を斟酌立案し、詳密周到な規定を設けて戸籍の確保を期したるものである。

其の後前記氏制度施行等に關する朝鮮民事令の改正等に伴ひ昭和十四年十二月朝鮮戶籍令の一部を改正すると共に氏の届出に關する單行法令を制定し、又從來道知事の所管に屬してゐた改姓名の手續を氏名變更の手續として裁判所の所管に移すこととし、改正民事令と同時に之を施行した。改正民事令に於て同令施行後六月以内に新に氏を定め届出づることを要すとし、この届出を爲さざるときは戶主の姓を以て氏とする旨等の規定を設けた。かくて氏届出期間たる昭和十五年八月十日迄に新に氏を定めて届出を爲した数は三百二十二萬餘戸にして朝鮮の總戸數の約八割に達した。期限後に於ても届出に遅れた者が續々内地人式氏名に變更を爲しつゝまる狀況である。

### 寄留事務

人の所在を公證する制度として従來行はれて居た所は、明治四十四年六月總督府令第七十五號宿泊及居住規則であるが、同規則は主として行政警察取締上の必要に依り設けられたもので、戶籍と人の現實の所在との連繫、人口動態の適確なる掌握に付ては全く無力であつて、戰時下國家諸施策の遂行上人の所在を明確ならしむることを、最も強力切實に要請せらるゝ今日之が對策を急速に樹立するの必要に迫られたのである。殊に徴兵制度の實施を昭和十九年度に控へ其の緊要性は頗る倍加さるゝに至つた。依つて、此の要請に應ずべく、昭和十七年九月二十六日制令第三十二號を以て朝鮮寄留令發布制定せられ、昭和十七年十月十五日より施行さるゝことに定められた。而して其の寄留制度は本籍外に住所又

は居所を定めた者又は本籍なく若は本籍不明ならざる者で一定の場所に居住する者を公簿に記載する制度で、其の目的とするところは一定の行政區域内に於ける人口動態を公簿上如實に明確に把握せんとするに在る。之に關する法令は其の立法様式を内地の先例に據つたのであるが其の内容に至つては内地と趣を異にして居る點が多く存するのである。

寄留制度の主眼は朝鮮寄留令第一條に明にされて居り、九十日以上居住の目的を以て本籍地外に於て一定の場所に住所又は居所を定めた者は寄留者として府尹邑面長に其の届出を要し、朝鮮内に居住せる者は朝鮮人・内地人は勿論日本に國籍を有せざる者も其の適用を受けるのである。

尙朝鮮寄留手續規則の附則に依り本令施行前より引續き居住する者は、本令施行の日より十四日以内に寄留の届出を爲さねばならぬことになつてゐる。

### 公證事務

大正二年五月朝鮮公證令及朝鮮公證令施行規則を施行し、公證人の職務は専ら地方法院及同支廳に於て取扱ひ、次で翌年五月地方法院出張所の設置と同時に出張所に於て亦之を行ふこととした。次で同四年三月及同十三年九月朝鮮公證令施行規則に改正を加へ、爾來京城・平壤・大邱・釜山各地方法院所屬の事務公證人を任命し、裁判所外に於ても其の事務を取扱はしめつゝまる。

## 執達吏事務

執達吏に屬する職務は從來之を裁判所書記の職務に屬せしめ、且地方法院長は警察官吏其の他適當と認むる者をして該職務を行はしめ得ることとなつて居り當初は警察官吏に兼掌せしめたが、現在は官吏に非ざる事務の執達吏職務取扱者をも任命し、地方法院所在地は勿論、地方法院支廳所在地の大部分、其の他の主要地に其の事務所を設置せしめて居る。

## 供託事務

從來供託事務は供託法の制度に則り、主として金庫及朝鮮總督の指定した倉庫營業者之を取扱ひ、尙之が補充として朝鮮總督は適當と認むる者を指定し、供託事務を取扱はしめて居たが、其の後供託局なる獨立官廳を新設し、從來の金庫に代つて金錢及有價證券の供託事務を取扱はしむることとした。然し邊陲の地に於ては一一同局を設置すること能はざるに拘らず、隨所其の必要が存するので、各地方法院所在地に之を設置すると共に、其の設置なき地に於ては、從前の如く朝鮮總督の指定した銀行其他適當と認むるものをして之を取扱はしめてゐる。

## 思想犯保護觀察

朝鮮に於ける思想犯罪は昭和三年以來一躍激増し、爾來年々増加の傾向を辿る情勢にまつたが、滿洲事變以來の社會情勢の變遷、特に國民精神の昂揚等に影響せられ、昭和七年を最高潮として漸落するに至つた。然し乍ら未だ其の跡を絶つた譯ではなく、殊に朝鮮は隣邦中華民國に接近し、ソヴェート聯邦と境を接する爲諸種の不逞兇惡なる思想流入し、洵に偷安を許さないものがある。又一面年々相當の數に上る起訴猶豫、執行猶豫、假出獄、滿期出獄等に依る治安維持法違反の思想犯釋放者を其の儘放置するに於ては、其の環境又は社會情勢に左右せられ再び罪を累ぬる虞ある者が尠くないので、之に保護觀察を加へて思想の轉向を促進せしめ、以て再犯を防止することの緊要なるに鑑み、思想犯保護觀察法と内容略同一なる朝鮮思想犯保護觀察令其他關係法令を制定し、昭和十一年十二月二十一日より實施、保護觀察所を京城・咸興・清津・平壤・新義州・大邱・光州の七箇所を設置した。實施以來各保護觀察所は保護觀察對象者に對し物心兩方面より充分なる保護を加へ彼等をして國體に關する正確なる認識を得しむると共に一面生活を確立せしめ、以て思想犯防遏に貢獻しつゝある。かくて昭和十三年七月中全鮮轉向者を打つて一九とする時局對應全鮮思想報國聯盟の結成を見、爾來同聯盟は發展の一途を辿り、昭和十五年末に於ては七支部八十二分會三千三百餘名の聯盟員を擁するに至つたが、同聯盟は更に思想報國運動の合理化と思想犯保護事業の進展を期する爲、各支部を夫々獨立の財團法人に改組することとし、昭和十六年一月同聯盟は此の趣旨に依り發展的解消を遂げ、同年四月從來の京城、咸興、清津、平壤、新義州、大邱、光州の各支部は夫々獨立の財團法人大和塾として改組せられ、各保護觀察所長を會

長に、保護觀察對象者其他大和塾の事業に奉仕協力せんとする者を會員として、非常時局下に於ける銃後思想報國運動に獻身的努力を捧げてゐる。

## 行刑制度

明治四十二年十一月統監府監獄及内地人囚徒を收容せる理事廳監獄の事務一切を繼承し、翌年十月朝鮮總督府監獄と改稱した。爾來大に獄舎の改善、事務の刷新を行ひ、次で同十二年五月監獄の名稱を刑務所と改めた。本所は京城・西大門・大田・公州・咸興・清津・平壤・新義州・海州・大邱・釜山・光州・木浦・全州及び少年刑務所たる仁川・開城及金泉の十七で、支所は春川・清州・元山・鎮南浦・金山浦・瑞興・安東・馬山・晋州・群山及小鹿島に設けてある。尙小鹿島支所は癩患受刑者を集禁し、馬山支所は不具老衰者を集禁し、心神耗弱者は公州刑務所に集禁して特別に取扱つてゐる。又在監者は司法制度の整頓に伴ひ、又其間答刑令廢止・社會運動・財界不振等に影響せられて、逐次増加し、昭和十三年八月末現在に於ける收容者は實に一萬九千四百五十九人を示し、之を最高記録として漸次減少の狀態にあつたが、支那事變勃發以來思想犯者の漸減に反して竊盜犯者、智能犯者更に近くは各種統制令違反者等の増加からず收容者全體の増減線は只管上昇の傾向にあり、遂に昭和十七年八月末現在に於て實に二萬一千二百二十二人を算し前記最高記録を既に遙かに突破した。拘禁處遇は諸般の設備漸次擴張改善せられた爲、拘禁状態著しく改まり囚情平穩にして改過遷善の實を擧ぐる者増加し、假出獄の恩典

に浴して出所するもの年々一千名を超ゆるに至る。

監獄作業に付ては統監府監獄當時に於ては殆ど見るべきものなく、隨つて就業歩合、僅に全受刑者の百分の二十七に過ぎなかつたのであるが爾來作業の發展擴張に努めた結果、逐年就業者數を増し、現在の就業歩合は百分の九十五に達した。作業種類の主なるものは指物・裁縫・煉瓦・抄紙・防具・機織・革・印刷・金物・漆器・陶磁器・耕耘等であつて、轉近一般工業界の趨勢に従ひ、生産價格の低廉を期する爲、可及的動力工業に轉換し漸次作業の經濟的合理化と機械操業の訓練とに努めつゝある。

監獄に於ける指紋は明治四十三年八月之を實施し、其の後共通法の施行、答刑の廢止に伴ひ、規定の改廢を要するものがあり、大正十年十二月之れが取扱規程を改正して、再犯者に付ては指紋原紙に代ふるに受刑追加小票を使用する等、事務の簡捷を計ると共に、指紋の實際的效果をして權威あらしむる爲、司法省及臺灣總督府と協定し、相互間に於て内地人・朝鮮人・臺灣人の指紋原紙を交換し、以て朝鮮人受刑者の指紋は内地・朝鮮及臺灣の何れの地域に於て受刑した者でも、總て本府に蒐集し極力原紙の蒐集及整理に努めた結果、昭和十六年末に於ける保管原紙數實に三十一萬二千二百十九枚に達し、近來刑事被告人並被疑者に對する指紋利用の普及せらるゝに従ひ、裁判所・檢事局・警察署・刑務所又は滿洲國等より指紋の對照を求め來るもの増加し、昭和十六年中に於ては其の數四萬五千九百七十三件を算し、其の内七千七百七十九件の前科を發見し、同十七年には六月末日迄の累計二萬三千百五十三件を算し内百七十五件の前科を發見した。

尙指紋分類の統一を計り以て之が事務の簡捷を計ると共に前科發見の萬全を期する爲昭和十六年一月指紋分類規程を制定し又刑執行猶豫者の指紋蒐集及指紋原紙の廢棄並に特別保管に關する規定を設けると同時に改正後二十年を経て種々の點に於て不完備と成つた大正十年十二月の指紋取扱規程を全面的に改正して保管原紙の整備及之が取扱事務の刷新を計る爲同年七月右の指紋取扱規程を廢止すると共に新に指紋原紙取扱規程を制定した。

### 思想犯豫防拘禁制度

思想犯の豫防拘禁制度は朝鮮の特殊事情に鑑み内地に先んじて之を實施することとなり、昭和十六年三月十日朝鮮思想犯豫防拘禁令其の他の關係法令を制定實施し、豫防拘禁所（名稱保護教導所）を差當り西大門刑務所拘留監内に置き事務を開始したが、同年五月十五日改正治安維持法が施行せらるゝこととなつたので同日以後は此の制度も内地同様治安維持法に據ることとなつた。

### 少年保護制度

朝鮮に於ける少年犯罪は逐年増加の一途を辿り昭和十五年中に於て二十歳未満の者にして檢事より起訴せられた者のみでも三千五百人を超え其の他起訴猶豫の處分を受けた者、警察で即決、訓戒放免の處分を受けた者等を合すれば其の總數二萬四千人に達し殊に長期戦下社會情勢の變化と社會生活の複雑化

とに伴ひ少年不良化の傾向愈顯著となり總力戰體制強化上海に憂慮すべきものがあつたので之に對處して保護教化の方途を講じ以て少年犯罪を防遏して銃後治安の維持を圖ると共に人的資源の増強に資する爲昭和十七年三月朝鮮少年令及朝鮮矯正院令其の他關係法令を制定實施し新に京城に京城少年審判所及京城少年院を設け少年の保護匡救に萬全を期することとなつた。而して朝鮮少年令の對象となる少年は罪を犯し又は犯す虞ある二十歳未満の少年でこれに對し少年審判所の爲す保護處分は（イ）條件附保護者引渡（ロ）寺院教會、保護團體其の他適當なる者への委託（ハ）少年保護司の觀察（ニ）感化院送致（ホ）矯正院送致（ヘ）病院へ送致又は委託の六種類である。

尙京城少年審判所の管轄區域は京畿道・忠清南・北道・江原道・咸鏡南・北道の六道で從て朝鮮少年令中保護處分の實施せられるのは右六道に限られる譯である。

併しこれは少年保護の權衡を失するので保護處分の速なる全鮮實施が要望せられてゐる。

### 司法保護事業

大正二年五月免囚保護事業補助金下付手續を制定し、同年度より毎年金五千圓を交付し來つたが、大正九年度に至つて一萬圓に増加し、同十四年度以後は財政緊縮の爲、補助金を八千圓に、更に昭和六年度以降は六千四百六十圓に減じたが、昭和九年度に至りて一萬五百二十一圓に、又昭和十二年には二萬二千八十四圓に、更に昭和十六年度に至りて一躍十萬二百五十圓に増額し益其の發達助長に力めてゐる

る。其の結果本府始政當時に在つては僅に一保護團體に止まつてゐたものが、今や官民有志の協力に依り昭和十三年度末に於ては其の數二十六を算し、設立後日尙淺きに拘らず、經營の方法適切にして事業の成績亦年を逐ふて良好に向ひ、其の大部分は財團法人組織に進んだ。之等保護團體は更に昭和三年十月内地に於ける新業統括機關輔成會に加盟し、内鮮間の聯絡と事業の發展を期圖する所があり、昭和九年四月各覆審法院管内毎に司法保護事業研究會を組織し、保護事業の統一、保護思想の普及並事業の改善發達上必要なる事項を調査研究して之を實行に移し、次で全鮮主要都邑に支部を設置し保護網の完備を期する等、一般施設と相俟て刑事政策の目的を達する上に顯著なる貢獻をなすつゝありたるも更に強力なる推進機關たるべき中央統制團體の設立が要望せられ昭和十六年九月司法保護記念日を卜して全鮮司法保護團體の指導、聯絡及統制を目的とする朝鮮司法保護協會設立せられ茲に各司法保護事業研究會は發展的解消を爲すに至つた。越えて翌十七年三月朝鮮司法保護事業令・同委員令等の公布實施あり、半島に於ける司法保護事業は茲に全面的に法制化されて確固たる礎石の下に新發足を展開することとなつた。

## 一七 社會事業

### 罹災救助

天災地變等非常災害に因る罹災民救恤に就ては、從來屢々畏き邊より多額の御内帑金御下賜の恩命に浴し、恐懼感激の至りであるが、併合以來昭和十七年八月迄の御下賜金は實に四十四回、五十八萬七千七百圓の多きに達してゐる。而して之等罹災者の救助施設としては次の如く行つて居る。

#### (イ) 道罹災救助基金に依る救助

昭和十三年八月朝鮮罹災救助基金令及同令施行規則を制定し、道をして道税を増徴せしめ、之に國庫補助金を交附して各道に十箇年間に千三百萬圓を蓄積せしめ、之より生ずる利子収入と併合の際下賜せられたる臨時恩賜金三千萬圓中地方民の授産・教育及凶歉救済の費に充つる基金として全鮮府郡島に分與せられたる金一千七百三十九萬八千圓の利子収入額の一割（罹災救助の費に充つることとなつて居る受入金）とを合せ、罹災者に避難所設置・食料の焚出又は給與・被服の給與・傷病者の治療・死亡者の埋火葬・小屋掛・生業に必要な資料又は器具及學用品等の給與・運搬用具又は人夫費の支出等應急救助費に充當せしめてゐる。本基金の昭和十七年度罹災救助費豫算額は二十七萬八千四百四十二圓である。



(四) 恩賜罹災救助基金に依る救助

明治天皇御大喪に際し金二十萬圓、昭憲皇太后御大喪に際し金十一萬五千圓の御下賜金あり、之に國庫補助金十萬圓を加へ、大正三年恩賜罹災救助基金を設定、朝鮮總督之を管理し、爾來朝鮮内は勿論遠く滿洲方面に在住する朝鮮人罹災者の救済をも行ひ、特に被害甚大にして當該年度の豫算を以て救済し能はざる場合は、基金中に編入したる年々の剩餘金を繰戻して其の資に充て、優渥なる 聖恩に浴せしめつゝあるが、基金設定以來昭和十六年度迄に支出せる總額六十五萬八千七百七十五圓に達し、基金現在額四十六萬五千圓にして昭和十七年度豫算額三萬九千二百二十三圓である。

(ハ) 道費及國費に依る救助

災害の程度激甚にして前記施設に依るも尙罹災者の生計を維持し難き者に對しては、諸種工事を實施して勞銀を撤布し、又は副業を獎勵して其の收益に依り生活の資を得せしむるを例とし、其の經費多額に上るときは、道一般經費及本府第二豫備金又は追加豫算等に依り之に充當せしめつゝある。

(ニ) 義捐金の募集

被害激甚なる場合は適當なる機關(朝鮮社會事業協會をして行はしめるを例とす)に依り、朝鮮内は勿論内地・臺灣・滿洲方面より義捐金を募集して救済の萬全を期して居る。

賑恤救護

老幼・不具・廢疾又は重病の爲生業を営むことが出來ず、且他に頼るべき親戚故舊の無い者に對しては、恩賜賑恤資金から生ずる利子を以て大正四年度以來救恤して居る。此の恩賜賑恤資金は大正四年十一月 大正天皇御大禮に際し、賑恤の資として下賜せられたる二十萬圓を以て大正五年一月設定せられたものである。尙昭和二年二月 大正天皇御大喪に際し慈惠救済の資として下賜せられたる三十四萬六千二百圓及昭和三年十一月 今上天皇陛下御大禮に際し賑恤の資として下賜せられた三十四萬六千二百圓も本資金に編入して事業の擴張を圖り以て救助の徹底を期しつゝある。本資金は毎年度利子の一部を繰入れ増殖を計つた結果、現在では百二十六萬圓の多きに達して居る。因に昭和十七年度豫算は十萬百一圓で、昭和十六年度末現在の被救護者は一千八百十九名である。

行旅病人及同死亡人の救護並取扱は事件發生地の府邑面長に於て行ひ、其の費用は本人又は扶養義務者をして辨償せしめ、辨償をなし得ない場合は道費(道は本費に充てる爲道稅賦課額の千分の三相當額を豫算に計上する)より支出し尙不足するときは國費より支出してゐるが、昭和十六年度に於ける取扱件數は行旅病人延六萬八千九百九十三名、行旅死亡人三千二百二十二名、準行旅病人四十六萬四千五百五十八名である。尙行旅病人及同死亡人の救護並取扱に關しては、韓國併合の際府郡島に御下賜あらせられたる臨時恩賜金分配殘額及其の利子二十六萬三千六百五十一圓餘を基金として大正六年四月行旅病人救護資金を設定し、同資金より生ずる利子收入を以て、事件頻發すべき主なる都會地に府邑面又は社會事業團體の設置する行旅病人救護所に對し建築設備費及事業維持費を補助してゐるが、現在救護所設置簡

所三十一箇所、昭和十六年度迄に補助した金額は、建築設備費に對し四萬四千四百二十圓、事業維持費に對し二十四萬八千七百十七圓餘である。

### 方面事業

朝鮮に於ては既に李朝中葉以降に於て郷約と稱する方面委員制度類似の制度があり、窮民救恤庶民徳化が行はれたが、方面委員が朝鮮に初めて設置せられたのは昭和二年である。昭和十五年末現在方面委員の置かれてゐる所は京城・仁川・開城・釜山・馬山・平壤・大邱・光州・木浦・新義州・咸興・元山の十二府及麗水・江陵の二邑並京畿道内各郡廳所在地十九邑面で方面數七十六、方面委員數一千八百八十四人、同年中に於ける取扱件數は八萬六千四百三件である。

### 福利施設

一、公益市場 食料品その他日用品を廉價に供給する目的を以て設置せられ、現在では京城・仁川・開城・大田・木浦・光州・大邱・釜山・馬山・海州・平壤・鎮南浦・新義州・咸興・清津・羅津の十六府及蔚山・方漁津・東萊・沙里院・定州・會寧・雄基・阿吾地の八邑に五十七箇所の市場を置き、其の店舗數は七千三百、一箇年の賣上高は二千九百四十二萬圓餘に達してゐる。

二、共同宿泊所 無宿の労働者に對して低廉にして衛生的な宿泊所を供給し、生活の安易と産業能率の増進とを圖る爲、京城・仁川・木浦・釜山・平壤各府に於て府營の共同宿泊所を設營し、京城府に於ては和光教團にも之を附設せしめてゐる。

三、簡易食堂 労働者其他に對して簡易にして保健的な食事を低廉に供給する目的を以て、釜山府に於て之を經營してゐる。

四、公益理髮場・公益浴場・公益洗濯場 安易に之を利用せしめんとするもので各都市に漸次普及せられてゐる。

五、公益倉庫 都會地に於ける下層民の經濟的保護施設として、昭和四年度以來京城(四箇所)・仁川・清州・大田・蔚山・全州・木浦・光州・順天・大邱(二箇所)・釜山(二箇所)・海州・平壤(二箇所)・鎮南浦・新義州・元山・咸興・興南・清津(二箇所)・羅津の二十二府邑に二十九箇所を設置し、國庫より補助金を交附して之が助成指導に努めてゐる。

六、小額生業資金 朝鮮農家の大部分を占むる小農は生業資金の融通を受くるに極めて困難を感じ、已むなく貸金業者、地主等から高歩の小口資金を借入れ、以て一時の急を凌ぎつゝある實情より、小農金融機關の必要を認め、昭和三年度から邑面をして小額生業資金貸付事業を實施せしめた。本事業は小農者に對して低利且容易に小口の資金を融通し其の生業を奨め、之を保護指導する便宜上邑面居住小農十戸以上を以て勤農共済組合を組織せしめ、組合員の指導者として一組合一名宛の勤農輔導委員を置き、自らの勤勞に依つて其の生活を安定せしめんとするものである。昭和十五年度末に於ける資

金總額は三百三十萬二千二百六十三圓に及び、勤農共済組合数は五千五百六十九、組合員数は十五萬四百七十人に達してゐる。

## 住宅施設

今次支那事變の長期化に伴ひ建築用資材の入手難、建築費の昂騰等に基因する住宅供給の激減は著しく住宅の拂底を招來した。之が對策として軍需並生産力擴充計畫産業企業者には、其の勞務者住宅の建設を極力勸奨すると共に、府邑に對しては公營住宅の建設供給を懇願する一方昭和十六年度に於ては朝鮮住宅營團を設置して政府保護の下に計畫的に且急速に多數の住宅を建設供給することとなり又昭和十七年三月朝鮮貸家組合令を公布し民家貸家投資家をして、貸家組合を結成せしめて此の方面よりする貸家の供給促進に努むることとなつた。尙住宅拂底最も著しき主要都市に於ける一般住宅建築用主要資材一萬三千戸、十九萬坪分を確保し、又生産力擴充計畫産業其他重要産業勞務者の爲必要とする住宅建設用資材に付ても七千三百戸、十萬九千坪分を確保し、同時に之が配給統制方法をも樹立して積極的に住宅の建設を圖つて居る。

公營住宅としては大正八、九年の財界好況の頃、住宅拂底に對應して京城・木浦・大邱・釜山・新義州・清津・羅津・海州・春川・興南等の府邑に於て建設したるもの合計約七百戸あり、又今次の住宅拂底に對應して昭和十六年度中新築せるもの約一千戸、昭和十六年度計畫中のもの約一千戸あり、尙不良住宅(土毒)改善施設として、京城府並財團法人保隣會、財團法人和光敬園、向上會館に於て簡易住宅を供給しつつある。

## 勞働者保護

近時朝鮮に於ける工・鑛業は飛躍的發達を來し、各種産業勞働者の數も急激に増加した。然し是等勞働者の保護制度としては、現在朝鮮鑛夫勞務扶助規則(昭和十三年)及朝鮮船員保險法施行規則(昭和十五年)の二制度あるのみで、朝鮮産業の健全性保持の上から勞働保護の制度の全面的確立は今後に期待せらるゝ所大なるものがある。

而して政府の雇傭する職工、鑛夫、其の他の傭人等に付ては、傭人扶助令(大正七年)に依り傷病扶助の途があり、又特別制度として官業に従事する現業員に對しては、朝鮮總督府遞信官署共済組合(大正九年)朝鮮總督府鐵道局現業員共済組合(大正十四年)及朝鮮總督府專賣局現業員共済組合(大正十一年)等があり、各組合員の相互共済が行はれてゐる。

勞働爭議は一時社會主義者の煽動等に依る階級的色彩を帯びたものの頻發を見たが、官憲に於て主義者の熾減に努めたと滿洲事變以來其の轉向を見たことに依り、此種爭議は殆んど其の跡を絶つに至つた。又單なる勞働條件の改善、主として賃金値上の要求又は賃金値下の反對運動の爭議も漸次其の數を減じつゝある。而して朝鮮に於ては勞働爭議に關しては單に行政手段に依り之が調停解決を圖つて居

り、内地の勞働爭議調停法の如き制度の實施を見てゐない。

### 勞務需給調整

晩近西北鮮地方に於ては、水力電氣・鐵道・工場建設・港灣・河川・道路等大規模なる土木建築工事の勃興に依り日備勞働者の需要激増の趨勢に在るが、由來同地方は人口稀薄の爲に勞働者の不足を告げ、滿支人勞働者の使役を餘儀なくせられつゝあり、一方南鮮地方は人口稠密にして窮民多く内地渡航者は逐年多きに上り、勞働者の需給調節上面白からざる現象を呈するので、本府は之が對策の一端として昭和二年以降就職の爲旅行する勞働者の汽車汽船運賃割引を實施し、之に依り其の移動を容易ならしめ、又釜山に渡航保護事務所を設けて職員を駐在せしめ、漫然内地渡航勞働者を朝鮮内に於ける勞務需に先に紹介就職せしむる外、昭和九年三月以來大量的に南鮮過剩勞働者を西北鮮地方勞働需に先に移動紹介し、以て之が需給調節を爲し來つたのである。處が今次の事變を契機として金及重要礦物の増産計畫を始め、幾多國策的事業の急施に依り、勞力の需要は一段と急増を來し、加ふるに昭和十四年度以降勞務動員實施計畫の設定に伴ひ内地に於ける時局産業に對し朝鮮人勞働者の集團的供出を餘儀なくせられ之が爲年々多數の朝鮮人勞働者の内地移住を見るに至る等の爲鮮内全面的に勞働者の拂底を見んとし從來に比し勞務者の充足に可成困難を伴ふに至つた。而して昭和十六年中總督府に於て直接斡旋せる勞働者數は四萬六千人を超へ、尙各道に於て斡旋したるものも相當多數に上つて居る。

尙時局の推移に伴ひ勞務需給調整の緊要性が愈々加重するに至つたので昭和十四年七月國民職業能力申告令の施行を見たるを始めとし相次いで國家總動員法の發動に基く各種勞務關係法令が急施せられた。即現在施行中のものは賃金統制令、工場就業時間制限令、工場事業場技能者養成令、國民徵用令、勤勞報國協力令、勞務調整令等であつて、國民登録に於ては青壯年登録が近く加せられた。而して右國家總動員法の發動に相呼應して昭和十五年一月勞務調整の基礎法規たる朝鮮職業紹介令を實施し勞務の國家的配置を企圖すると共に職業紹介機關の擴充強化を圖り昭和十四年度に於て京城・大邱・釜山・平壤・新義州及咸興の各公營職業紹介所を國營に移管し昭和十五年度には大田・光州・清津に國營職業紹介所を新設した。尙昭和十六年度に於ては全州・清州・海州に夫々國營職業紹介所を新設し第一次計畫たる各道一所の完成を見た。

### 兒童保護

現在朝鮮に於て實施されつゝあるものに育兒、感化、特殊教育、妊産婦保護、兒童健康相談、託兒、母子保護等がある。

一、育兒 孤兒の教養をなすものに國立の濟生院養育部がある。乳幼兒は總て里預けとし、其の兒童の身心の事情と委託家庭の狀況とを考慮して滿十二歳まで預け置き、普通教育を修了せしめ個性に適應する職業を授くることを原則としてゐる。部内收容兒は八歳以上のもので、部内に施設してある四學

年制度の普通科に入れ、修了した者は更に實習科に入れて附屬農場で農業を實習せしめ、將來忠良な自活の農民を養成することを期してゐる。然し特殊の事情ある者は徒弟其他の職業を修得せしめてゐる。昭和十七年四月一日現在收容兒童は總數二百六十八名である。

尙私設の育兒施設は、昭和十五年末に於て三十二箇所、收容兒童數一千九百一十一名であり、本府は此等に對し補助金を交附してゐる。

二、感化 不良性を帯ぶる年少者を收容して之に感化教育を施す機關に永興學院と木浦學院とがある。永興學院は大正十二年十月一日木浦學院は昭和十三年十月一日の開設に係り、昭和十七年四月一日現在の收容兒は前者九十六名、後者五十三名である。學科は普通學校程度の學科を課する外、農業・漁業・大工及裁縫の實科教授を施し以て將來自活の途を與ふる様努めてゐる。

右の外私設として明進舎(京城)、全州少年保育、大邱警察署少年保護所、新義州育英會、赤崎學園(釜山)、百世塾(海州)、釜山勤勞學園、平壤更生園、仁川更生館がある。昭和十五年末收容人員三百五十三名である。

三、特殊教育 盲啞者の教育機關として京城に濟生院盲啞部がある、普通教育の外、盲生には鍼灸及按摩を、啞生には洋服裁縫及鍼力細工を教へてゐる。昭和十六年四月一日現在生徒は二百四十四名である。尙私設のものに平壤私立盲啞學校がある。

四、其他兒童保護施設として妊産婦保護施設五箇所、兒童健康相談所六箇所、託兒所十一箇所、母子

保護施設三箇所がある。

### 救 療 機 關

本府の施設としては、全羅南道小鹿島に癩療養所(小鹿島更生園)があり、道の施設としては各道廳所在地(京畿道・慶尙南道を除く)及仁川・開城・水原・利川・安城・忠州・公州・洪城・群山・南原・順天・濟州・安東・浦項・金泉・晉州・馬山・沙里院・鎮南浦・安州・義州・朔州・楚山・江界・江陵・鐵原・長

箭・三陟・元山・惠山鎮・北青・城津・會寧の各地に道立醫院を設けて救療をなして居る。イ、診療の成績 道立醫院に於ける診療患者は、各醫院を通じ昭和十六年度に患者總數延二百三十九萬六千七百五十四人、之が治療日數は延三百八十七萬五千四百七十八日を算した。治療費の負擔に堪へない窮民に對しては施療患者として無料診療を行つてゐるが、前記の中施療患者は延人員七萬七百二十九人、此の治療延日數は十二萬二千二百二十二日である。

ロ、助産婦・看護婦養成 京城帝國大學醫學部附屬醫院・京城醫學專門學校附屬醫院・仁川・大田・全州・光州・大邱・晉州・海州・平壤・春川・咸興及羅南道立醫院に於ては内鮮人助産婦・看護婦を養成して居る。養成所の入學資格は小學校卒業程度とし、教育期間は二箇年で教育期間中は毎月十八圓程度の手當を支給して居る。

ハ、恩賜記念救療施設 昭和七年八月、不況に苦しむ朝鮮民衆救療の資として爾後三箇年間毎年七萬五

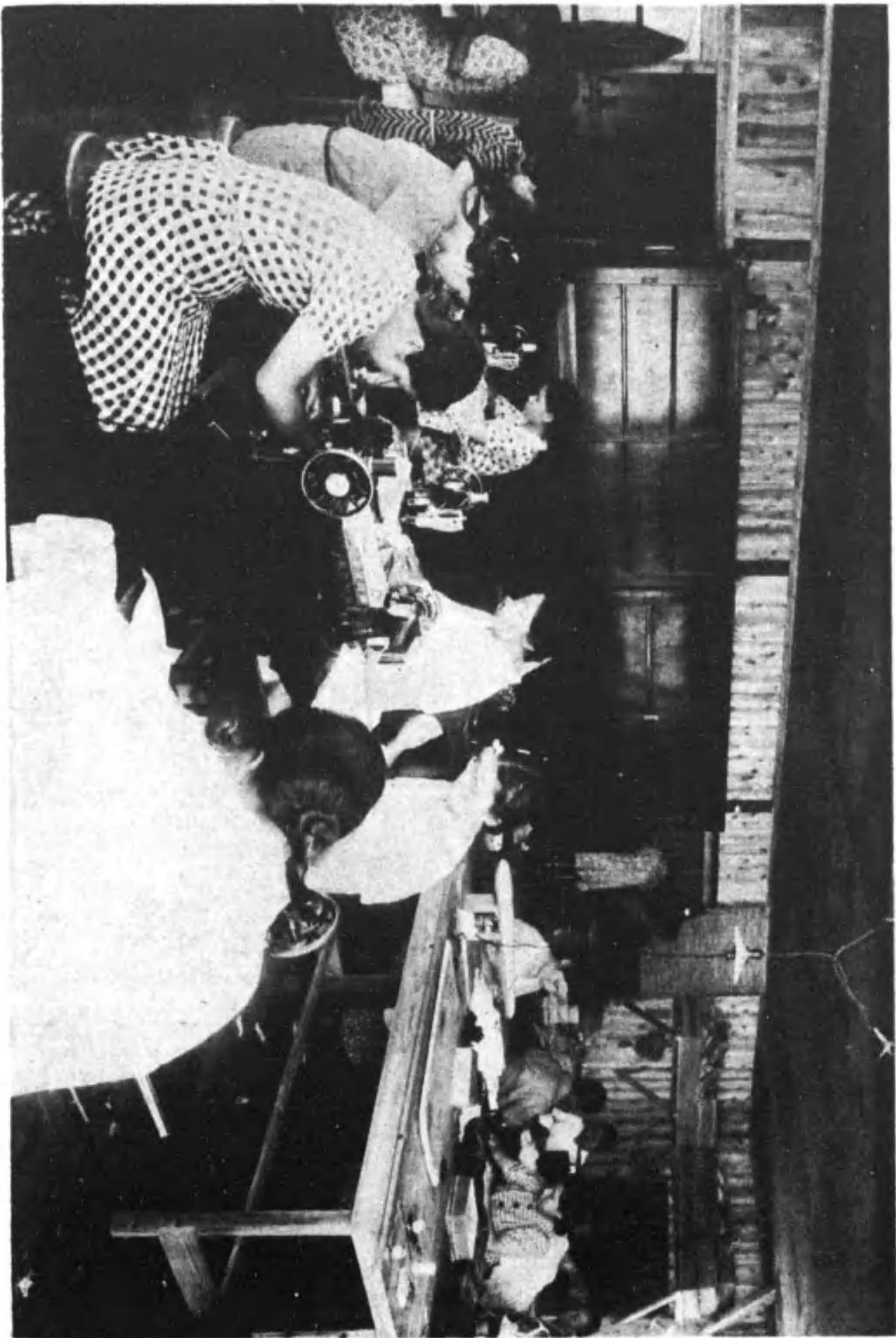
千圓の御内帑金を御下賜あらせらるゝ旨の御沙汰を拜したので、昭和七年度に於ては右御下賜金に國費八萬一千二百四十七圓を加へ計十五萬六千二百四十七圓を以て救療計畫を樹立し、同年十月より窮民の救療を實施した。各道及府邑面に於ても、亦本府の計畫に順應して夫々地方の實情に應じて適切なる救療を實施して居る。

本救療施設は朝鮮全道を對象とし、醫療機關を缺く地方二千百十二面に對して當初各面二箇宛四千二百二十四箇の救療箱を配置し、更に昭和十二年度には各面二箇宛四千二百二十四箇を増置して其の充實を圖り、而して其の内容藥品は毎年更新補充を爲すこととした。又醫療機關の設備ある地方に對しては診療券を配付して官公立病院及開業醫に付診療を受けしめ、尙右救療箱及診療券にて治療することの出来ない重症患者に對しては特に入院料を交附して徹底的に治療せると共に廣く僻陬地の窮民に對しても醫師の診療を受けしむる爲昭和十六年より巡回診療を實施してゐる。

本施設の經費は昭和七年度から同九年度迄は毎年度十五萬六千二百四十七圓であつたが、十年度からは全額を國庫より支出して十一萬圓となし、昭和十五年度に四萬圓を増額して十五萬圓とした。昭和十五年度救療延人員は百八十六萬九千五百五十七人で、此の恩澤に浴した窮民は勿論のこと一般民衆に於ても齊しく 聖恩の鴻大なるに感激してゐる。



朝鮮戰報國團軍事授護活動



況状習講ソレミの族家遺

## 一八 軍事援護事業

従来朝鮮に於ける軍事援護事業の對象者は極めて少数であつたが、支那事變勃發以來、多數の應召者を見るに及び、是等の家族中には扶助を要する者尠からず、尙事變の擴大長期化に伴ひ多數の傷痍軍人竝に戦傷病死軍人を生じ、其の遺家族數も漸次増加するに至つたので、本府は極力内地の諸軍人援護方策に呼應して各種の扶助援護の方途を講じ、本事業の遂行に萬遺憾なきを期して居る。

### 軍事扶助

入營・應召軍人の家庭に付其の生活狀況を調査し、生活困難なる者に對しては、直ちに軍事扶助法を適用し、又軍事扶助法には該當せざるも事實扶助の必要ある者、及軍事扶助法の適用を受くるも猶生活困難なる者には、軍事援護團體と協力して扶助費又は補給費を支給して扶助援護に努めて居る。

### 職業上の保護

入營・應召者の職業保障に付ては全鮮の當該雇傭主に對し、入營者職業保障法の勵行を從憑すると共に本法に該當せざる雇傭主に對しても、本法令の精神に則り入營應召者たる被傭者が除隊せる場合は努めて原職に復歸せしむるやう輔導して居る。其の他の歸郷軍人に對しても軍部と連繫して就職の斡旋に

努め、又入營應召軍人遺家族に對しては就職の斡旋、生業の輔導等に努めて居る。是等軍人及遺家族の職業と其の保護に萬全を期する爲め、道及主要府部に專任職員を配置し、輔導斡旋の任に當らしめて居る。

### 傷痍軍人の保護

傷痍軍人に對しては、官民舉つて感謝の至情を致し、是等勇士が再起奉公克く國民の儀表たる本分を盡すに遺憾なきを期する爲各種の保護對策を講じてゐる。

醫療保護としては結核胸膜炎患者の爲に馬山療養所を設置せる外、官公立病院或は溫泉旅館等に委託して療養せしめ、自宅に於て醫療を希望する者に對しては居宅醫療の方途を講じ、又日常生活の自由を輕減する爲介護要員を給與してゐる。職業保護としては職業再教育を要する者に對しては内地の施設に委託し、或は鮮内の學校・會社・工場・試験場等に委託し、職業再教育の爲、又は教育志望の爲大學・專門學校・師範學校・中等學校等に入學したる者並に失明傷痍軍人教育所に入所する者に對しては、所要旅費及學資を給與し、傷痍軍人を雇傭し、又は職業再教育の爲の委託を受け、作業設備の改善を要する者に對しては、作業設備改善費の補助を爲し、尙右各種保護施設の圓滿なる遂行を期する爲、主要府に傷痍軍人指導囑託を配置し之が授護の完璧を期して居る。

### 遺家族の保護

出征應召軍人の遺家族の保護については、遺家族をして自立自營以て榮譽ある家門の矜持を保たしむる爲授護輔導の途を講じ、教員・産婆・看護婦・タイピスト等の養成を爲し、又主要地には授産場・託兒所を設け、收容保護の要する者の爲に住宅を建築してゐる。尙遺家族の職業、育兒其の他身上並に家事萬般に關する良き相談相手たらしむべく、遺家族指導囑託を主要地に設置する等、遺家族保護に萬全を期して居る。

### 軍人軍屬の遺兒並に傷痍軍人子弟育英

軍人軍屬の遺兒並に傷痍軍人の子弟にして、學資乏しきため學校教育を受くること能はざる者に對しては、中等學校・高等小學校・實業補習學校等夫々其の實狀に即し、一定の學資を給與して勉學の途を講じつゝ、又小學校・高等小學校等を卒業し、上級の學校に入學すること能はざる者に對しては店員、職人等の徒弟として之が職業輔導をなすことに努めて居る。

### 教化並に教養

皇國に報じたる軍人並に其の遺家族に對しては、一般國民をして永く感謝優遇の念を昂揚持續せしむ



るため軍人並に軍人遺家族に對する感謝慰問行事を行ふの外、修養會・講演會等を開催し更に、又戰歿當時の状況を調査し、重要なる郷土資料として國民の教化に努めつゝある。其の他傷痍軍人、歸郷軍人並に軍人遺家族に對しては、之が優遇保護に付最善の努力を拂ふと共に、一面に於ては常に相互修養を勸め國家の恩遇に忤れず、益々模範國民たるの信念を涵養して永く其の名譽と矜持とを保持せしむるやう教養に努むると共に、一方一般に對し或は講演・映畫・座談會・ボスタト・パンフレット等に依り極力時局認識の徹底に努めてゐる。

### 軍事後援相談機關

- (イ) 援護相談所 傷痍軍人並に出征又は應召軍人遺家族の家業經營維持、紛議の調停其他身上及家事全般に關する相談指導に當るため、必要に應じ、道・府・郡・島中必要なる箇所相談所を設置し、代表者を道知事・府尹・郡守・島司とし、之に關係職員並警察官・恩賜財團軍人援護會關係者・軍部關係者・在郷軍人・裁判所關係者・其他辯護士・醫師・金融機關及地方有力者等を參與に委嘱してゐるが、既に實施されたるもの合計一一七箇所達した。
- (ロ) 軍人援護會 昭和十三年十一月五日恩賜金を基本として恩賜財團軍人援護會の設立を見るや、朝鮮に於ても事變勃發直後組織した帝國軍人後援會を改組して財團法人軍人援護會朝鮮本部を設立し、各道に支部を設け更に昭和十六年七月三十一日各軍事後援聯盟を統合し國の施設に順應して援護事業に

萬遺憾なきを期してゐる。

- (ハ) 傷痍軍人會 傷痍軍人をして相互の親睦を敦うし、修養陶冶を勵み、品位の向上に励めしむる爲、内地に呼應して大日本傷痍軍人會朝鮮支部を設置し、主要なる道に道聯合分會、府郡に府郡分會を設置し、以て國の傷痍軍人保護對策と相表裏し、傷痍軍人自らの團體に非ざれば達成し得ざる分野に於て其の設立趣旨の達成を期してゐる。

## 一九警察

## 治安狀況

朝鮮の治安は大正八年三月に於ける騒擾事件後一時平静を缺ぎ、不安の氣四方に漲り屢々兇暴行爲の反覆を見たが、警察制度の一大改革を行ひ警察力の充實を圖ると共に諸般の施設を整備し、以て民心の安定並取締對處に努めたる爲、爾後不穩事件は漸次其の跡を絶ち、曾て不逞行動に参加したる者も前非を悟つて官憲に歸順する者が續出した。

斯くて大正十年以降内外の形勢は一變し、鮮内人心の安定するに伴ひ、不逞企畫乃至之に關聯する各種犯罪事件を使喚煽動した在外不逞團の聲望は頓に衰へ、殆ど民衆より其の存在を認められず、辛うじて餘喘を保つに過ぎぬ状態となつた。處が恰も之と前後し世界思潮の影響に依る社會主義的思想漸く鮮内に浸潤し、各種の左翼系思想團體簇生と相俟つて、不穩なる非法運動隨所に行はれ次第に激化の兆があつたが、取締の強化と思想淨化の施設宜しきを得たる結果漸次衰退し、特に昭和八年以後は客觀的情勢の變遷もあり、一層不振の一途を辿つて現在の平静を見るに至つたのである。

加ふるに昭和六年に於ける滿洲事變並今次支那事變の影響は、廣く民衆をして帝國の國際的地位及實力を認識せしめ、就中東亞の安定興隆の支柱たる公明不動の國是は、動もすれば浮動せんとする民心に

明確なる指標を與へ、殊に支那事變に際しては皇軍の斷乎不退轉の態度と輝かしき戰果に直面して、其の冠絶せる威力と眞意を一層深く認識し、内鮮一體克く銃後の奉公に赤誠を捧げ、又從來感情的偏見に驅られて往々當局の施設を誹謗し或は不穩の策動を敢てせるが如き向も、其の誤謬を悟つて幡然轉向する等、民心の純化好轉著しく、其の間昭和十三年七月突發せる滿蘇國境張鼓峰事件に際し、蘇兵の暴虐なる爆砲撃に依り鮮内國境地帯に於ては直接多大の損害を蒙りたるにも拘らず、一般民衆は何等の動搖なく極めて平静に經過し、地方部民は進んで軍の行動に協力援助し、國土防衛に盡力する有様であつた。尙昭和十四年全鮮に亘る旱害は殆ど未曾有の天災で南鮮七道の被害最も著しく、罹災民の困窮深刻なるは勿論、事變下に於て重大なる食糧問題を惹起するに至つたが、何等不祥事態の發生を見る事なく、官民一致の協力に依つて異常の災害を克服し公寧の維持に間然する處なきを得た。

殊に昭和十六年十二月八日大東亞戰爭勃發し、大御稜威の下皇軍將兵の勇戦力闘に依り、世界戦史未曾有の大戦果を收め大東亞共榮圈の建設着々として進展するに及んで、民心の好轉に一層の拍車を加へ克く重大時局を認識し益々必勝不敗の信念を堅持するに至り更に昭和十七年五月徵兵制實施の發表があつて愈々皇國民としての自覺を深めるに至つた。

今次大東亞戰爭下半島民衆の示せる愛國的至情の中國防獻金品の狀況に付て見るも支那事變勃發後五年間の年額一千二百十萬二千餘圓に對し大東亞戰爭勃發後僅々八ヶ月間に二千九百四萬七千餘圓の巨額に達せる實情に徴しても民衆の愛國熱は如何に増大して居るかを推知する事が出来る狀況にして今や鮮

内治安は極めて平靜裡に推移し大東亞戰を勝抜く決意を一層鞏固にして居る。

## 警察機構

### 一、定員配置

警察機關に付ては本府に警務局を置き、警務局長以下書記官・事務官・理事官・技師・通譯官・屬・技手及通譯生を配置し、警察及衛生の事務に當り、昭和十六年十一月十九日厚生局の新設さるゝや衛生事務は同局に於て分掌しをりたるが同十七年十一月一日の機構改革に於て従前の如く衛生事務を警務局に於て管掌することゝし地方に於いては道知事警察及衛生の事務を司り、道に警察部を置き、警察部長は道事務官を以て之に充て、警視以下を指揮監督せしめて居る。

### 二、警察官の養成

警察官養成の機關としては京城に警察官講習所、各道に巡查教習所があつて、警察官たるべき者に對して學術及實務を教授して居る。警察官講習所は講習科及教習科を置き、講習科は本科及別科に分け、本科は現に監督者である者又は將來監督者たらんとする者に對して徳操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的とし、其の修業期間は六箇月乃至一箇年である。別科は現に特種勤務に従事し、又は將來特種勤務に従事せんとする者に對して其の徳操を練磨し、必須の學科及實科を習得せしめる事を目的とし、修業期間は其の都度定める事になつて居る。教習科の修業期間は四箇月であ

つて、朝鮮全土に配置する内地人たる初任巡查に對して警察官に必要な訓育教養を施すものである。各道の巡查教習所は警察部に置かれ、初任朝鮮人巡查を教養する機關である。

## 防空

朝鮮に於ける防空は昭和八年朝鮮總督府と朝鮮軍との間に防空協定を行ひ主要地域の防空を実施したのに始まり、今次事變に際しても當初は右協定に基き防空を実施した。然る處支那事變の擴大、國際情勢の緊迫化等に依り到底此の儘經過することを許さない情勢に立至つたので、昭和十二年十一月十八日勅令を以て朝鮮に防空法を施行し、強力にして統制ある防空を実施することゝなり更に其後に於ける防空情勢と防空訓練等の經驗に徴し國民防空強化の爲速かに之を改正整備することを緊要とするに至り昭和十六年十二月二十日遂に防空法朝鮮施行令及防空法施行細則の改正施行を見るに至り現在に及んだのである。

而して現在に於ける防空機構は昭和十四年二月、朝鮮總督府に防護課を新設して防空事務と消火水防の事務を一括管掌する外、各道の警察部警務課に防空係を設けて進んで昭和十六年一月二十一日には道防護課を新設し道内全般の防空事務を掌理し、尙防空上重要な府邑は道知事の指定に依り、規模大なる施設又は事業及國の管理する施設は、朝鮮總督の指定に依り夫々防空計畫設定者として定められた所に基き防空を実施するのである。尙消火水防其の他の警防に従事せしむる爲昭和十四年十月一日、朝鮮

一齊に警防團を結成したが、同團は道知事及警察署長の指揮監督下に防空實施に當るものである。

### 經濟警察

支那事變を契機として我國の經濟機構は自由主義經濟より統制經濟へと一大轉換を餘儀なくせられ、就中國防經濟の確立は戰爭の目的遂行上事變下最大の重要政策とせらるるに至り、爾來各種の統制法令が相亞いで發布を見るに至つた。かくて之が運営の萬全を期する爲朝鮮に於ても内地に順應し、昭和十三年十一月經濟警察制度を創設し、警務局警務課に經濟警察係を新設し、地方は京畿道に經濟警察課を、其の他の道には保安課に經濟警察係を設置し、警察署には狀況に應じ經濟警察係を置き、又は保安係に經濟警察官を配置して之を掌理せしめることとした。

然るに其の後の情勢は歐洲動亂勃發等の影響を受け、物價の昂騰・物資の不足・配給不圓滑等は益々深刻化し、統制法令違反も亦増加且惡質化するの傾向を示し、從來の機構を以てしては之が使命完遂に遺憾の點がまつたので、昭和十五年二月新に本府及各道(除京畿道)に經濟警察課を設置し、尙第一線特に都市警察署の陣容を増強する等、全面的機構の擴充を斷行したが、更に其の後に於ける經濟統制の高度複雑化に對應して之が運営に萬全を期すべく、同年八月第二次、昭和十六年六月第三次の増員を斷行し、從來警視課長を置いた京畿・慶北・慶南・平南の外躍進的産業の發展を見つゝある咸南・咸北・平北・全北・全南・黄海六ヶ道の課長を警視としたる外、各道並に主要警察署に幹部を増員し銳意之が機能發揮に努めて居る。

## 衛生

### 醫療機關

昭和十六年十二月末に於ける醫療機關の狀況左の如くである。

醫療機關表 (其の一)

道名	病院	醫師(限地醫業者ヲ含ム)	衛生	醫師一人に對する人口	衛生一人に對する人口
京畿道	五三	一、〇一〇	三三三	二、八〇六	八、四六〇
忠清北道	四	一〇一	一六二	八、八二二	五、五四八
忠清南道	六	一五	二二	一一、七四	七、二七七
全羅北道	五	一四八	三三	一〇、四五〇	一三、九〇三
全羅南道	九	二六	二二	一一、八四六	一七、〇一三
慶尙北道	〇	二九	三〇	一一、〇一〇	七、三三三
慶尙南道	九	二七六	四三二	八、〇五二	五、二六六
黄海道	一	三三	一五〇	七、九三四	一一、九九
平安南道	八	三九七	三五三	四、〇三三	六、三二七
平安北道	一四	二四六	三三	六、九九〇	五、四三七
江原道	六	二五	二〇	一一、一〇九	七、四〇五

衛生	二五八	三、五〇〇	五、五七〇	三、五〇〇
威鏡南道	一六	三三〇	二、五三〇	三、五〇〇
威鏡北道	三三	三三〇	二、五三〇	四、五〇〇
合計	一五	三、六七四	三、四九七	六、七七九

同上 (其の二)

道名	齒科醫師	入齒營業	產婆	看護婦	按摩術業	鍼術業	灸術業	種痘施衛生
京畿道	三二四	三三	五五	六五	一六九	三三	二〇〇	一六
忠清北道	八	九	三〇	二〇	九	七	六	一〇六
忠清南道	四	一三	六	五	三	三	三	一八〇
全羅北道	四〇	七	一〇八	九	四二	五〇	四〇	三三
全羅南道	五	三	一六	一七	五	四	四	二九
慶尙北道	三	五	九	一五	四	四	三	一〇七
慶尙南道	一三	八	一七	一九	一四	一六	一〇	二
黃海道	四	二	一〇	九	四	六	五	六
平安南道	六	三	一八	一〇	六	八	九	三
平安北道	四	八	一〇五	八	元	元	元	三
江原道	三	三	五	七	五	八	八	三
威鏡南道	三	三	一七〇	一九	九	二六	九	一
威鏡北道	六	〇	一七	一〇	五	九	五	一
合計	九八	一八	一、九三〇	二、二二	七五七	一、〇〇	六七	二、一三〇

又各道に在る傳染病院及隔離病舎は昭和十六年末の數左の如し。

傳染病院	府立	邑面立	計
隔離病舎	四	一	四
	一八	四一〇	四二八

一、醫師及齒科醫師 僻地に於ては醫師の分布今尙稀薄であつて、前記醫療機關表に示すが如く、昭和十六年十二月末に於ては其の總數僅に三千六百七十四名に過ぎず、之を人口に對比すれば醫師一名に付人口約六千四百五十三名に當り、しかも其の多數は都會地に集中して居るので、朝鮮人の大部分は在來の醫業者である醫生の診療に俟たなければならぬ。之が爲京城醫學專門學校に於て醫師を養成する外、大正十二年にセブランス現在旭醫學專門學校を指定し、更に毎年二回醫師試験を施行して銳意之が普及を圖り、同十三年五月京城帝國大學に醫學部を設置し更に昭和五年三月慶尙北道立大邱醫學講習所及平安南道立平壤醫學講習所（昭和八年三月何れも）を指定した。齒科醫師は昭和十六年十二月末に於て全鮮を通じ其の數僅に九百八十九名を算するに過ぎない。依つて入齒營業者を許可して之が不足を補充しつゝあるが、同營業者は専ら技工に従事し醫術の素養無きため大正十年六月齒科醫師試験規則を發布し、同十四年二月京城齒科醫學校（昭和五年一月京城齒科）を指定し、極力優良なる齒科醫師の充實普及に努めつゝあるが一般醫師及齒科醫師の普及は容易ならざる状態であるから、邊陲地に於ては醫術及齒科醫術の經歷を有する者に、地域及期間を限つて醫業又は入齒營業を免許してゐる

る。又昭和十七年京城女子醫學專門學校を指定した。都市では内地人移住の増加に伴ひ漸次醫療機關も充實するが、僻地に於ける醫療は道立醫院の巡廻診療の外道衛生課に於ても實施中、大正三年四月公醫制度を布いて全鮮に百三十七名の醫師を配置し、主として民間診療を爲さしむると共に、各官廳の衛生事務に従事せしむることとした。この公醫は昭和十六年定員百八十三名あつたが昭和十六年更に四一三名増員せられ二二六名となつたが實員五百二〇名ある外道費公醫一〇八名ある。

二、**醫生** 醫生に二種あり、一は大正二年十一月發布の醫生規則に依り、朝鮮人にして本則發布前二年以上醫業を免許したる者に對して永久に醫術の開業を免許したる者、一は醫生に就き三年以上醫業を修習したる者に對し、地域を定め五年以内の期限を付して其の開業を免許せる者である。醫生は今猶ほ朝鮮に於ける重要な醫療機關であるから公醫を教師として醫術の教養を行はしめつゝある。

三、**産婆** 従來朝鮮人は一般に分娩に際して他人の介添を嫌した爲め朝鮮人にして産婆を業とする者は無かつたが、近時漸く其の效用を認むるやうになつて來た。そこで京城帝國大學醫學部附屬醫院及大邱・平壤・咸興の道立醫院・鐵道醫院等に於て之が養成を爲す外、大正十三年九月セブランス聯合醫學專門學校附屬醫院産婆看護婦養成所を、昭和七年三月釜山府立病院附設産婆看護婦養成所産婆科を指定し又昭和十六年平壤海軍共濟組合病院附屬看護婦産婆養成所を指定すると共に、各道に於て産婆試験を行ひ以て其の増加を圖りつゝある。

四、**看護婦** 醫師・醫院の増加に伴ひ看護婦の需要も漸次増加して來た。そこで大正十一年五月看護婦規則を制定し、産婆と共に前記各醫院及官公私立病院に於て之を養成する外、各道に於て試験を施行し之が増加普及を圖つて居る。昭和十六年迄に於ける看護婦養成所の指定は十二箇所となつた。

五、**種痘衛生** 種痘普及の爲、明治三十二年各道に種痘認許員を設置し、其の素養ある朝鮮人には男女を通じて之を認許したが、古來朝鮮婦人は男子に近接するを忌むを以て、内地人に對しては特に婦人にのみ許すこととした。尙大正十二年朝鮮種痘令公布に伴つて従來の種痘認許員を種痘衛生と改めた。

## 藥品取締

一、**藥品** 藥品に關しては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令を公布し、**藥劑師・製藥者・藥種商・賣藥業者**等の各業務範圍を限定し、毒藥劇藥の販賣授與に嚴重な制限を加へ、殊に阿片煙の密輸入、不正販賣、吸煙に關しては朝鮮刑事令の規定に依つて之を取締つた。然るに歐洲戰亂以後阿片等の價格暴騰に因り、平安北道及咸鏡北道に於て阿片の製造を爲す者が續出したので、大正八年六月朝鮮阿片取締令を公布し、罌粟の栽培を制限し、生産阿片は政府に收納して賠償金を交付し、同時に醫藥用阿片及製藥用阿片は政府の專賣として賣下又は交付する規定を設け、其の販賣授與に付ても亦取締を嚴重にしたので、朝鮮刑事令の勵行と相俟つて阿片煙の吸飲は全く其の跡を絶つに至つた。然しながら之と共にモルヒネ類の注射服用を以て阿片煙吸飲に代へ、其の害阿片に劣らざるものがあるので、

之を防止するの必要と共に國際阿片條約を履行する爲、同九年十二月モルヒネ・コカイン及其の鹽類取締に關する府令を公布して麻薬類の輸入を制限し、且鮮内に於ける製造販賣に付ても亦嚴重なる取締を加へ同十二年及十五年の兩年度に互り右府令を改正し、如何なる者も此種藥品の購入に際しては警察署の身分證明又は認證を必要とし、右手續なき者に對しては一切其の所有所持を禁止した。然しながら麻薬類の密賣及濫用其の跡を絶たなかつたので、製薬用阿片の賣下を廢止し、昭和五年三月より專賣局に於て鹽類モルヒネ及鹽酸デアセチールモルヒネを製造賣下することとし、以て麻薬類の取締を一層嚴にした。更に昭和十年四月初鮮麻薬取締令を制定し取締の完璧を期しつゝあるが昭和十七年五月阿片製造並麻薬製造等の事務を專賣局より厚生局に移管し一段と取締の強化を計ることとなつたが同年十一月一日の機構改革により同事務は警務局に於て管掌することとなつた。

其他賣薬検査規程を定め、又大正二年七月藥品巡視規則を施行して漸次藥品及賣薬の精良を期し、併せて一般藥業者に對する取締を勵行しつゝある。

二、**藥劑師** 藥劑師は他の醫療機關に比し遙に少數である。そこで藥種商を許可し、藥品需給の圓滑を圖つたが、藥品の知識乏しく危険少くないので、大正五年に藥劑師試験規則を發布し、同十四年に朝鮮藥學校を指定し、更に昭和五年九月京城藥學專門學校を指定し、以て藥劑師の養成普及に努めつゝある。同十五年十二月末調査に於ける藥劑師の數は僅に六七二名に過ぎない。

## 食 品 取 締

一、**飲食物及其の他物品** 飲食物其他物品の取締に付ては、牛乳營業取締規則、衛生上有害飲食物及有害物品取締規則、清涼飲料水及氷雪營業取締規則並にメチール・アルコール**(精木)**取締規則等を發布し、且本府及各道に衛生試験室を設置し、藥劑師たる技術員をして飲食物及飲食用器具並に藥品・賣薬等の化學的試験に當らしめ、以て不良飲食物藥品賣薬等の取締に遺憾なきを期してゐる。

昭和十六年中に於ける衛生試験件數は三萬四千七百二十七件に達した。

二、**屠場及屠畜** 屠場の取締は韓國政府の發布に係る屠獸規則及各理事廳公布の規程に依り各道に於て適宜規則を制定して來たが、大正八年十一月屠場規則を發布して之を統一した。昭和十六年末に於ける屠場數は一千四百十三箇所、同年中の屠畜總頭數は六十八萬三千五百十三頭である。而して屠畜中最も多きは豚の三十六萬五千六百五頭で之に亞ぐは牛の三十一萬五千二百九十九頭である。

三、**牛乳搾取所及牛乳取締** 從來牛乳を用うること少く、唯内地人又は外國人が之を需要したばかりであつたが、併合以來朝鮮人間の需要漸次増加し、營業者の數も亦増加した爲、明治四十四年牛乳營業取締規則を發布して、之を取締つたが、昭和十五年四月初鮮牛乳營業取締規則を發布し從來の規則を全面的に改正した。而して昭和十六年末の搾乳營業者は二百二十二名、乳用牛並山羊約三千九百九十頭、其の搾乳量は二萬三千八百二十七石である。

## 上水

朝鮮は一般に飲料水が不良であるので之が改良の必要を認め、併合以來毎年國費・道費及道費補助を以て地方をして水道の敷設及模範的公共井の掘鑿を行はしめて居る。

昭和十五年末現在に於ける水道数は二十一府二十一箇所、一一四邑中四九ヶ所其他郡所在地面等に九ヶ所合計七十九ヶ所である。

## 傳染病豫防

一、傳染病 韓國併合以來傳染病豫防令其の他諸種の法令を發布し海港檢疫所をも設置して、豫防處置を講じたが、大正十三年傳染病豫防令を改正し指定病數を十種とし、疑似症及病原體保有者の措置に關する規程を完備し、昭和三年六月一日より傳染病豫防令施行規則を改正實施すると共に、各般の施設改善及取締の勵行に努めてゐる。尙昭和十五年六月再歸熱を指定して傳染病豫防令を適用することとした。

(イ)コレラ 鮮内に侵入するコレラは主として其の淵源を上海地方に發し、一は内地諸港を一は滿洲を経て侵入するものであるから、本府は例年コレラ患者上海に發生せし時を以て第一期とし、沿海及國境地方民に豫防注射を實施すると共に、海港檢疫の嚴行に努めて居る。尙ほコレラ豫防宣傳の

爲、大正十年以來活動寫眞フィルムを作成し、各道に配付すると共に海外に於けるコレラ狀況の周知に努め、一般民衆の警戒心を喚起せしむる等、深甚の考慮を拂つてゐる。

(ロ)痘瘡 本病は古來一般朝鮮人間に免るべからざるものと信ぜられて居たので、種痘施行に對して之を避忌する狀況であつた。因つて大正十二年朝鮮種痘令を公布して其の強行に努め、一面痘瘡豫防宣傳フィルムを調製して各道に配付し、大いに之が宣傳に努めた結果、漸次患者の減少を見た。しかし今尙ほ往々滿洲地方より病毒侵襲し、各地に流行する事例もあるから、種痘の徹底を期し防疫の最善を盡してゐる。

(ハ)赤痢・腸チブス 本病は到る處に四季を通じて小流行を起す有様であるから、之が豫防宣傳の映寫並に衛生講話、ポスターの配布等凡有方法に依り、民衆思想の啓發に努めると共に飲料水の改善便所下水の改良、豫防注射の無料實施に意を用ひてゐるが、大正十三年豫防令の一部を改正して菌保有者に對する制限を設け、特に菌保有者の檢索に努めてゐる。又近時徑口免疫法の研究發達に伴ひ、本府は昭和七年以來赤痢・チブス等の豫防内服薬を製造して、之を一般に有償頒布し、事前豫防上良好なる成績を収めて居る。

二、海港檢疫 海港檢疫は警察官署の管掌に屬し、鮮外より來る船舶に對して之を行ふもので、現在之を行ふ港は仁川・群山・木浦・釜山・鎮南浦・龍岩浦・新義州・元山・城津・清津・雄基・羅津・多獅島及海州の十四港である。



三、痘苗製造 痘苗は本府家畜衛生研究所に於て之を製造してゐるが、府邑面及警察官署に於て施行する種痘用を無料とし、京城帝國大學附屬醫院・道立醫院・藥劑師・藥種商の請求に依り賣下ぐるものは定價の二割減である。又滿洲・間島は地域相接し、同地に於ける種痘の疎密は直に朝鮮に影響すべきを以て、同地の公種痘に對しては特に無料配付を爲して居る。

四、慢性傳染病 慢性傳染病中主なるものは癩及結核である。

(イ)癩 癩患者は昭和十六年十二月末調査の結果に依れば其の數一萬三千七百七十二人を算してゐる。而して之が醫療機關としては全羅南道小鹿島に官立癩療養所一あり、大邱及釜山の二箇所私立癩療養所がある。官立癩療養所たる小鹿島更生園は五千九百六十九人の患者を收容し、私立療養所では大邱癩病院に六百八十人、麗水の愛養園に六百九十一人を收容した。此等私立療養所に對しては國庫より補助を與へ、又私立療養所の所在地附近に各地より蝟集して、癩部落を形成し、相助會を設けて居る患者に對しても本府製造に係る治療薬を無料給付してゐる。

(ロ)結核 本病の豫防に關しては、大正七年結核豫防に關する府令を發布し、病毒傳播防止の取締を爲しつつあるが、昭和十一年四月朝鮮結核豫防協會を設立し、更に各道に於ても夫々道結核豫防協會を設立し、一般社會に對する結核豫防思想の普及啓發等、社會事情に適應した豫防對策を講じつつありし處、

畏くも 皇后陛下に於かせられては國內に於ける結核蔓延の現狀に御憂慮あらせられ昭和十四年四

月二十八日内閣總理大臣を召させられ結核豫防に關する優渥なる 令旨を賜はり且結核の豫防並に治療に關する施設の資として多額の御内帑金を下賜あらせられたるを以て、政府に於ては御懿旨を奉體し財團法人結核豫防會を設立し之を内地外地に亙る中央團體として結核豫防上必要なる諸事業を行ふこととなり五月二十二日其の設立を見、總裁には畏くも 秩父宮妃殿下を奉戴するの光榮に浴した。而して同會は朝鮮、臺灣に之が地方本部を置き道府縣に其の支部を設置することとなつたので、朝鮮に於ても財團法人結核豫防會朝鮮地方本部を設立し、各道に其の支部を置き、該事業を支援、補充して朝鮮の結核豫防並に治療に關する事業を行ひ、政府の施設と相俟て結核豫防の目的の下に左の事業を遂行するものである。

- (一) 結核豫防對策の調査研究
- (二) 結核豫防思想の普及
- (三) 結核豫防實生活の指導
- (四) 結核豫防模範地區の設定
- (五) 結核豫防並に治療に關する諸事業の助成
- (六) 財團法人結核豫防會の事業の支援
- (七) 其他本部の目的達成に必要な事項

五、地方病 朝鮮に於ける地方病は肺ヂストマ・十二指腸蟲・マラリア等である。肺ヂストマは大正十一年より十二年に亙り各道をして本病の分布其の他の基本調査をなさしめた結果、一般朝鮮人の嗜好するモクヅ蟹・ザリ蟹等の生食に基因することを證明したので、之が豫防の爲、本病の感染経路を示した映畫を製作して各道に配付し、其他豫防宣傳・講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努め、又大

正十三年六月モクヅ蟹及ザリ蟹の採取及授受禁止に關する府令を發布して之が取締を嚴にし、一面罹病者の治療方法を講じて來た。處が此等蟹類は之を火食すれば感染の虞がないばかりでなく、農村疲弊の折柄相當食用ともなり、經濟的價値も少くないので、昭和九年八月一日限り該府令を廢止して其の取締方法を道知事に委し、地方の實情に即せしむると共に蟹類火食の風習を馴致する方策を採つて居る。

十二指腸及マラリアは各地に散在して居るので、民衆の衛生思想を啓發して自衛心の喚起を促し、豫防治療の誘掖に努めてゐる。

六 家畜傳染病 家畜傳染病中其の慘害最も甚だしきものは牛疫・牛肺疫・口蹄疫・鼻疽・炭疽・氣腫疽・家禽ペストの類である。牛疫・牛肺疫・口蹄疫は滿洲地方に常在して屢々國境地帯を侵襲し、時に大流行を極め交通運輸産業經濟上に及ぼす脅威は甚大である。鼻疽・炭疽・氣腫疽・家禽ペストは鮮内に常在し殆ど全鮮に亘り發生し其の害毒は夥しいものがある。之が爲本府に於ては夙に其の防疫施設を講じ大正四年獸疫豫防令を制定施行して家畜防疫の完璧を期すると共に同七年には農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所（昭和十七年五月家畜衛生研究所に改稱）を本府所管に移すの外國境樞要地十八箇所に牛疫血清貯藏庫を設置して豫防液及免疫血清配給貯藏の便を計り、或は牛疫・口蹄疫豫防の爲に滿洲側よりの牛羊等の輸入停止或は鼻疽豫防上滿洲及シベリヤより輸入する馬屬の檢疫を實施し更に昭和五年には朝鮮家畜傳染病豫防令を制定（獸疫豫防令廢止し）同七年十一月より之を施行

した。防疫機關としては從來各道に専任獸醫務囑託を配置し、警察官及畜産技術員と協力して防疫に努めつゝあつたが大正十四年度より漸次専任技術者を増員するの外同十五年度よりは新規に鮮滿國境に牛疫ワクチン注射による免疫地帯を構成して牛疫豫防の完璧を期し更に昭和十二年度に於ては本府並に平安北道に専任技師を増置して家畜防疫陣の強化を計り尙又同年家禽ペスト、昭和十六年には假性皮疽、昭和十七年に至り牛の野獸疫を夫々法定家畜傳染病に指定し着々と家畜防疫施設の整備を見るに至つた。

(イ)牛疫 本病の根源は常に滿洲にあるから國境地帯に生疫強疫地帯を構成して病毒の侵襲に備へる可く大正十五年度から約六萬頭の畜牛に年々牛疫ワクチンの注射を施した結果以前の數百頭に上る發生を見たものが漸次減少を見遂に昭和七年以降は發生全くなき極めて良好なる成績を示してゐる。

(ロ)牛肺疫 本病は大正十二年より法定傳染病として取扱ひを受くることに成つたもので牛疫同様、其の根源は滿洲にある、大正十二年の發生に端を發し其の被害年々約四百頭を示したが逐年減少し昭和五年以降十年間發生を見なかつた處昭和十六年十月間島省から咸北に侵入し約六十頭の發生を見たが極力防遏の結果同十七年三月終熄した、仍て朝鮮側としては滿洲側の流行状態に鑑み昭和十七年度特に咸北に於ける越境耕作牛其他己むを得ざる國境交通牛檢疫の爲檢疫施設を行ひ本病侵入防止に萬全を期しつゝある。

(ハ)口蹄疫 本病も牛疫・牛肺疫と同様根源は滿洲である従つて其の流行も畜牛、其他汚染物件の密輸入等に因り傳播し從來數百頭乃至數千頭の發生を見、時には南朝鮮迄病毒が波及した例もあるが昭和十年以降跡を絶つてゐた處昭和十七年三月咸北に侵入し約八百頭の罹患牛を出した。然し乍ら之も同七月には全く終熄し他道には流行を見なかつた。

(ニ)氣腫疽 本病毒は廣く各地に潜在し、從來二千頭内外の發生があつたが昭和四年度から各道多發地方に免疫地區を指定し且一般的にも豫防注射の普及を計つた結果其の發生は漸次減少し昭和十六年の發生は約四百頭であつた。

(ホ)鼻疽 本病は大正年代に於ては全鮮に互り發生を見たものであるが現在では國境四箇道及京畿道以外には發生はない、本病は其の性質上特に早期發見に努む可きて從來マレイソ點眼を主とせる檢索方針を昭和十七年より改め血清診斷に重點を置き嚴重摘發に努めつゝある。本病は元來滿洲地方より侵入し北朝鮮地方に潜在して今日に至つた。尙又滿洲に於ては通化省を鼻疽患馬收容二號地區たらしめた處朝鮮よりの度々の交渉の結果昭和十七年より此の制度を撤廢し明朗となつた。

(ヘ)家禽ペスト 本病は昭和十二年新に法定家禽傳染病に適用せられたるもので毎年千乃至二千羽の發生を示し殊に昭和十六年全鮮に互り三萬九千羽に上る爆發的流行を見たが釜山家畜衛生研究所に於て創製せられた豫防液の注射を昭和十七年度より實施することに依り顯著なる好成績を見、さしもの猛威も夏頃より漸く衰ふに至つた。

(七)牛結核病豫防 畜牛の結核病豫防に關しては從來朝鮮家畜傳染病豫防令の一部及牛乳營業取締規則を適用し來つたが病毒の根滅を期し得なかつたので昭和十四年十月朝鮮牛結核病豫防令を制定施行して検査の方法を確立し重症結核牛は勿論、輕症結核牛と雖も必要と認むるときは強制殺の處分を爲し得る規定を設け本病豫防の徹底を期することとした。

(八)移出牛検査 内地に移出せられる畜牛は傳染病の傳播防止上總て仁川・釜山・嶺南浦・元山・城津・浦項の検査所に於て検査を受くるもので、其の繋留日數は朝鮮七日内地五日と定められてゐる。

昭和十五年中に於ける移出頭數は八萬餘頭で今後尙逐年増加の傾向にあつた處昭和十六年四月内地に移出せられた鮮牛中より牛肺疫發生し検査日數を内鮮各二十日に延長せられたが同年九月再び原狀に復した。

昭和十六年中の移出頭數は五二、四〇〇頭と激減した。

## 二一 國民總力運動

### 一、國民總力運動の由來

朝鮮統治の根本方針たる一視同仁の 聖旨に遵ひ、半島同胞の國體觀念を確立し皇國臣民たるの信念を堅確ならしむるは歴代總督の特に施政上意を用ひたる所である。たゞ支那事變の勃發に依り帝國は擧つて東亞新秩序建設の大業に邁進することとなり、大陸に於て日本の一翼を成す朝鮮の地位は頗る重要視せらるゝに至つた。即ち半島同胞二千四百萬擧つて皇國臣民としての搖ぎなき精神的團結の下に内鮮一體協心戮力以て時艱に應ずることは帝國の興亞國策遂行上絶対前提要件となつた。

茲に於て内地に於ける國民精神總動員運動の三目標たる舉國一致、堅忍持久、盡忠報國の外更に半島同胞の急速なる皇國臣民化並内鮮一體の具現化を眼目とする國民精神總動員運動を起し官民一致全鮮津浦々に至る迄強力なる實踐組織網を結成し國民精神振起の徹底強化を圖りつゝあつた。

然るに昭和十四年秋勃發せる歐洲動亂は國際情勢に劃期的大變化を招來し、東亞新秩序建設に邁進しつゝある帝國は更に獨伊と俱に世界新秩序建設の重責をも負荷するに至つたので、帝國は其の全土を擧げて國民組織の新體制を確立し高度國防國家體制を完成し以て此の難局打開の途を講ずることとなつた。斯くて朝鮮も亦逸早く國民組織の新體制を確立し總督政治と表裏一體密接不離なる國民總力運動を展開せしむることとなり昭和十五年十月を期し茲に力強く發足した。



皇 帝 班 國 蒙

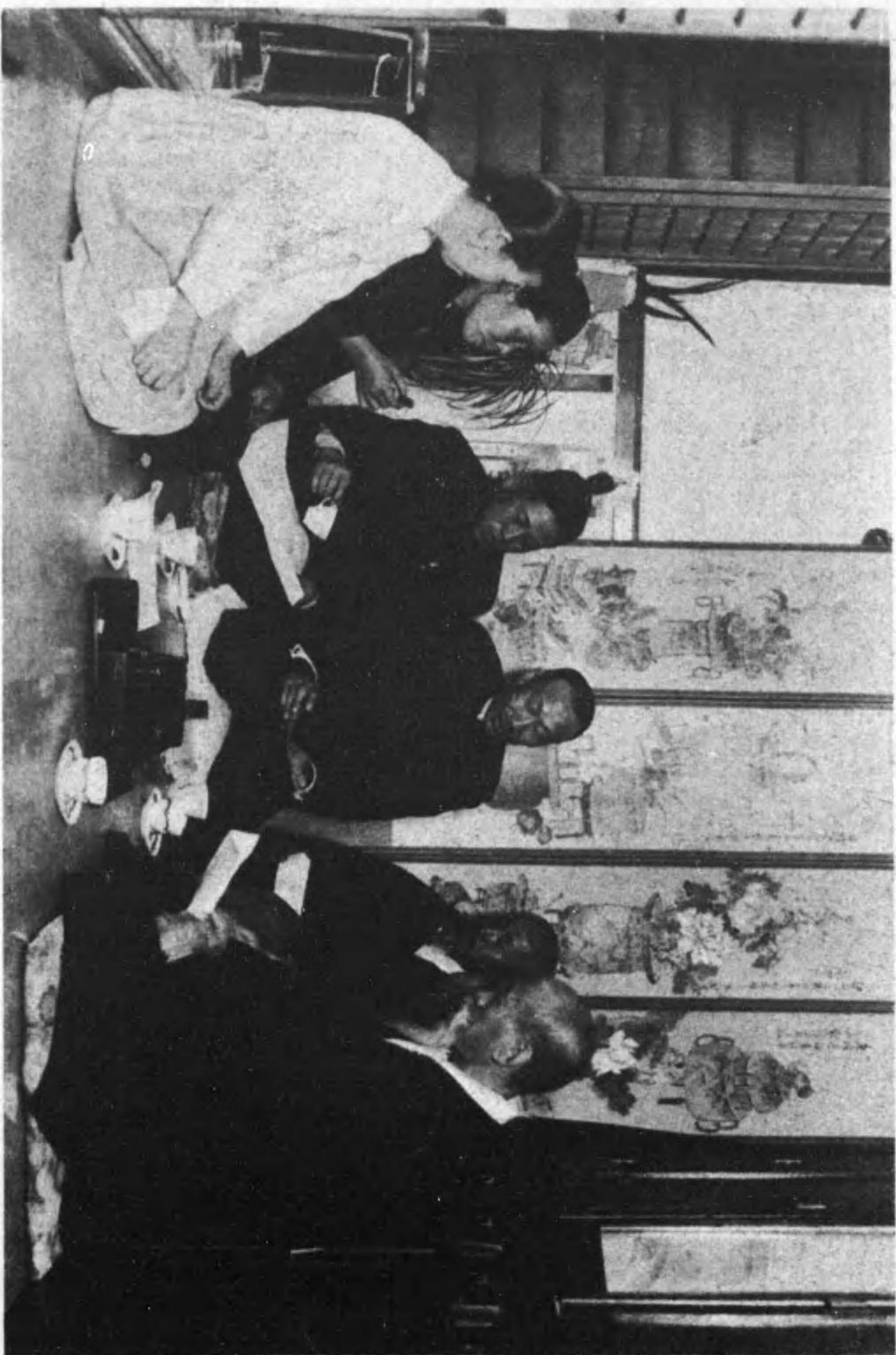
## 二一 國民總力運動

### 一、國民總力運動の由來

朝鮮統治の根本方針たる一視同仁の 聖旨に遵ひ、半島同胞の國體觀念を確立し皇國臣民たるの信念を堅確ならしむるは歴代總督の特に施政上意を用ひたる所である。たま／＼支那事變の勃發に依り帝國は舉つて東亞新秩序建設の大業に邁進することとなり、大陸に於て日本の一翼を成す朝鮮の地位は頓に重要視せらるゝに至つた。即ち半島同胞二千四百萬舉つて皇國臣民としての搖ぎなき精神的團結の下に内鮮一體協心戮力以て時艱に應ずることは帝國の興亞國策遂行上絶対前提要件となつた。

茲に於て内地に於ける國民精神總動員運動の三目標たる舉國一致、堅忍持久、盡忠報國の外更に半島同胞の急速なる皇國臣民化並内鮮一體の具現化を眼目とする國民精神總動員運動を起し官民一致全鮮津浦々に至る迄強力なる實踐組織網を結成し國民精神振起の徹底強化を圖りつゝあつた。

然るに昭和十四年秋勃發せる歐洲動亂は國際情勢に劃期的大變化を招來し、東亞新秩序建設に邁進しつゝある帝國は更に獨伊と俱に世界新秩序建設の重責をも負荷するに至つたので、帝國は其の全土を舉げて國民組織の新體制を確立し高度國防國家體制を完成し以て此の難局打開の途を講ずることとなつた。斯くて朝鮮も亦逸早く國民組織の新體制を確立し總督政治と表裏一體密接不離なる國民總力運動を展開せしむることとなり昭和十五年十月を期し茲に力強く發足した。



愛國班會



納 獻 鉢 眞

斯くて發足以來茲に二年聖戰下銃後國民運動として相當の成果を收め來つたのであるが其の間昭和十六年十二月大東亞戰爭の勃發と昭和十七年五月半島に徴兵制實施決定する等今や全半島眞に鐵石の團結を固め新たなる構想の下に一大國民運動の展開を要請せられつゝあるの秋恰も行政簡素化に依る本府の機構改革を機とし昭和十七年十一月朝鮮聯盟の改組を斷行し中央事務局を簡素強力化し之が幹部には實踐力ある民間人を配し其の創意工夫になる清新潑刺たる運動を展開し純民間愛國運動としての本然の姿に復せしむると共に從來別個の組織を以て活動し來りたる臨戰報國團及朝鮮軍事普及協會を統合抱攝し強力且明麗潑刺たる新發足を爲すこととしたのである。

## 二、國民總力運動の目標及其の特異性

國民總力運動の目標は半島二千四百萬同胞が協力一致して、國體の本義に基き内鮮一體の實を擧げ各其の職域に於て奉公の誠を捧げ其の總力を結集して皇運を扶翼し奉り高度國防國家體制を確立するにあり、其の根本精神に於ては内地の大政翼賛運動と毫も異なる所がない。只半島の特殊性として運動の内容、性質、方法並に其の機構の點に於て次の如き特異性がある。即ち

- (一) 國體の本義に透徹特に半島同胞の皇國臣民化に重點を置く。
- (二) 本運動は所謂臣道實踐、職域奉公を眼目とする國民實踐運動であつて内地に於けるが如き政治運動の性格を有せず。
- (三) 本運動は其の發足當初より從來の國民精神總動員運動並に過去八箇年に亘つて顯著なる功績を残



納 獻 鉢 眞

斯くて發足以來茲に二年聖戰下銃後國民運動として相當の成果を收め來つたのであるが其の間昭和十六年十二月大東亞戰爭の勃發と昭和十七年五月半島に徵兵制實施決定する等今や全半島眞に鐵石の團結を固め新たなる構想の下に一大國民運動の展開を要請せられつゝあるの秋恰も行政簡素化に依る本府の機構改革を機とし昭和十七年十一月朝鮮聯盟の改組を斷行し中央事務局を簡素強力化し之が幹部には實踐力ある民間人を配し其の創意工夫になる清新潑刺たる運動を展開し純民間愛國運動としての本然の姿に復せしむると共に從來別個の組織を以て活動し來りたる臨戰報國團及朝鮮軍事普及協會を統合抱攝し強力且明朗潑刺たる新發足を爲すこととしたのである。

## 二、國民總力運動の目標及其の特異性

國民總力運動の目標は半島二千四百萬同胞が協力一致して、國體の本義に基き内鮮一體の實を擧げ各其の職域に於て奉公の誠を捧げ其の總力を結集して皇運を扶翼し奉り高度國防國家體制を確立するにあり、其の根本精神に於ては内地の大政翼賛運動と毫も異なる所がない。只半島の特殊性として運動の内容、性質、方法並に其の機構の點に於て次の如き特異性がある。即ち

(一) 國體の本義に透徹特に半島同胞の皇國臣民化に重點を置く。

(二) 本運動は所謂臣道實踐、職域奉公を眼目とする國民實踐運動であつて内地に於けるが如き政治運動の性格を有せず。

(三) 本運動は其の發足當初より從來の國民精神總動員運動並に過去八箇年に互つて顯著なる功績を残

した農山漁村振興運動の二大運動を始め經濟・産業・文化等物心各般を抱擁して展開したる沿革を有す。

(四) 運動機構は僻陬十戸の愛國班に至る迄上下左右に完全な組織網が完備され而も道以下町洞里部落の末端組織迄行政機構と表裏一體を爲し總督施政の輔翼機關たる機能發揮に遺憾ならしむ。

### 三、國民總力運動の機構

#### (一) 指導 機構

イ 總督府及各道に國民總力課を設置し運動の指導並に之が他局部課との連絡調整に任す。

ロ 國民總力運動連絡委員會

政務總監を委員長とし、本府各局長及關係課長、民間有力者更に陸海軍の参加を得て三十五人の委員を委囑し眞に軍官民一致の強力なる連絡機關として、總督政治の圓滑なる總力運動への具體化に付毎月二回之を開催し、基本方策の審議策定をなし決定事項は直に實踐運動に展開せしむる。

#### (二) 實踐 機構

イ 朝鮮 聯盟

京城に朝鮮聯盟を設け、朝鮮總督を總裁に政務總監を副總裁に、全鮮の軍、官、民の幹部又は有力者より其の適任者を顧問、參與、理事、評議員、參事等に委囑して夫々聯盟運動に參畫せしめ、更に事務局を設け事務局總長の下に總務・鍊成・經濟・厚生及宣傳の五部を設け右理事中の適任者を

部長に其の他の理事並に參事を部員に配し聯盟運動の參謀本部たらしむ。

ロ 地方聯盟

朝鮮聯盟の組織網として地方行政機構に準じ、道に道聯盟を、府郡島に府郡島聯盟を、邑面に邑面聯盟を、町洞里部落に町洞里部落聯盟を夫々結成し、各々其の直上の聯盟に隸屬せしむ、之等の執行機關としては道聯盟には知事が會長に、府郡島聯盟は府尹、郡守、島司が理事長に、邑面聯盟は邑面長又町洞里部落聯盟は町總代又は區長が夫々理事長に當り、之に夫々の地區内に於ける軍、官、民の幹部、有力者を役員に委囑し以て軍官民眞に渾然一體の國民運動たる實を發揮する。

ハ 各種 聯盟

會社、銀行、工場、鑛山、大商店其他團體は勿論のこと官公署、學校等苟も多數集團する所には必ず餘す所なく聯盟を結成し、何れも所在府邑面聯盟に隸屬すると共に團體内上下の系統をも保たしめ、夫々聯域奉公に邁進する。

ニ 愛 國 班

愛國班は地方聯盟たると各種聯盟たるとを問はず活動の基底組織として結成され、其の構成は地方聯盟の愛國班は十戸を標準とし、各種聯盟は適當人員を以て之を構成する。昭和十六年四月現在全鮮愛國班數は約四十三萬八千餘、愛國班員數は約七百八萬餘である。此の班員數は代表班員たる世帯主を以て數ふるから、實數は半島住民の全部を包含して餘すところがなく言つて差支ない。



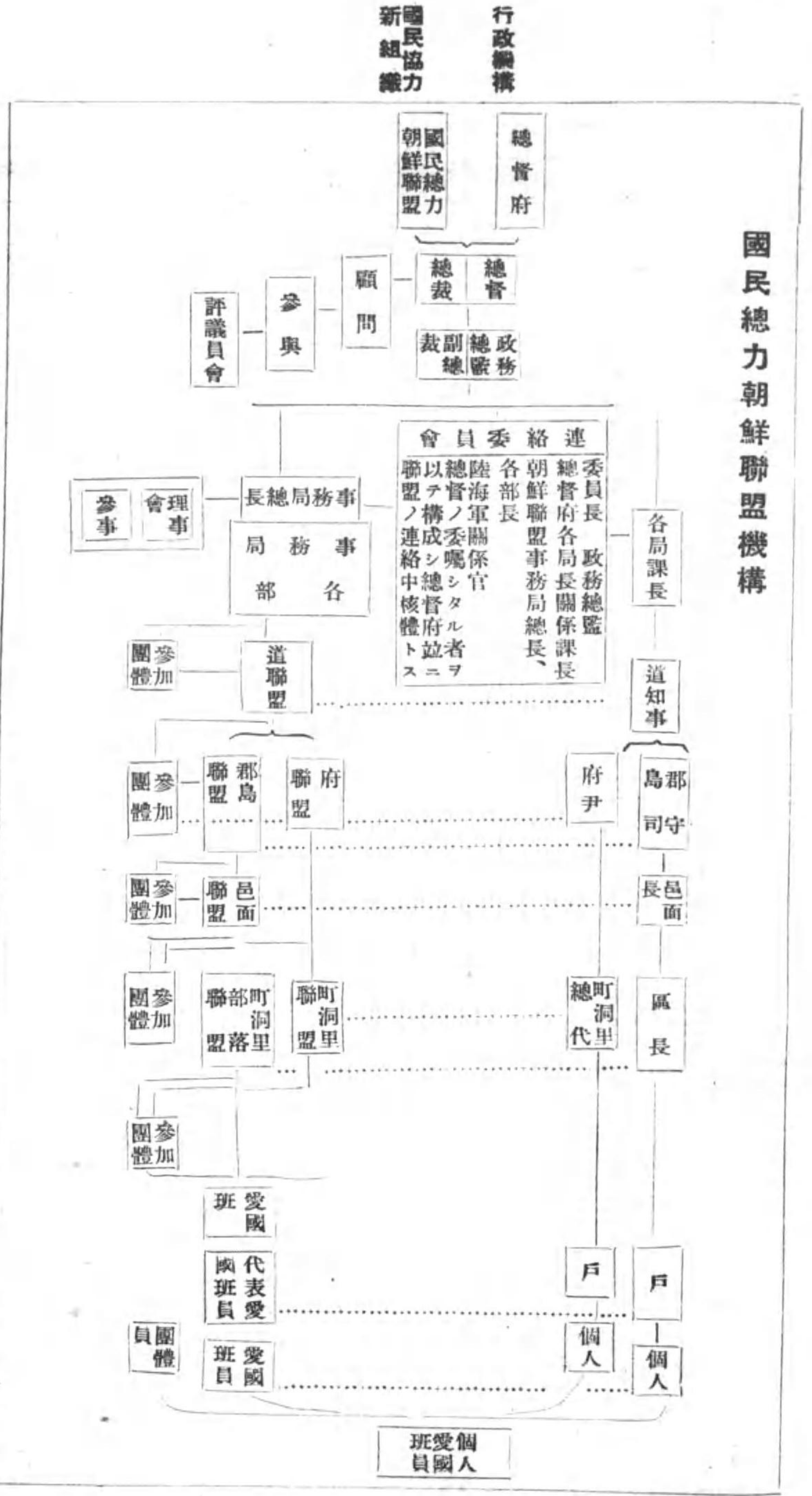
以上各機構圖解別表の通とす。

### 四、國民總力運動の現況

本運動は前記の如く總督政治と表裏一體をなし前記目標を經とし、別表實踐要綱を緯とし、指導機關の強化と實踐機關の熱意と相俟つて茲に上下渾然一體眞に半島の天地を擧げて總力總構への意氣を示しつゝあるが其の主なる事項を擧ぐれば次の通である。

- (一) 大昭奉戴日の實施 昭和十七年一月全國に大昭奉戴日設定せらるゝや朝鮮に於ても從來毎月一日の愛國日を廢し、此の日を以て全半島民の常會日とし全鮮限なく國旗の下に常會を開き國民儀禮・講話・申合事項・皇國臣民の誓詞齊誦、神社參拜等を爲し、又官公衙・學校・會社・工場等に於ては詔書奉讀式を舉行する等益々必勝の意氣を昂揚し各自一段と職域奉公に邁進し以て聖旨に應へ奉り聖戰完遂に寄與せしめつゝある。
- (二) 每朝宮城遙拜の實施 忠誠報國の思想を涵養し殊に半島同胞の皇國臣民たるの信念を堅確にし急速に内鮮一體の具現を期せんが爲、毎朝一定時にラヂオ・サイレン・鐘等の號報に依り全鮮一齊に宮城遙拜を爲しつゝある。
- (三) 正午默禱の實施 北方の護りを固め皇運扶翼を契ひ併せて皇軍の武運長久祈願並護國の英靈に感謝の爲、大昭奉戴日其の他多數會合あるときは勿論毎日正午の號笛を合圖に半島全民衆其の所在に於て默禱を捧げつゝある。

### 國民總力朝鮮聯盟機構



(四) 時局認識の徹底 支那事變勃發以來變轉極まりなき國際情勢下に於て帝國の東亞に於ける地位竝に之を對處して確立されたる國策に對し絕對的信賴と之が協力は聖戰遂行上不可缺の要件にして殊に半島の現狀に鑑み時局の認識竝に之に對する自覺の喚起は喫緊の要事なるを以て之が方策として講演會・講習會等の開催、ラヂオ放送・展覽會・映畫・紙芝居・新聞・雜誌等凡有宣傳啓發の施設と機會とを通じて之が徹底を圖りつゝある。

(五) 戰時國民生活の徹底 戰爭の長期化に伴ひ時局の再認識と、戰時意識の昂揚を圖り愈々堅忍持久、必勝不退轉の信念を固めしむると共に日常生活の簡易化を圖り消費節約・貯蓄勵行・統制經濟への協力等全面的に戰時生活の強化を期し相當の成績を擧げつゝある。

(六) 農山村生産報國 從來農山漁村に對しては農山漁村振興運動に依る勤勞増進、諸般の改良等増産及生活の刷新に付戸別指導を目標とし相當の成績を擧げつゝ、昭和十五年十月以降、國民總力運動の一部門として部落單位の生産擴充に重點を置き、有畜農業の普及、自給肥料の増産、未墾地開發、全家勤勞等に依り食糧の増産確保、特用作物の増産等計畫生産の必行を期せしむると共に都邑に於ても之に協力せしむべく特に空閑地利用の徹底を期し豫想外の効果を收めつゝある。

(七) 殖産部門の積極的活動 殖産方面に於ても産業經濟新體制運動として公益優先、職域奉公の精神に遵ひ積極的に聯盟運動の推進を圖ることとし、先づ商工業指導體系を全鮮的に組織し聯盟傘下に納むる一方其の特殊任務の遂行に遺憾なからしむる爲、聯盟の構成分子たる鑛山及水産聯盟を結成し指

導體制を確立し以て其の機能を最高度に發揚することとした。

(八) 徴兵制度の趣旨普及 昭和十七年五月徴兵制度實施の決定を見るに至り之に對處する爲、兵役の本質は國體に基く崇高なる皇國臣民の義務なると共に亦無上の榮譽とする所以を明かにし併せて本制度が愈々半島に實施せらるることとなりたる趣旨を正解徹底せしむると共に之が實施に對應する諸準備に萬遺憾なからんことを期しつゝある。

(九) 國語普及運動 普通教育を受け得ざりし青少年及成人をして一日も早く皇道の認識、國體觀念の徹底を期し皇國臣民化を圖るべき最も効果的方策として國語の全解運動こそ極めて緊要なるは贅言を要せざる處にして町洞里部落聯盟又は愛國班等に於て學校又は集會所を利用し農閑期及夜間に講習會を開催する外毎日ラヂオに依る國語の指導を爲す等活潑なる展開を期しつゝある。

(十) 婦人啓發運動 戦時下女性への國家の要請は今日程強く要求せられざるはなく殊に半島婦人層の現状より見て之が啓發は最も緊急なるを以て今春結成せられたる大日本婦人會の活動と相俟つて皇國傳統の婦道發揚を目標に婦人の啓發に努めつゝある。

(十一) 思想の善導 半島人の皇民鍊成上内鮮一體の眞意の徹底、日本精神の把握は最重要事項にして之が施策には當局の指導と相俟つて萬全を期すると共に一面反戦思想の撲滅・防共防諜の徹底・遵法精神の普及等に付啓發誘導に努めつゝある。

(十二) 指導者の鍊成 國民總力運動は其の本質よりするも將又實際問題として見るも其の成果は一に

第一線指導者の素質と熱意とに繋れることに鑑み運動機構の中央地方を通じ指導者の鍊成に力を致し道場・訓練所等の施設を講ずると共に之が運営を強化しつゝある。

(十三) 物資配給への協力 物資就中生活必需品の配給並に集荷等に付ては食料品を主として必要に應じ之に協力しつゝあるが昭和十六年度以降愛國班の任務として常時之に協力せしめ以て隣保相助觀念に基く配給の圓滑を圖ることとした。

(十四) 國民防衛の訓練 事變勃發と共に都邑を中心とする家庭防護組合を組織し國土防衛に寄與しつゝありしが總力運動の發足に伴ひ之を發展的に解消し總力聯盟愛國班の任務に包攝して更に訓練の強化一元化を圖り、防空訓練實施の本格化と共に之が徹底を期しつゝある。

以上の外實踐事項を有効適切に、機に應じて必行し、本運動最高目標の達成を期しつゝある。

## 二二 國家總動員計畫

昭和十二年支那事變勃發以來軍需資材の圓滑なる充足並に國民生活安定の確保は、事變の目的達成上最も緊要であり、之が爲めには平時經濟態勢より戰時經濟態勢へと國家經濟機構の編成換へを行ひ、以て計畫的に國防經濟の機能を充實することが肝要である。

そこで從來官房文書課で取扱ひたる資源調査並に總動員事務を分離して、同年九月新に官房資源課を設置し人的及物的資源の調査を行ひ之に依り蒐集せられた資料を基礎として國家總動員計畫を設定遂行し逐次經濟機構を戰時態勢に移行し國防上の全能力を有効適切に發揮せしむるやう國防態勢を整備すると共に國家總動員計畫中物資動員計畫に關聯する諸般の事務に付ては特に主力を注ぎ萬遺憾なきを期したのである。

然るに支那事變の長期化は漸次國家總動員事務の全面的増大を要請するに至つた。茲に於て昭和十四年十一月並に同十六年十一月の兩度に互り機構を整備擴充し官房資源課を企畫部とし物資動員計畫事務を中心として増大し來つた國家總動員計畫事務並に時局の進展と共に相次いで發動せられた國家總動員法關係事務、物資確保の爲の海上輸送事務を擔當處理し來つたのであるが昭和十七年十一月總督府の機構改革に伴ひ如上の事務は新設總務局企畫室に移管せられ之が事務機構の整備強化と相俟つて一路大東亞戰爭完遂の爲總ゆる施策に専念しつゝあり。

**國土計畫** 肇國の理想に基き大東亞共榮圈建設の聖業を完遂する爲日滿支を通ずる國防國家態勢の強化を目標として國防・經濟・人口・文化的の諸般の計畫を土地との關聯に於て綜合的に合目的に構成し、國土の綜合的利用開發の計畫を樹立せんとする國土計畫が制定せられ、企畫院を中心とし内外地を通じて事務機構の整備並に之が調査研究を進むることになつた。朝鮮に於ても之に順應し、内地・滿洲及支那と協調を保ちつゝ朝鮮の特殊條件を基本として、國土計畫の策定を爲すこととし、爾來企畫部計畫課に於ては、専ら既存資料の蒐集整理並に實體的調査研究を進めつゝあつたが、昭和十七年十一月總督府の機構改革に伴ひ本事務は新設總務局企畫室に移管せられ、昭和十八年度には本格的國土計畫の策定に進まんとしつゝある。

## 二三 物價調整

物價調整は凡ゆる經濟、産業政策に至大の影響があり、之が適正を期することは戰時財政經濟の圓滑なる運行、生産力の擴充及國民生活の安定に不可缺緊要事である。殊に朝鮮に於ては物價昂騰に依る國民生活の脅威及び生産力擴充の阻害は、統治への影響上並に大陸兵站基地として負荷せられた特殊の立場上忽にすべからざる事である。従つて朝鮮に於ける物價調整事務は内地の方針に順應すると共に特殊な考慮が拂はれて居る。

一、暴利取締 朝鮮に於ける暴利取締は支那事變勃發の直前、鐵類の暴騰の狀態に鑑み昭和十二年「暴利を目的とする賣買の取締に關する件」を發布し其の後事變發生と共に内地の改正に呼應し數次之が改正を行ひ來つたが、昭和十四年十二月價格等統制令の施行に關聯して全文を改正し、從來列舉品目のみに適用せしものを全部の物品に適用すること、又道知事が除外を認めた一部のものの外價格表示をすることとした。昭和十五年七月更に之を強化して、暴利を得るを目的とする物品の賣買の媒介を爲すことを禁じ、又價格表示の外に公定價格か協定價格かの別を明かにして一般消費者の認識を容易ならしめたのであるが其の後の狀態に鑑み昭和十六年八月改正を加へ官廳の指示若は正當の事由ある場合の外買占め、賣惜み、抱合せ又は負擔附販賣を禁ずると共に不當の報酬を得て爲すことを得ない賣買の媒介の對象を不動産に迄及ぼし、尙停止價格、公定價格の範圍内にも朝鮮總督の指定したる

ものに付ては暴利を得て販賣することを得ないこととし其の取締の完璧を期してゐる。

二、物價委員會 昭和十三年八月本府に物價委員會を設置して物價に關する重要事項を調整審議することとし、初め物資別の六専門委員會を置いて居たが物價調整の重要性に鑑み、昭和十五年之を五部會十八専門委員會に擴充強化し調査の慎重を期すると共に價格公定の促進を圖りつつある。

三、價格統制 本府は昭和十三年十月府令を以て昭和十二年法律第九十二號（輸出入臨時措置法）第二條の規定に基き朝鮮物品販賣價格取締規則を制定し、重要物品の額を指定年月日に於ける價格に据置き又は物價委員會の審議を経て公定價格を指定し、生活必需品等一部物資の價格騰貴を抑制した。然るに物價昂騰の趨勢は止まる所なく、殊に歐洲戰亂の勃發は我が國物價の騰勢に拍車を加ふる事となつたので、昭和十四年十月勅令を以て公布せられた價格等統制令が同月二十七日朝鮮にも施行せらるるに及び同日附府令を以て同令施行規則を發布し之が運用に關する手續きを決定した。本令の引上禁止の對象となるものは物の價格の外運送賃、保険料、賃貸料及加工賃に及び、此等の價格等は行政官廳の許可に依る特殊の場合の外指定期日たる昭和十四年九月十八日の額を越ゆること得ざらしめ、又指定期日の額が不當に高いものは之を引下げ得ることとした。

斯くて統制令に基き公定價格を全面的に設定することとなつたが土地、建物等不動産が本統制令の適用を除外せられ居る間隙に乘じ思惑の對象となり不當に昂騰して生産擴充を阻害し國民住宅の拂底を招來する虞あるを以て昭和十五年十一月宅地建物等價格統制令が公布せられ同年十二月より施行す

るに至つたが更に昭和十六年九月價格等統制令の改正が行はれ従來價格、運送賃、保管料、損害保険料、賃貸料又は加工賃に限定せられた統制の對象を修繕料其の他の財産的給付に及ぼすこととなつた。之が爲修繕料、請負料、手数料、使用料、手間賃、宿泊料、入場料其の他凡ての財産的給付に付必要があれば統制を加ふることが出来ることとなつたのであるが其の方法は此等修繕料等の中一定期日の料額に停止するを適當且必要とするものは朝鮮總督の指定した期日に停止し一定期日に停止したものは又は停止しないものに付ても業者の組合等より協定額の申請あるときは之を認可し、尙從來の公定の方法も併用して適正額を維持し國民生活の安定を期することとした。

又從來の九・一八停止價格の規定も昭和十六年十月十九日迄有效であつたのを此の改正に依り仍は當分の間效力を有することとなつた。

四、奢侈品製造販賣制限 昭和十五年七月府令を以て昭和十二年法律第九十二號（輸出入臨時措置法）の規定に基き奢侈品等製造販賣制限規則を發布した。本令は戰爭目的達成上並に國民生活上必要な資材、勞力、動力等が奢侈贅澤品等の製造販賣に充當されるを抑制して軍需品及國民生活必需品の生産供給を確保すると共に奢侈贅澤品に向けられた購買力を抑止し公債の消化、貯蓄の増強に振向けんとするもので、即ち本令に基き總督の指定した物品及他の法令に依り使用制限された白金・銅・鋼・鉄・皮革及ゴム等の製造又は販賣を禁止すると共に、總督の指定した物品若くは其中古品の價格に限界を設け、之を超ゆるものの販賣を禁止し又は規格品外の販賣を禁ずるものである。然し之を直に強行

するときは業者に著しい打撃を與へ、物資需給の圓滑を缺く虞があるので、市場在庫品に付ては特免の方法を考慮したが、將來は質實簡素な國民生活を確立する爲禁止物品の範圍は漸次擴大されるものと豫想される。

五、物價調整機構の擴充 以上の如く物價調整の事務は時局下經濟對策の中心を爲すに至つたので、物價委員會の設置及擴充と共に、昭和十三年度殖産局商工課に専任職員を配置し之に當らしめたが、價格等統制令の施行に伴ひ昭和十四年度第二豫備金支出に依り本府及道を通じ増員を行ひ、昭和十五年二月官制改正公布と共に殖産局に物價調整課を特設し、又京畿・慶南北及平安南道の各道にも物價及物資調整の爲一課を新設して所要の人員を配置し、昭和十五年度に若干の増員を行ひ本事務を専行せしめたるが昭和十六年八月各道内務部に調整課を特設すると共に同年十一月再度官制改正公布され從來殖産局に特設されたる物價調整課を企畫部に移管し爾後物資・物價兩面の事務を一元的に遂行し來つたが更に昭和十七年十一月の官制改正に依り企畫部廢止すると共に物價調整課も亦物價課として殖産局に復歸し現在に至つて居る。

## 二四 情報・宣傳

## 一、概要

本府は從來文書課に於て施政方針並其の實績の周知宣傳と、一般朝鮮事情の調査及紹介に關する事務を處理して來たが、支那事變勃發以來諸般の事務激増と、特に情報宣傳事務の重要性に鑑み、昭和十二年七月本府に朝鮮中央情報委員會を、各道に情報委員會を設置し情報、啓發宣傳並此等業務の連絡協調及調査審議に當ることとなつた。

而して中央情報委員會は特に重要問題の外は幹事會を毎週一回開催して當面の事項を處理しつゝあつたが、昭和十六年十一月愈々緊迫化する時局に即應し、情報宣傳事務の全面的強化擴充を圖るため、文書課内の情報・映畫・報道の三係に増員を行ひ新に情報課を新設するに至つた。

斯くて十二月八日大東亞戰爭の勃發を見るや或は鮮内民衆の時局認識徹底に、或は朝鮮事情の對内外宣傳に其の重要性と繁忙さは日と共に多きを加へつゝある。

## 二、朝鮮に於ける啓發宣傳の特殊性

朝鮮に於ける情報宣傳は施政方針並に其の實績を内外に周知せしむる宣傳と、鮮内民衆の啓發指導とに分つことが出来る。其の目標とするところは前者にあつては飽くまでも半島に於ける皇道示現の實情であり、内地・滿洲・支那は勿論、特に南方諸地域の文化工作上朝鮮の正しい姿を紹介宣傳する

ことは極めて肝要事である。

鮮内民衆に對する啓發の目標は言ふ迄もなく時局認識の徹底でありその窮極するところは皇國臣民意識の昂揚である。これは半島に於ける國民總力運動の目標であり、この點よりも之が啓發宣傳は國民總力朝鮮聯盟と密接なる關聯を保ちつゝ實施して居る。

従つてその宣傳對象も内地人・朝鮮人は勿論、滿洲人・華人を初め南方諸民族に及ぶと共にその宣傳對象の中樞たる朝鮮人についても上下知識の懸隔甚しく、夫々宣傳の企畫、實施を異にし、夫れだけ朝鮮に於ける情報宣傳事務は複雑、困難な事情にある。

## 三、啓發宣傳の實施

有効なる宣傳を實施するためには時局の正しき認識と情勢の正確な判斷を必要とする。之がため啓發宣傳上必要なる各種の情報を蒐集し、關係方面に連絡するの外、之等に基き隨時必要とする指導方針、指導要領等を決定して、之を傳達してゐる。

斯くてこの方針、要領に基き或は官廳に於て或は各種團體に於て、或は學校に於て、或は民間に於て夫々活潑な啓發宣傳が實施せられるわけであるが、本府に於て實施しつゝあるところは大體次の通りである。

## 1. 印刷物による啓發宣傳

朝鮮事情紹介用印刷物としては「朝鮮事情」「前進する朝鮮」「興亞國策と朝鮮」「半島銃後の赤誠」

「銃後美談集」等のパンフレットを初め各種リーフレット、及びがき等を刊行、廣く内地・滿洲・支那方面に配付してゐる。

また時局認識徹底用の印刷物としては、時局叢書として「貫け、大東亞戦争」「乗切れ長期戦」を初め「アメリカを抉る」「東亞の危機」「力強く推進む東亞新秩序の建設」「皇國臣民としての實話集」「我等の覺悟作文集」等を刊行、更に隨時必要の都度騰寫刷の資料を作成、全鮮官廳・學校・各團體を初め關係方面に配付して宣傳の資料たらしめてゐる。

また定期刊行物としては内地の「週報」に類する「通報」を月二回「寫真週報」に類する「寫真旬報」を月三回刊行しつゝあり、更に地圖は「太平洋要圖」「ソ聯邦地圖」の二種類の外「國語常用」ボスター數種、壁新聞「大東亞戦争」外數種をも作成配付した。

## 2. 寫真による啓發宣傳

未だ國語普及不十分な半島民衆に對し寫真による宣傳が極めて有効なことは申すまでもない。情報課ではこの爲寫真專任の技術員を置き、寫真製作の設備を有するの外、全鮮の報道寫真家を以て組織する朝鮮報道寫真協會を主宰し、或は場合により民間寫真團體をして懸賞募集を行はしめ、斯くて蒐集したる寫真は新聞・雜誌に掲載するの外、或は展覽會に、或は紙芝居に利用し、更に朝鮮紹介用として内地・滿洲・支那・南方諸地域に送付利用してゐる。

## 3. 紙芝居による啓發宣傳

機宜に應じ脚本を作成、若くは公募し、之を製作して各官廳に配付して巡回せしむるの外、業者作成の紙芝居についても常に密接なる連絡を保ち濃密なる指導を行つてゐる。

## 4. 展覽會による啓發宣傳

内地・滿洲・鮮内に於て自ら之を主催、實施するの外、各團體、百貨店等に於て主催の分についても之が内容を指導するは勿論、資料の提供、斡旋等をも行つてゐる。最近主催したものには滿洲に於ける大東亞建設博覽會に於ける朝鮮館の建設、内地十大都市に於ける「前進する朝鮮」展覽會、京城各百貨店に於ける「滿洲建國十周年展覽會」等である。

## 5. 新聞・雜誌による啓發宣傳

必要と認むる事項については本府情報課に於て之を新聞發表すると同時に原稿の提供は勿論編輯者との緊密なる連絡の下に之等の編輯をして本府の意圖する宣傳の線に沿はしめ正しき輿論の喚起に努めつゝある。

## 6. 放送による啓發宣傳

放送協會と連絡をとり、番組の編成に參畫、放送内容の充實適正を期しつゝあるが、更に必要と認むる際本府幹部の放送を實施し、或は法令の周知徹底に、或は時局の正しき認識に、或は技術上の指導に、或は生活の改善、建設に、この有効なる文化機能をも十二分に活用してゐる。

## 7. 映畫による啓發宣傳

情報宣傳



情報課に於ては従來映畫製作設備を有し、映畫製作に當つてゐるが、既往三ヶ年間に於ける製作數十五本、五十五卷に達してゐる。尙この外購入映畫現在數三百五十本、六百三十卷に及び、之等は各道及映寫設備を有する團體を會員とする社團法人映畫啓發協會を通じ、各方面に貸出し、之等の手を通じて全鮮津々浦々に至る映畫宣傳の侵透を企圖してゐる。また來鮮主要旅行團等に對しては朝鮮事情紹介の映畫を觀覽せしめ朝鮮認識に資することゝしてゐる。

更に民間の映畫製作についても絶えず濃厚なる指導を加へ映畫宣傳の適正を期してゐる。

#### 8. 各種行事、國民運動

内地に於ける行事、國民運動等に合流するは勿論朝鮮独自の立場に於て實施する場合もあり、之等については國民總力運動として前記各種手段方法により全鮮的に活潑なる運動を展開してゐる。

#### 9. 其他

其他府邑面・警察署・駐在所等に於て絶えず座談會、講演會を開催、情報課に於ては常に之等の新鮮なる資料を提供してゐるが、更に本府幹部は機會ある毎に、自ら第一線に立つては民衆を鼓舞激勵してゐる。又時としては民間有識者、朝鮮人有力者を派遣し、または軍部側講師を斡旋したこともある。要するに宣傳は凡ゆる機會を捉へることが肝要であると同時に凡ゆる手段方法に訴へる要がある。この意味に於て本府に於ける啓發宣傳も以上の外更に繪畫・演劇・演藝・音樂・店頭裝飾等凡ゆるものを利用して居る。最近實施の主なるものは昭和十七年九月作詞作曲を公募決定、目

下之が普及方法研究中の「半島青年の歌」、國民演劇の確立を企圖して九月より十一月にかけて朝鮮總督賞を賭して鮮内の主なる五劇團の競演する第一回全鮮演劇コンクール、十一月初め開催する銃後繪畫美術展、十一月初め京城府民館に於て開催する全鮮音樂コンクール等がある。

#### 四、各機關との連絡

情報課長は内閣情報官を兼ね情報局と絶えず密接なる連絡を保持しつゝあるが、二ヶ月一回宛外地の連絡懇談會を開催、更に随時内地情報官の來鮮を仰ぎ當面の打合を遂げてゐる。

軍部との連絡については朝鮮軍及師團の關係官と必要の都度打合を遂げてゐるが、更に毎月一回定例懇談會を開催、また國民總力朝鮮聯盟とは同様定例打合日を設定し、相互緊密なる連絡を保ちつゝ事務の遂行に當つてゐる。

## 二五 朝鮮史編修

朝鮮の文化は其淵源甚だ遠く、且優秀なるものも亦尠くない。然るに從來之等に關する記録・古文書其他史料の保存方法不十分なる爲逐年湮滅の傾向があつたので、大正十一年十二月、斯道専門の内鮮學者を擧げて朝鮮史編纂委員會を組織し、更に同十四年六月官制を制定して朝鮮史編修會を設置した。

爾來逐年其の事業を進め、昭和四・五年に至り史料の一般的蒐集並に整理が略完了したので、昭和六年度より、その印刷に着手し、昭和十三年三月を以て全三十五卷二萬四千頁、挿入圖版三百九十五葉、同十四年三月を以て朝鮮史總目錄、同十五年三月を以て、朝鮮史總索引を編纂刊行し以て朝鮮史を完了した。尙この朝鮮史の編修刊行に伴つて蒐集せる重要資料を廣く一般に紹介せんが爲、昭和八年度より寫真版或は活版を以て「朝鮮史料叢刊」二十種と朝鮮史料集眞三帙をも刊行した。本會の事業は十有六年間の歲月と九十四萬餘圓の經費を費したもので、朝鮮史の稿本三千五百三十八冊、地方より採集せる史料は四千九百五十種、其重要史料を複製せしもの二千冊に達し、其外古文書、畫像等を寫眞撮影せしもの三千五百種に及び、朝鮮史は既に編纂刊行完了せしも未だ編纂せざる李太王三十一年甲午七月以後より朝鮮併合に至る迄の最近代の史料は、是非將來の爲蒐集して置く必要があるので昭和十四年度に於て之を行ふ計畫を樹て昭和十五年度より史料蒐集に着手せしも史料多數の爲寫眞撮影に着手し既に寫眞撮影總枚數三萬一千四百餘枚に達し其外史料を蒐集複製しつゝあり愈々本年度に於て近代朝鮮史第一卷の

印刷刊行の豫定である。

# 二六軍 事 陸 軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として京城に朝鮮軍司令部を置く。朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し 天皇に直隸し朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率する。

- 京城・平壤・大邱・光州・咸興及羅南に各兵事部があり其の兵事區は左の如くである。
- 京城兵事區 京畿道・江原道・忠清北道
- 平壤兵事區 平安南北道・黃海道
- 大邱兵事區 慶尙南北道
- 光州兵事區 忠清南道・全羅南北道
- 咸興兵事區 咸鏡南道
- 羅南兵事區 咸鏡北道
- 釜山・永興灣・羅津には要塞司令部が置かれ、該要塞地帯は陸海軍省告示を以て別に定められて居る。

朝鮮憲兵隊司令部は京城に在り、該司令官は憲兵司令官に隸し朝鮮に於ける憲兵隊を統率する。憲兵



激震ノ衆民島半ルニ對ニ施實度制兵徴

# 二六軍 事

## 陸 軍

朝鮮に於ける陸軍諸部隊最高統率機關として京城に朝鮮軍司令部を置く。朝鮮軍司令官は陸軍大將又は中將を以て之に親補し 天皇に直隸し朝鮮に在る陸軍諸部隊（朝鮮憲兵隊を除く）を統率する。

京城・平壤・大邱・光州・咸興及羅南に各兵事区があり其の兵事区は左の如くである。

京城兵事区 京畿道・江原道・忠清北道

平壤兵事区 平安南北道・黃海道

大邱兵事区 慶尙南北道

光州兵事区 忠清南道・全羅南北道

咸興兵事区 咸鏡南道

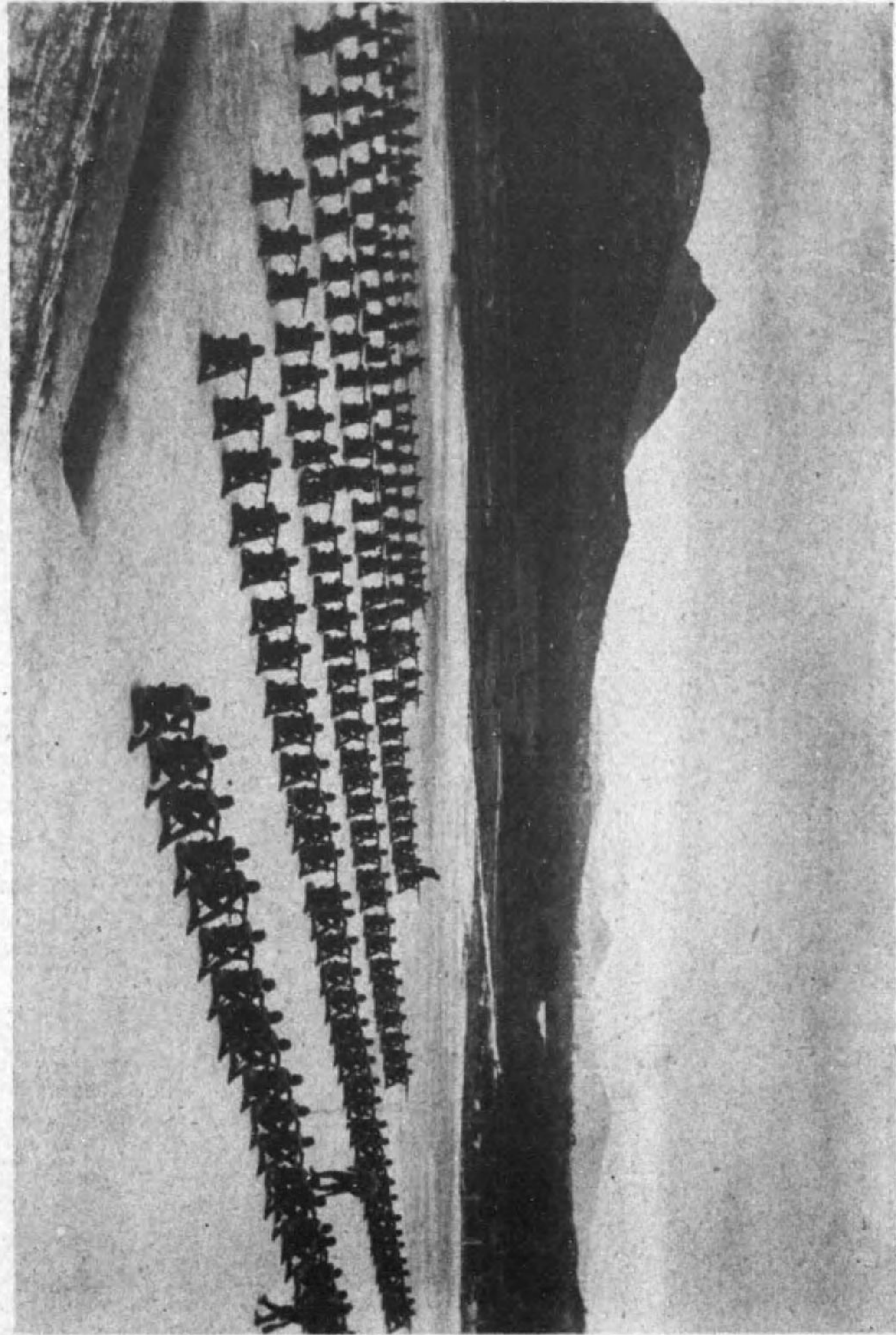
羅南兵事区 咸鏡北道

釜山・永興灣・羅津には要塞司令部が置かれ、該要塞地帯は陸海軍省告示を以て別に定められて居る。

朝鮮憲兵隊司令部は京城に在り、該司令官は憲兵司令官に隸し朝鮮に於ける憲兵隊を統率する。憲兵



激感ノ衆民島牛ルニ對ニ施實度制兵徴



警 訓 / 兵 願 志

は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を受ける。而して憲兵隊管區は左の如くである。

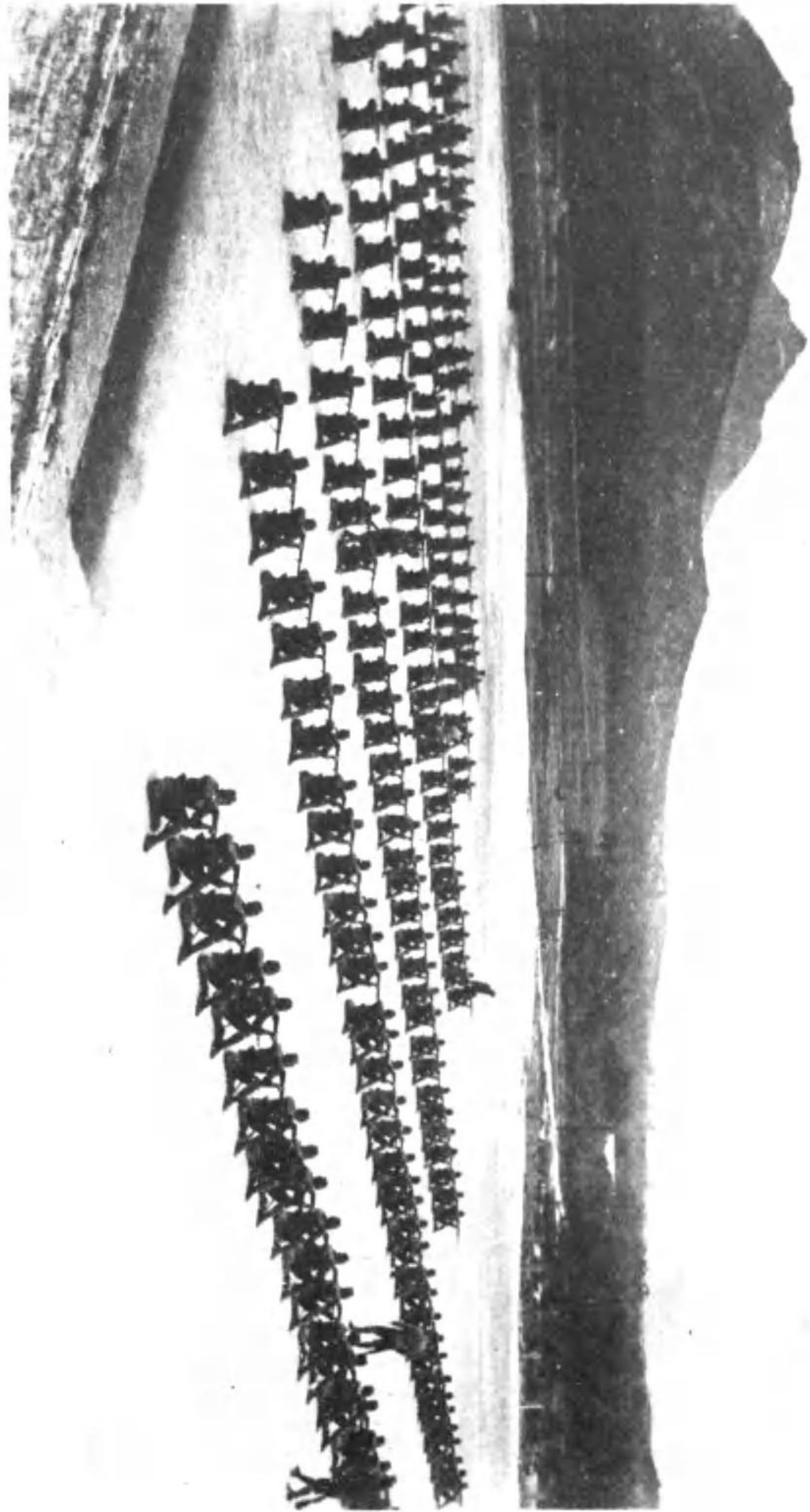
- 京城憲兵隊區      京畿道・江原道
- 大邱憲兵隊區      忠清南道・全羅南道・慶尙南道
- 平壤憲兵隊區      平安南道・黃海道
- 咸興憲兵隊區      咸鏡南道
- 羅南憲兵隊區      咸鏡北道

### 徴兵制施行に就きて

政府は昭和十七年五月八日の閣議に於て朝鮮同胞の徴兵制實施準備をなすことに決定した旨、九日情報局並に朝鮮總督府より發表した。

(情報局發表) 政府は八日の閣議に於て朝鮮同胞に對し、徴兵制を施行し、昭和十九年度より之を徴集し得る如く準備を進むることに決定せり。

(情報局總裁談) 朝鮮同胞に對し徴兵制を施行せられんことを念願する要望は議會に對する請願、現地よりの報告等に徴するも甚だ熾烈なるものがあり、曩に昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令を以て志願に依る現役又は第一補充兵編入の途を拓かれ、銓衡に合格した志願兵は現に陸軍部隊で良好な



練 訓 兵 願 志

は朝鮮に於ける軍事警察に係るものは朝鮮軍司令官、行政司法警察に係るものは朝鮮總督の指揮を受ける。而して憲兵隊管區は左の如くである。

- 京城憲兵隊區      京畿道・江原道
- 大邱憲兵隊區      忠清南道・全羅南道・慶尙南道
- 平壤憲兵隊區      平安南道・黃海道
- 咸興憲兵隊區      咸鏡南道
- 羅南憲兵隊區      咸鏡北道

### 徴兵制施行に就きて

政府は昭和十七年五月八日の閣議に於て朝鮮同胞の徴兵制實施準備をなすことに決定した旨、九日情報局並に朝鮮總督府より發表した。

(情報局發表) 政府は八日の閣議に於て朝鮮同胞に對し、徴兵制を施行し、昭和十九年度より之を徵集し得る如く準備を進むることに決定せり。

(情報局總裁談) 朝鮮同胞に對し徴兵制を施行せられんことを念願する要望は議會に對する請願、現地よりの報告等に徵するも甚だ熾烈なるものがあり、曩に昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令を以て志願に依る現役又は第一補充兵編入の途を拓かれ、銓衡に合格した志願兵は現に陸軍部隊で良好な

る成績を挙げ時局下の軍務に従事してゐる。

又支那事變以來内鮮一體の機運は澎湃として興り大東亞戰爭勃發を契機とする朝鮮同胞銃後奉公の至誠は頓に昂揚して居る實情に鑑み茲に徵兵制實施の準備を進むることに關し閣議決定を見た次第である。

## 海 軍

### 鎮海警備部

朝鮮に於ける海軍最高統率機關である。

- 一、沿革 明治四十四年四月一日對馬及朝鮮の沿岸海面を第五海軍區とし慶尙南道鎮海を軍港と稱し同四十五年四月松眞に於ける鎮海防備隊を鎮海に移したが、大正五年四月一日鎮海軍港に要港部を置き鎮海要港部と稱した。同十二年四月一日對馬及朝鮮の沿岸海面を第三海軍區に編入して鎮海軍港を鎮海要港と改稱し、更に昭和十二年四月一日海軍區令改正により朝鮮の沿岸海面及陸上は第三海軍區に編入せられた。昭和十六年十一月二十日要港部令改正により鎮海警備府と改稱せられた。
  - 二、任務 所管警備區の防禦及警備並所管の出師準備に關することを掌り又所屬各部を監督す。
- 警備府司令長官は海軍中將を以て之に親補し 天皇に直隸し部下の艦船部隊を統率し又海軍大臣の命を受け軍政を掌ると共に作戰計畫に關しては、軍令部總長の指示を承ける。

三、警備府の組織 警備府には司令部あり幕僚を置き司令官長を佐く。

### 四、所屬官衙部隊

- 鎮 海 海 軍 港 務 部
- 鎮 海 海 軍 工 作 部
- 鎮 海 海 軍 經 理 部
- 鎮 海 海 軍 病 院
- 鎮 海 海 軍 建 築 部

### 第五海軍燃料廠

及諸部隊船舶が附屬せしめられて居る。

此外に京城在勤海軍武官府及釜山・清津在勤海軍武官府同じく警備府の隷下に屬する。

京城在勤海軍武官府は昭和十三年四月京城に置かれた京城在勤海軍武官の服務する所で該武官は朝鮮一圓の警備及出師準備の連絡、資源調査物資の取得の斡旋、軍事普及獻納金品取扱等の事務を掌る。同武官は朝鮮總督府御用掛を囑託せらるるを例とす。

釜山及清津在勤海軍武官府は昭和十六年十二月開設せられ船舶保護上必要な指導を掌る。

## 二七 在外朝鮮人に對する保護施設

在外朝鮮人の移住者は地理上の關係より滿洲國特に東部滿洲地方最も多く、中華民國之に次ぎ、海外に於ては米國本土・布哇・玖馬等が多數を占めてゐる。而して之等在外朝鮮人の多くは、朝鮮統治に對する認識極めて薄弱なるものが多いから、本府は朝鮮の現状を認識せしめ且つ皇國臣民の本質に徹せしめんが爲、滿洲・支那・蒙疆は勿論其の他の諸外國在留朝鮮人に對しても、内鮮一體の趣旨の下に保護指導を爲すべく特に外務省と協議し、外務大臣より在外公館に對し右の趣旨に基く通牒を發して之が徹底を期して居る。

又朝鮮統治の精神並に躍進半島の實情は、外國並に外國人間にも殆んど認識されて居ない憾があるから、有力な外國人の來鮮視察を勧誘すると共に、來鮮者に對しては直接鮮内各地を視察せしむる外、或は映畫・文書等により、更に各種の會合等を設けて新しき朝鮮を紹介し、廣く全世界に對し、内鮮一體の事實を周知徹底せしめ、朝鮮に對する我が國統治の根本方針並に實際を正しく認識せしむべく鋭意これに努めて居る。

### 在滿朝鮮人の概況

朝鮮人の滿洲に於ける交渉は歴史的、地理的因縁深く且つ緊密なものがあり、従つて渡滿者も少くな



滿洲开拓部



在外朝鮮人に對する保護施設

三〇〇

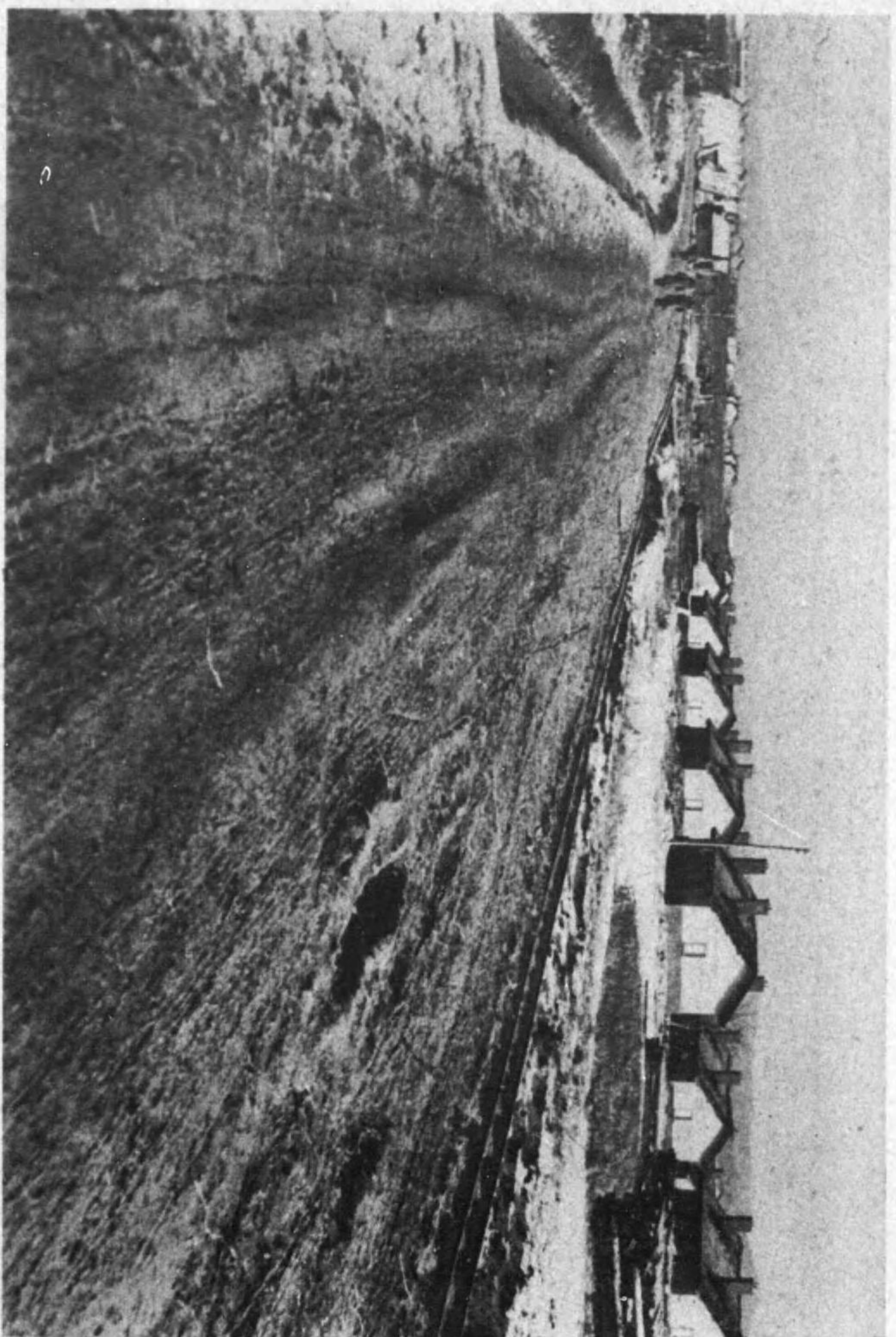
## 二七 在外朝鮮人に對する保護施設

在外朝鮮人の移住者は地理上の關係より滿洲國特に東部滿洲地方最も多く、中華民國之に次ぎ、海外に於ては米國本土・布哇・玖馬等が多數を占めてゐる。而して之等在外朝鮮人の多くは、朝鮮統治に對する認識極めて薄弱なるものが多いから、本府は朝鮮の現狀を認識せしめ且つ皇國臣民の本質に徹せしめんが爲、滿洲・支那・蒙疆は勿論其の他の諸外國在留朝鮮人に對しても、内鮮一體の趣旨の下に保護指導を爲すべく特に外務省と協議し、外務大臣より在外公館に對し右の趣旨に基く通牒を發して之が徹底を期して居る。

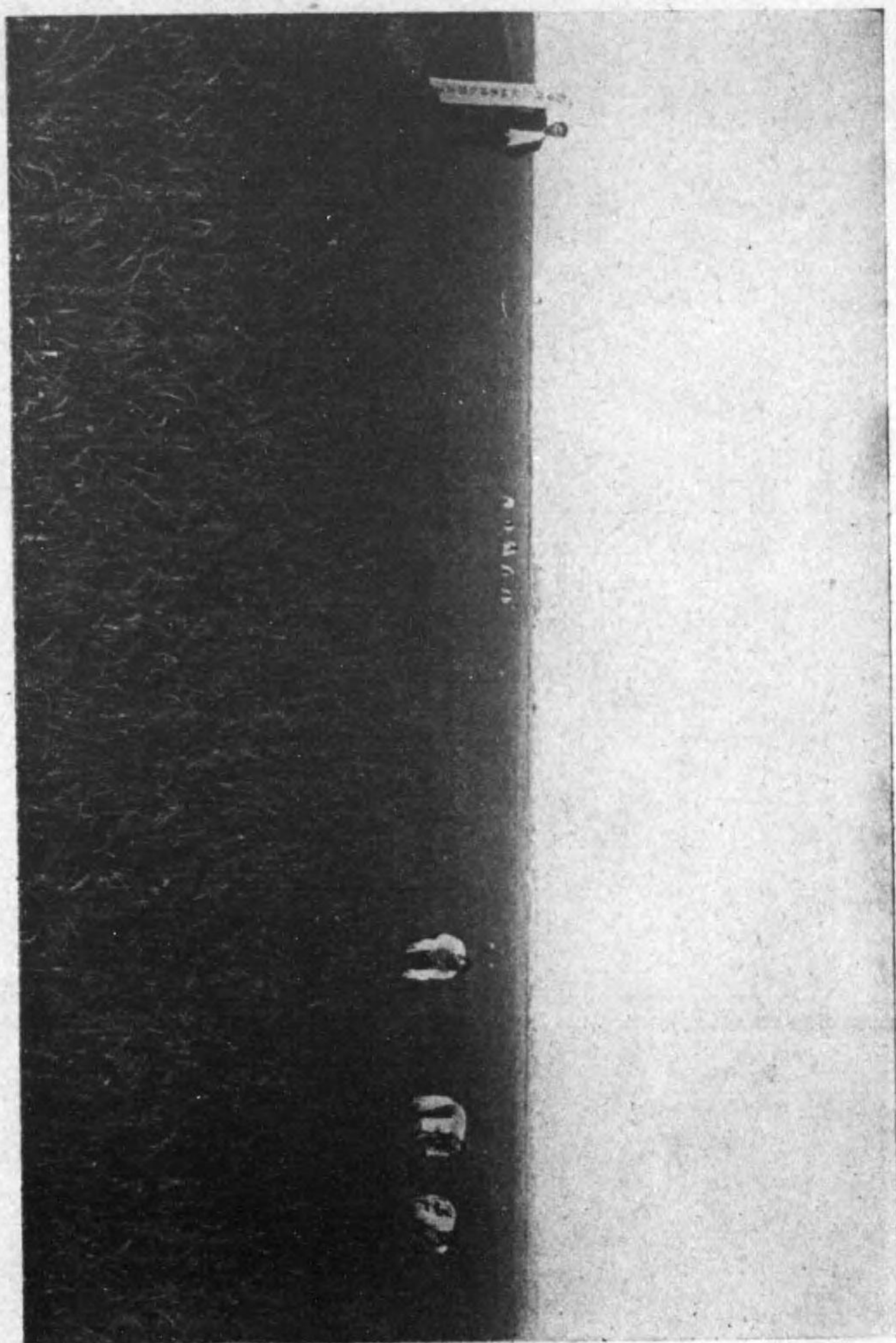
又朝鮮統治の精神並に躍進半島の實情は、外國並に外國人間にも殆んど認識されて居ない憾があるから、有力な外國人の來鮮視察を勧誘すると共に、來鮮者に對しては直接鮮内各地を視察せしむる外、或は映畫・文書等により、更に各種の會合等を設けて新しき朝鮮を紹介し、廣く全世界に對し、内鮮一體の事實を周知徹底せしめ、朝鮮に對する我が國統治の根本方針並に實際を正しく認識せしむべく鋭意これに努めて居る。

## 在滿朝鮮人の概況

朝鮮人の滿洲に於ける交渉は歴史的、地理的因縁深く且つ緊密なものがあり、従つて渡滿者も少くな



滿洲開拓部



章 陸 田 水 ノ 民 拓 開 洲 滿

かつたが、明治初年頃から進出の勢を増し、貧困農民及労働者の渡滿する者日に多きを加ふるに到つた。併し乍ら所謂舊東北軍閥政權時代に於ける官憲、地主等は、此等朝鮮人移住民に對して苛斂誅求の横暴を極め、爲に彼等は常に不安・焦燥・壓迫に怯へつゝも、尙幾多の犠牲を拂ひ惡戰苦闘を繼續し來つたのである。然るに偶々昭和六年滿洲事變勃發し、亞いで民族協和、王道樂土を國是とする滿洲帝國建設せられ、日滿兩帝國は一體不可分の緊密な關係を結び鮮滿亦一如の精神具現化せられるや、朝鮮人の滿洲への關心著しく昂調し、大陸に進出する者日に増加し毎年五萬を算へるに至つた。滿洲在住朝鮮人の戸口總數は、其の移動性の激しいのと輿地調査の至難なるに依り正確を期することは出来ないが、昭和十六年末滿洲國治安部の調査に依れば二十六萬九千四百餘戸百四十六萬九千餘人であるが更にこれ以外の調査漏をも推定加算すれば在滿朝鮮人の實數は百五十萬人以上に達すると想像される。而してこの百五十萬を突破せる在滿朝鮮人の約八割は農業に従事して居る者であり、而も其の過半は間島省及舊東邊道に管農してゐるものであるが、彼等は日夜孜孜として曠野を拓き今や數十萬町歩の未墾地を開墾するに至り、滿洲國の寶庫充實に貢獻しつゝある狀況である。

### 在滿者に對する施設

滿洲事變前に於ける施設 從來の渡滿朝鮮人の多くは、徒手空拳何等の資本を有しない爲、滿人地主への小作料に或は高利債務の支拂に、又甚しきは舊軍閥の苛斂誅求に因り、農耕資金は勿論日々の生活

在外朝鮮人に對する保護施設



にも迫はるゝ有様であつた。そこで韓國當時の統監府は間島に臨時派出所を設け、種々の保護施設を講じて此等同胞の伸展を圖つて來たが、更に併合後本府は益々其の施設を擴充し、各地に本府職員を駐在せしめて直接朝鮮人の保護に當らしめ、又外務省・滿鐵會社等と協力し年々多額の經費を支出して、教育・衛生・獸疫豫防・金融・産業及救濟等に關する各般施設の充實に努めて來たのであつた。

滿洲事變後に於ける施設 滿洲事變と共に蜂起した暴逆な兵匪・共匪・土匪の魔手を逃れ、鐵道沿線其他市街地に避難し來つた奥地居住朝鮮同胞の數は、一時的ではあつたが間島及表滿洲に於て各三萬餘人の多きに上つた。本府は此等避難民の救護處理の爲、新京其他各避難地中重要箇所を臨時に多數の職員を配置し、軍部・大使館及領事館等と協力して避難民の救濟に遺憾なきを期した。次いで滿洲國の建國成るや滿洲の情勢全く一變し、多年舊軍閥の誅求に喘ぎつゝあつた在滿朝鮮人は、漸次生活の更生を期し得るに到つたが、此の劃期的な現象は又一面、鮮内の一般民衆に大きな刺戟を與へ、新に多くの渡滿者を誘致することとなつた。爰に於て本府は、此等朝鮮人の保護撫育に一層拍車を加ふるの要あるを認め、先づ既移住者に對する生活安定の方途を講じ、從來の教育・醫療・金融・産業の諸施設を益々積極的に擴充し、亞いで滿洲事變及北滿大水害に因る罹災朝鮮農民中、原地歸還不能者に對する恒久的安定處理として、表滿洲に於ては昭和六年度に鐵嶺、昭和八年度に營口（榮興に改む）及河東、昭和九年度に綏化（興亞に改む）の四安全農村を、昭和十年度には三源浦の安全農村を建設すると共に、既設農村の擴充に努め、昭和十二年よりは營口農村の一部を除き、土地代家屋費の年賦償還を開始し自作農

創定に入ることとなつた。此等の安全農村には、何れも南滿及北滿一圓に互る避難鮮農及其の他貧困なる朝鮮農民を收容したのであるが、現在各農村とも順調な發展途上にある。

又間島地方は思想的に極めて複雑であり、滿洲事變以前より不逞團の巢窟、共匪の根據地として善良なる朝鮮農民は絶えず其の迫害を蒙り、殊に滿洲事變直後に在つては、兵匪・共匪隨所に跋扈し、殺害・放火・掠奪・拉致等暴戾至らざるなき爲、奥地居住の鮮農は陸續として安全地帯に避難する状態であつた。本府は此等朝鮮農民救濟の爲凡ゆる障害を排し、極力應急的保護を加へると共に彼等の安定策として間島に集團部落を建設することとした。右部落は自衛自作の一種特異の農民部落であつて、昭和七年度に九箇所、同八年度に十六箇所、更に同九年には五箇所を建設した。本施設の實現は、間島に於ける安全圏を擴大し、兵共匪の蠢動を壓迫することとなるを以て、匪賊は必死の勢を以て部落建設作業に妨害を試み、數十回に亘り襲撃を敢行したが、自衛團は常に勇敢に應戦し克く之を排撃してその事業を完成した。本部落は地理的に見て要所々々を占據してゐるが爲に、間島治安上最も効果的な一大役割を演ずるものであつて、本府は此等集團部落に收容した朝鮮農民の爲、各般の施設を集中し將來模範農村たらしむべく努力してゐる。

尙間島に對しては、本府は別に昭和七年度より東洋拓殖會社と協定し、同社をして尙五箇年間に二百萬圓の資金を以て二千五百戸の自作農創定を計畫し、現在其の貸出額は百三十萬圓にして創定面積約一萬四千町歩、戸數三千戸を自作農として創定した。



省名	昭和十四年			昭和十五年			昭和十六年			計
	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次	年次		
奉天	50	50	50	50	50	50	50	50	50	150
通化	50	50	50	50	50	50	50	50	50	150
吉林	50	50	50	50	50	50	50	50	50	150
牡丹江	50	50	50	50	50	50	50	50	50	150
龍江	50	50	50	50	50	50	50	50	50	150
錦州	50	50	50	50	50	50	50	50	50	150
北安	50	50	50	50	50	50	50	50	50	150
黑河	50	50	50	50	50	50	50	50	50	150
計	500	500	500	500	500	500	500	500	500	1500

集合開拓民省別入植調 (昭和十七年六月末現在)

省名	昭和十四年	昭和十五年	昭和十六年	計
奉天	274	550	100	824
吉林	87	50	100	237
龍江	45	95	41	181
通化	11	50	1	62
牡丹江	464	150	1	615
計	881	1,772	141	2,794

### 在支朝鮮人の概況

朝鮮人の支那に於ける交渉が滿洲に於けると同様自然的、地理的關係上古くから存在した事は改めて述ぶる迄もないが、現在の居留朝鮮人に就て之を見れば、明治四十三年の韓國併合後之に不満を唱ふる「不平分子」にして、支那特に北支方面に渡る者多く、同時に一般的な渡航者も漸く其の數を加へ、更に之に拍車を掛けたのは大正八年の獨立騒擾事件であつた。けれ共朝鮮人移住者の特に増加したのは、滿洲事變後で、冀東防共自治政府成立後、其の地理的關係から、滿洲國居住者中同方面に轉住する者が漸次其の數を加へたのであつた。かくて在支朝鮮人は今次支那事變の直前たる昭和十二年六月末現在には、其の概數三萬と稱せられてゐた。かくて事變發生當時は、戦火の洗禮を受けた爲各地方相當の減少を見たけれども、支那事變の大東亞戰に進展するにつれ、皇軍は支那奥地に進出し、且其の後方地帯は治安も漸次恢復したので、新規移住者數は昭和十四年以降月平均三千人を越え、昭和十六年末現在に於ける統計の示す處に依れば、北支に於て七萬二千七十六人中支に一萬一千三百十九人、南支に千四百九十人、計八萬四千八百八十五人であり、之に調査漏の者を合すれば約十萬と推せられるに至つた。

支那事變前までの、之等在留者の大部分は、少數の「不平分子」と比較的多數の所謂「不正業者」

在外朝鮮人に對する保護施設

(禁制品密賣者)であつたと言はれるが、然し善良な半島同胞も決して少かつた譯ではなく、殊に支那事變より大東亞戰爭に互り在留半島人も亦立派な皇國臣民である事を立證した。即ち日本天津義勇隊特別班は全部半島人で組織されてゐるが、其の班員は數次の變動にも不拘常に百餘名あり、一致團結して數の決死的獻身作業を事變勃發と殆ど同時に開始し、名譽の戦死傷者をも出し益々現地軍警と協力し、他の地方に就職しても夫々好評を博してゐる。青島並に張家口に於ても同様の團體が結成されて將來の活動が期待され、又上海朝鮮人會の事變當初に於ける大奉仕作業實施及び其の後に於ける活動、濟南居留民會の結成、昭和十五年三月末の包頭事件當時の在留朝鮮人の彈雨下の奉仕作業等、組織方面に於ても見るべきもの續出の傾向にあり、各地に於ける軍用飛行機の獻納、國防獻金、勞力奉仕等も亦少くないが殊に今回朝鮮人同胞に對する徵兵制度施行の旨發表を見るや何れも異常の感謝感激の下に名實共に日本人たらんとして舉つて皇國臣民化運動に邁進しつゝある狀況である。又特に新しい事象は、古來闖房より出ずることのなかつた婦人迄が、内地人婦人と共に第一線後方にふさわしい活動を始めたことである。又事變後帝國不動の國策線に副ひ、相當の資産と識見を有する堅實な半島人の新に渡航する者も増加して來たが、在留半島人の斯る愛國的事象と相俟つて、大東亞新秩序建設の上に今後益々大きな力となるであらう。

### 在支者に對する施設

從來在支朝鮮人の保護指導は一に外務省に於てなされ、外務省は出先公館との緊密なる聯絡の下に各地朝鮮人民會を督勵して工作し來つたものであるが、本府に於ては在支朝鮮人に對しても在滿朝鮮人同様之が惠澤に浴せしむべく計畫中の處、偶々昭和十二年七月支那事變の勃發に際會し、奥地在住者にして北京・天津等の安全地帯に避難し來つた者が少くなかつた。そこで本府は同七月十六日不取敢職員を天津に急派し、總領事館及軍と連絡して應急救護事務に當らしめ、かくて皇軍は破竹の進撃を續け、一方北支の治安も漸次恢復するに伴ひ、半島同胞の新に進出する者も激増し來り、之が保護撫育上幾多緊急處理を要する問題が簇出したので、本府は更に職員を同地方各地に派遣して之に當らしめ、同年十月外務省との間に在支朝鮮人事務の處理方に關する協定を結び兩廳間の分擔事項を定めたのである。即ち本府に於ては在留朝鮮人の思想善導・教育・衛生・産業・金融の如き助長方面の特別施設の創始擴充を爲すと共に、就職斡旋、事變後急激に増加した新規移住者の指導誘掖等、諸般の恒久的保護撫育事務に當ることとなり、昭和十三年度には北支・蒙疆方面に職員を増派して之等の事務に當らしめた。同年十月に至り更に既述本府外務省間の協定を昭和十四年度以降中支にも適用することに協定した。蓋し朝鮮人と内地人とは民風風習を異にする爲、實際上の取扱を全然同一にすることは兩者共に却つて不便を感ずる點があるのと、今後に於ける在外朝鮮人の動向は直に鮮内民心に反映するので、朝鮮統治の上に影響を及ぼすこと大なるものが、其の取扱上の規準は之を鮮内と同一程度たらしむることを必要とし、又實際の衝に當る者は特別の知識經驗を必要とする關係上、朝鮮事情に精通し朝鮮行政に最も習熟

せる技能と経験を有する本府が外務省に協力實施するのを最も適當なりと思惟した結果である。

今本府の在支朝鮮人に對する施設を示せば大要次の通りである。

(イ)職員の配置狀況 本府は外務省との協定に依り在北支朝鮮人の保護撫育事務に當る爲、昭和十三年六月に北京及張家口の兩出張所を開設し、北京出張所の監督下に天津及青島に派遣員を配置した。尙昭和十四年度中に更に濟南にも派遣員を置き、昭和十五年に、中支在住朝鮮人保護に任ずる爲上海にも職員を増派すると共に、昭和十六年九月石門、太原にも職員を派遣することになった。

(ロ)教育施設 在支朝鮮人兒童は殆ど日本内地人兒童と完全な共學の恩恵に浴してゐる。そしてその就學率は殆ど百パーセントに近く、之が経費も相當多額に上り、爲に内地人側の教育費負擔は加重したけれども、之に對し内地人から何等不平の聲もなかつたことは、在支朝鮮人の齊しく感激してゐる處である。然し本府としても之等の事情に鑑み、北京を初め多數朝鮮人兒童の在學する日本小學校に對し、之が経費の一部を昭和十三年度以降補助し來り、この補助金額は十三年度に於て三萬六千圓、十四年度に於て六萬五千圓、昭和十五年度は十三萬八千餘圓に上つてゐる。尙在支朝鮮人小學校兒童數は事變前僅に七百餘人にすぎなかつたが昭和十五年四月末日現在では三千五百餘名となり、中等學校青年學校等の生徒も夫々相當急増してゐる。従つて今後に於ける在留朝鮮人の生活向上と新規渡航者の激増等と相俟つて在學者數は愈々急激な増加を見るものと想はれる。然るに内鮮共學に對する最大の障害は國語の不自由に基因するので、本府は昭和十四年十月中外務省との間に協定を結び、國語の

豫習を目的とする幼稚園(初等教育準備學校)教育は本府が之を擔當することゝなつたが、昭和十七年四月現在幼稚園の數中支を合し三十一ヶ所五五學級に達し昭和十七年本府の補助金は一〇六、六〇七圓に上つて居る。尙新に開設するものに對しても適宜の處置を講ずる筈である。

(ハ)衛生施設 昭和十三年天津・北京・張家口昭和十四年濟南・青島昭和十五年上海昭和十六年太原の各居留民團に囑託醫を設置し在住朝鮮人の救済に従事せしむる外本府衛生試験室調濟になる急救藥品即ち胃腸藥、風邪藥其の他十四種の藥品を無償配付する等保健衛生の完璧を期すことに努めつゝあり。

(ニ)金融施設 北京及天津は北支に於ける朝鮮人の重なる集合地域であつて、昭和十四年三月現在で北京には約一萬人天津には約七千人居住してゐるが、朝鮮人の爲の金融機關は之を缺除してゐる實狀にあつたので、帝國領事館に於て兩地に都市金融組合を設置させ、その組合員に對し指導金融をなし物心兩方面の指導に依つて經濟の發展と生活の安定を期する事とし、天津興業金融組合は昭和十四年三月十三日附、北京興業金融組合は同月十七日附で夫々設置又昭和十六年二月には青島も設置の許可があり業務を開始し本府は之等金融組合に對し夫々基本金五千圓經費二千二十圓宛を補助し其の維持助成を計りつゝあり。

(ホ)北支安全農村設置 本府は支那事變に依る避難朝鮮人の救済及不正業者を歸農正業に就かしむる目的の下に外務省及軍、冀東自治政府と協議を遂げ河北省寧河縣蘆臺附近に荒蕪地三、五〇〇町歩を買収し安全農村を設定することゝし建設は東洋拓殖會社をして之に當らしめ、同社は本府及外務省より



の補助を受け昭和十三年十二月工事に着手し昭和十五年六月概ね建設工事を完了したるが之が所要額は二、五二二、〇〇〇圓にして本府はこの内五四七、四〇〇圓の補助をなし本農村建設の助成を計れり。

現在農村の收容戸数は約一、〇〇〇戸、五、〇〇〇名に及んでゐるが本農村の運営は所轄領事館の監督及本府指導の下に協同組合之に當り組合は農村の一般事務、農事の指導をなすと共に農民に對し營農資金の調達に當らしむることとしたが、之が營農資金の融資額は一、〇〇〇、〇〇〇圓を超過する狀況にして本府は之に對し金利補償の爲昭和十五年以降毎年五萬三千圓の補助をなし農民の負擔の軽減を計れり。又教育施設としては組合に於て蘆臺農村國民學校を經營し六六七名の兒童を收容し之が教育に當らしめてゐるが之に對しても年々多額の補助をなし教育に萬全を期してゐる。其の他衛生施設としては病院を建設し囑託醫を配置し農民の救療に従事せしむる等本府は夫々適切なる施設を講じつつあるが他方農村の警備に付ても自衛團を組織せしめ領事館警察署の指揮の下に警備の萬全を期してゐる。斯くの如く農村の諸般の設備日々完備し本農村民は定着し感謝の念を持って生業に邁進しつつある現況にして本年度は北支稀有の大旱拔にも拘らず本農村の約二、〇〇〇町歩、粃六〇、〇〇〇石の收穫を豫想せられ治安の維持と相俟つて往年の荒蕪地は令や全く美田と化し北支に於ける重要な食糧米生産地として年々飛躍的發展を遂げ名實共に安全農村として所期の目的を達成しつつあり。

(ハ)輔導施設 天津華街三不管に居住する朝鮮人窮民は、事變前後の調査によれば百九戸三百八十八名

であるが、其の生活の安定を圖ると共に正業に轉向せしむるがため、本府は昭和十三年十二月天津朝鮮人民會に補助金を下付し、製繩機二十臺、軍手編機械二十二臺並に其の附屬品を購入させ、其の製作工場で雇傭すべき職工は必ず天津朝鮮人民會で選定した前述の窮民を使用すると言ふ條件の下に、斯業に經驗を有し信用確實な當業者に委託經營を行はしめてゐるが、土地柄恰好の授産事業なる爲所期の成績を収めてゐる。尙昭和十四年度に於ては、北京・天津の二箇所職業輔導所を設け、之に對して總額三萬六百萬圓の補助を與へ、靴下製造法、洗濯法を教授して適當な技術を授けると共に、別に製圖工も養成する事とし、現在實施中である。

(ト)華北半島人協會並に協勵會の設立 北支在住朝鮮人の指導助成に關する方策を調査研究し之が實踐に付指導助成を爲すを目的として軍、外務省、本府の指導の下に昭和十六年四月三十日北京に華北半島人協會を設立し之が下部團體として實踐機關たる協勵會を北京外三一箇所設置せり。而して協勵會に於ては内鮮一體の精神に則り半島人をして興亞聖戰の意識に徹せしめ華北在住皇國臣民としての責務を完遂せしめんが爲國民意識の昂揚、内鮮一體精神の確立、奉仕責任觀念の徹底、質實剛健なる生活の建設等の勵行邁進に依り半島人の自省自戒、互助協勵、親睦向上を計るを以て目的とす。昭和十六年度華北半島人協會に對し本府は補助費六萬圓を交付して其の助成に努む尙同會には専任指導員を設置し機關雜誌「協勵」を發行し各現地機關の指導後援の下に其の目的達成に邁進しつつあり。

附  
錄

參  
考  
統  
計  
表

# 參考統計表 目次

16	國民學校	八
15	地方財政	七
14	直接稅平均負擔額	六
13	收入濟額稅目別	六
12	國稅收納額	六
11	朝鮮簡易生命保險特別會計	六
10	朝鮮鐵道用品資金特別會計	五
9	朝鮮總督府特別會計歲入歲出	五
8	行政區劃	四
7	朝鮮人の内地渡航及歸還者	三
6	朝鮮人の出生及死亡	三
5	内地人の出生及死亡	二
4	人口密度	二
3	戸數及人口	一
2	面積(内地との比較)	一
1	面積(帝國全土)	一
.....		
32	金融機關	一四
31	朝鮮簡易生命保險契約現在高	一三
30	郵便貯金現在高	一三
29	放送局及聴取者	一三
28	道路延長	一二
27	鐵道營業杆程	一二
26	鐵道投資額	一二
25	國有鐵道收入及支出	一一
24	專賣收入及支出	一一
23	傳染病患者及死亡者	一〇
22	醫療機關	一〇
21	布教所布教者及信徒	九
20	朝鮮神宮參拜者	九
19	神社神祠	九
18	國語を解する朝鮮人	九
17	書堂	八

33	銀行預金現在高	一四	54	造林	三三
34	銀行貸出金現在高	一四	55	林産價額	三三
35	手形交換高	一五	56	林産價額種類別	三四
36	朝鮮銀行券發行高	一五	57	水産價額	三四
37	銀行金利	一六	58	水産價額比較(帝國全土)	三五
38	耕地面積	一六	59	水産製造高	三五
39	自作小作別耕地面積	一六	60	鑛業許可鑛區	三六
40	農業者戸數	一七	61	鑛業隊行鑛區	三六
41	自作小作別農業者戸數	一七	62	鑛産價額	三七
42	農産價額	一七	63	工場、從業者及生産額	三七
43	農産價額種類別	一八	64	工産價額	三七
44	米	一八	65	工産價額業種別	三八
45	麥	一九	66	會社	三八
46	大豆、粟、棉、甘藷、馬鈴薯	一九	67	保險	三九
47	家畜産高	二〇	68	貿易額	三九
48	牛	二〇	69	朝鮮人の開拓民	四〇
49	豚	二〇			
50	鶏	二二			
51	肥料消費高	二二			
52	林野面積	二三			
53	林野蓄積	二三			

參考統計表

(本表中昭和十六年の計數を揭示せざるものは未だ集計に至らざるものなり。)

1 面積 (帝國全土)	
總數	六、一〇、六三三 方呎
朝鮮	二、〇、八四〇 方呎
内地	三、二、五六一 方呎
臺灣	三、九六二 方呎
樺太	三、〇九〇 方呎
南洋羣島	二、一四九 方呎
關東州	三、四六三 方呎
千分比	一、〇〇〇、〇〇〇 三三・三六 五六一・七一 五・八〇 五三・〇〇 三・一五 五・〇八

2 面積 (内地との比較)

朝鮮		内地	
道名	面積 方呎	面積 方呎	面積 方呎
道	三、〇、八四〇	本州より青森縣を除きたるもの	三、〇、九〇一
咸鏡南道	五、九六六	九州より鹿兒島縣を除きたるもの	三、九七五
忠清北道	七、四八八	熊本縣	七、四八八
	一六、九七七	四國より香川縣を除きたるもの	一六、九二四

3 戸數及人口

戸數		人口	
總數	二、八、〇四、一〇三	總數	二、三、三三、〇一七
内地人	五、〇、九三二	内地人	一、七、一、五四三
朝鮮人	二、七、九、九五六	朝鮮人	一、三、二八、七八〇
外國人	三、一、五五	外國人	二、六、九四
	一七二、六六〇		七、七、〇、一一一
	四、三、七、二、三九		二、三、九、三、〇六三
	一四、七、七、六		七、三、八、三三
	四、五、五、六、六七		

明治四十三年末  
昭和十六年末